

# R3年度トラック輸送状況の実態調査結果(全体版)

トラック輸送における取引環境の実態を明らかにするため、それぞれの主体ごとに「運送委託者(荷主)調査」、「運送事業者調査」それぞれについてアンケートを行うとともに、調査結果の分析を行った。

	運送委託者(荷主)調査	運送事業者調査
調査票送付数	全国に所在する以下の業種の企業 農林水産業・鉱業 200社 卸売業・小売業 2,000社 製造業 3,000社 計 5,200社	全国に所在する運送事業者(営業所) 一般貨物自動車運送事業 4,846社 貨物軽自動車運送事業 154社 計 5,000社
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業者の概要</li> <li>➤ 運送事業者との取引状況(時間指定、荷役作業、荷待ち時間、書面化、等)</li> <li>➤ 標準貨物自動車運送約款の改正内容について</li> <li>➤ 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の認知状況等</li> <li>➤ 荷主勧告制度、荷主に対する「働きかけ」の認知状況等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業者の概要</li> <li>➤ 真荷主/運送事業者との取引状況(時間指定、荷役作業、荷待ち時間、書面化、等)</li> <li>➤ 標準貨物自動車運送約款の改正内容について</li> <li>➤ 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の認知状況等</li> <li>➤ 荷主勧告制度、荷主に対する「働きかけ」の認知状況等</li> </ul>
調査方法	アンケート(郵送配布・Web 回答)	アンケート(郵送配布・Web 回答)
アンケート実施期間	R4年1月下旬～2月28日	R4年1月下旬～2月28日
有効回答件数	666社	984社 (うち貨物軽自動車運送事業者 (42社))
回収率	12.8%	19.7%

注: 本調査は都道府県ごとに対象数が異なり、ここに示す結果はその集計結果であるため、全国の平均値を表すものではない。

## 目次(インデックス)

### 運送委託者(荷主)調査結果

1. 回答事業者の概要	3
2. 運送委託者の認知度等	6
3. 取扱品類別	16
4. 自由意見取りまとめ	29

### 運送事業者調査結果

1. 回答事業者の概要	34
2. 荷主との取引関係	38
3. ドライバーが不足している場合の対応	41
4. 荷積み・荷卸しの際の荷待ちの発生状況	42
5. 運送契約の書面化の状況	43
6. 一部改正された標準貨物自動車運送約款の改正内容の理解状況	44
7. 運賃・料金の決定・改定、下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて	45
8. 改善基準告示について	48
9. 労働時間等の短縮に向けた荷主・元請への要望	49
10. 【元請調査】労働時間等の短縮に向けた下請からの要望	51
11. 【元請調査】「ドライバーの生産性向上」について	52
12. 荷主勧告制度の理解状況	53
13. 荷主に対する「働きかけ」の理解状況、原則2次下請までに制限する取り組みの実施状況	54
14. 自由意見取りまとめ	57

### 付属資料

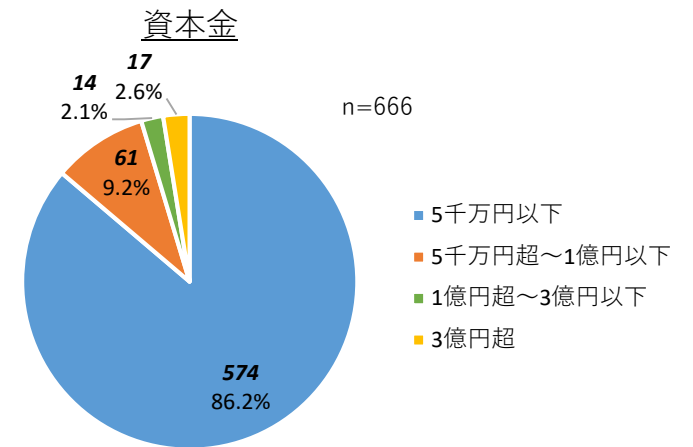
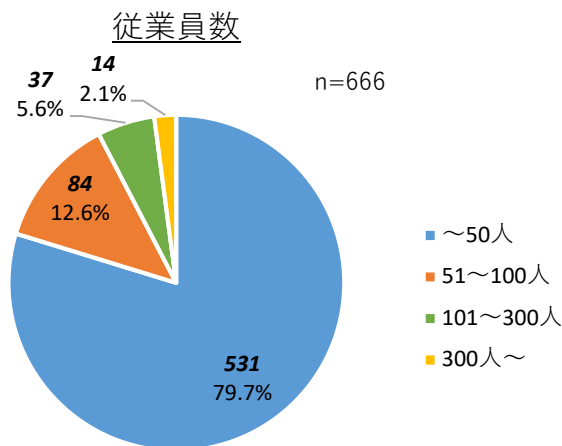
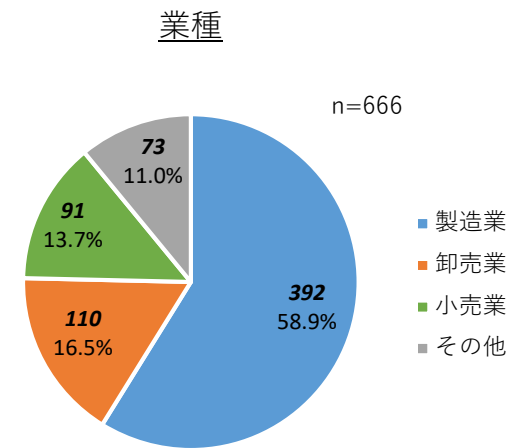
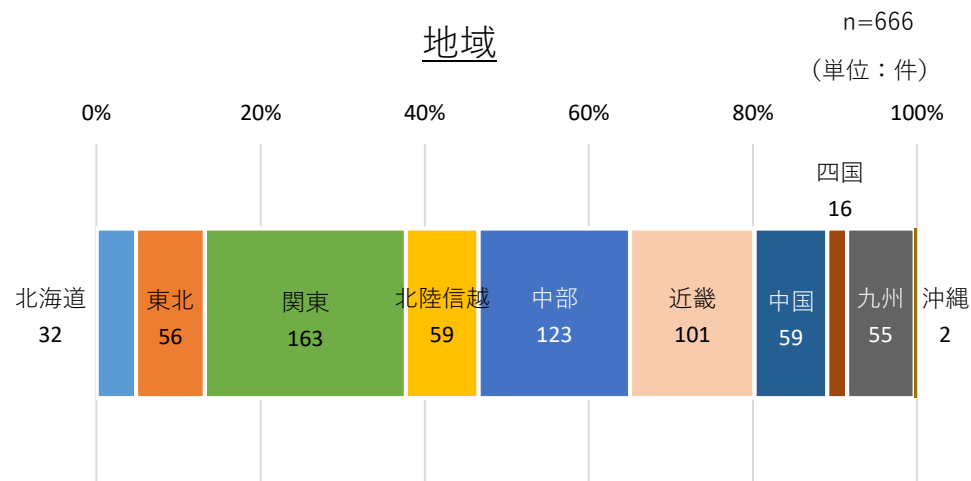
本資料で使用する用語の説明、定義等	59
運送委託者(荷主)調査設問	61
運送事業者調査設問	68

# 運送委託者（荷主）調査

1. 回答事業者の概要  
1.1. 回答事業者の概要

## 1.1 回答事業者の概要

- 回答事業者は 666 社の荷主企業からのご協力を得ています。
- 回答事業者は、「関東」「中部」「近畿」で全体の約 60%を占めており、業種では製造業が約 60%を占めている。
- また、資本金、従業員数などから、ご協力を頂いた荷主企業は中堅企業が多かったものと推察される。



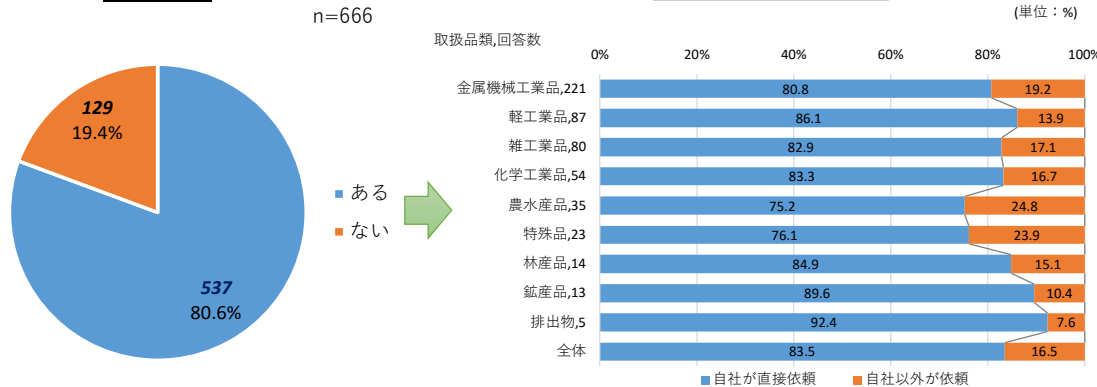
# 運送委託者（荷主）調査【出荷】

1. 回答事業者の概要  
1.2 出荷依頼状況

## 1.2 出荷依頼状況

- 荷主に出荷の依頼について質問をしたところ、全体の 80.6%が「依頼している」との回答になっている。なお、運送を依頼している割合は全体で「自社が直接依頼」が 83.5%となっている。
- 出荷で最も多い取扱品類をみると、「金属機械工業品」が 41.7%と最も多く、次いで「軽工業品」16.6%、「雑工業品」14.9%となっている。
- 出荷の品類別地域割合をみると、取扱品類が多かった「金属機械工業品」は「関東」が最も多く 25.9%、「軽工業品」は「関東」「中部」「近畿」で全体の 57.3%を占め、「雑工業品」についても「関東」「中部」「近畿」で全体の 57.6%を占めている。
- 各地域別の品類割合をみると、北海道、中国では「金属機械工業品」「軽工業品」「雑工業品」が地域全体の 65.4%、79.6%をそれぞれ占め、四国では「農水産品」「金属機械工業品」「雑工業品」が地域全体の 71.4%を占めている。

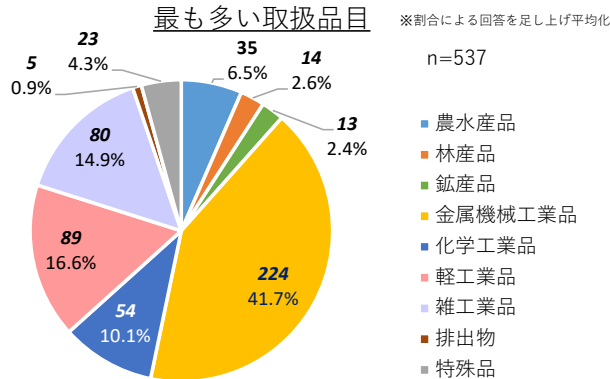
### ➤ 出荷 出荷依頼



### ○品類別地域割合

割合（取扱品類を100とした場合）

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	総計
農水産品	5.7%	14.3%	28.6%	8.6%	5.7%	8.6%	8.6%	8.6%	11.4%	0.0%	100.0%
林産品	7.1%	7.1%	14.3%	0.0%	28.6%	21.4%	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%	100.0%
鉱産品	23.1%	7.7%	15.4%	7.7%	15.4%	7.7%	0.0%	7.7%	15.4%	0.0%	100.0%
金属機械工業品	2.2%	8.0%	25.9%	9.8%	19.2%	19.2%	7.1%	1.8%	6.7%	0.0%	100.0%
化学工業品	1.9%	7.4%	27.8%	11.1%	16.7%	18.5%	3.7%	1.9%	11.1%	0.0%	100.0%
軽工業品	6.7%	4.5%	23.6%	10.1%	20.2%	13.5%	12.4%	1.1%	6.7%	1.1%	100.0%
雑工業品	7.5%	1.3%	22.5%	11.3%	21.3%	13.8%	10.0%	3.8%	8.8%	0.0%	100.0%
排出物	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%
特殊品	8.7%	21.7%	26.1%	4.3%	4.3%	26.1%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	4.8%	7.3%	25.0%	9.7%	18.1%	16.6%	8.2%	2.6%	7.6%	0.2%	100.0%



### ○地域別品類割合

割合（各地域を100とした場合）

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	総計
農水産品	7.7%	12.8%	7.5%	5.8%	2.1%	3.4%	6.8%	21.4%	9.8%	0.0%	6.5%
林産品	3.8%	2.6%	1.5%	0.0%	4.1%	3.4%	4.5%	7.1%	0.0%	0.0%	2.6%
鉱産品	11.5%	2.6%	1.5%	1.9%	2.1%	1.1%	0.0%	7.1%	4.9%	0.0%	2.4%
金属機械工業品	19.2%	46.2%	43.3%	42.3%	44.3%	48.3%	36.4%	28.6%	36.6%	0.0%	41.7%
化学工業品	3.8%	10.3%	11.2%	11.5%	9.3%	11.2%	4.5%	7.1%	14.6%	0.0%	10.1%
軽工業品	23.1%	10.3%	15.7%	17.3%	18.6%	13.5%	25.0%	7.1%	14.6%	100.0%	16.6%
雑工業品	23.1%	2.6%	13.4%	17.3%	17.5%	12.4%	18.2%	21.4%	17.1%	0.0%	14.9%
排出物	0.0%	0.0%	1.5%	1.9%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.9%
特殊品	7.7%	12.8%	4.5%	1.9%	1.0%	6.7%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

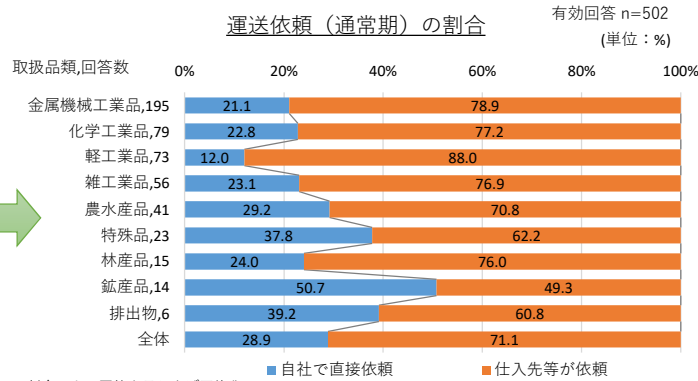
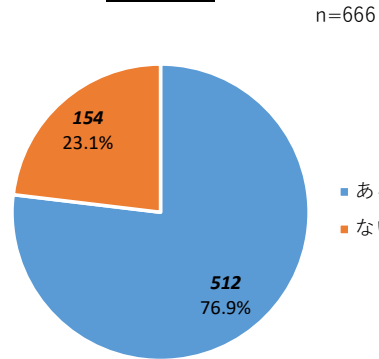
# 運送委託者（荷主）調査【入荷】

1. 回答事業者の概要  
1.3 入荷依頼状況

## 1.3 入荷依頼状況

- 荷主に入荷の依頼について質問をしたところ、全体の 76.9%が「依頼している」との回答になっている。なお、運送を依頼している割合は全体で「仕入先が直接依頼」が 71.1%となっている。
- 入荷で最も多い取扱品類をみると、「金属機械工業品」が 39.3%と最も多く、次いで「化学工業品」15.6%、「軽工業品」14.5%となっており、出荷依頼で取扱いの多い品類とほぼ同じであった。
- 入荷の品類別地域割合をみると、取扱品類の多い「金属機械工業品」は「関東」が最も多く 25.4%、「化学工業品」は「関東」「中部」「近畿」で全体の 62.5%を占めており、「軽工業品」も「関東」「中部」「近畿」で 56.7%を占めており、出荷依頼の品類別地域割合とほぼ同じであった。
- 各地域別の品類割合をみると、近畿では「金属機械工業品」「化学工業品」「軽工業品」が地域全体の 80.3%を占め、九州では「金属機械工業品」「化学工業品」「雑工業品」が地域全体の 70.4%を占めている。

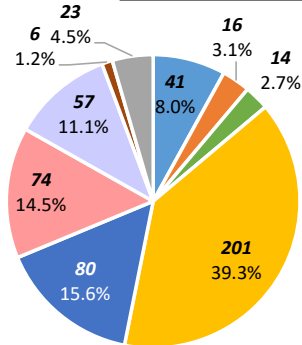
### ➤ 入荷 入荷依頼



### ○品類別地域割合

	割合（取扱品類を100とした場合）										総計
	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
農水産品	7.3%	4.9%	26.8%	9.8%	14.6%	9.8%	17.1%	4.9%	4.9%	0.0%	100.0%
林産品	0.0%	6.3%	6.3%	0.0%	37.5%	25.0%	6.3%	12.5%	6.3%	0.0%	100.0%
鉱産品	14.3%	21.4%	21.4%	7.1%	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	100.0%
金属機械工業品	2.0%	7.5%	25.4%	9.0%	20.9%	18.4%	7.5%	2.5%	7.0%	0.0%	100.0%
化学工業品	3.8%	7.5%	27.5%	6.3%	17.5%	17.5%	3.8%	3.8%	12.5%	0.0%	100.0%
軽工業品	5.4%	9.5%	18.9%	6.8%	18.9%	18.9%	10.8%	2.7%	8.1%	0.0%	100.0%
雑工業品	5.3%	3.5%	22.8%	10.5%	21.1%	10.5%	12.3%	1.8%	12.3%	0.0%	100.0%
排出物	0.0%	0.0%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	100.0%
特殊品	13.0%	30.4%	26.1%	13.0%	8.7%	4.3%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	100.0%
全体	4.3%	8.4%	24.4%	8.4%	19.1%	15.8%	8.0%	2.9%	8.6%	0.0%	100.0%

### 最も多い取扱品目



- 農水産品
- 林産品
- 鉱産品
- 金属機械工業品
- 化学工業品
- 軽工業品
- 雑工業品
- 排出物
- 特殊品

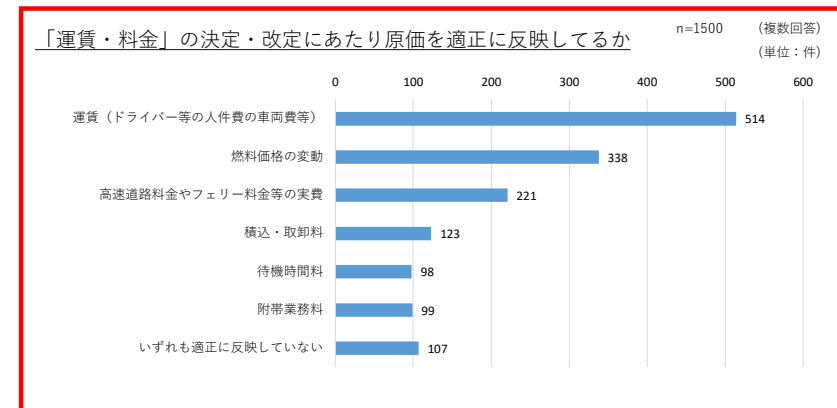
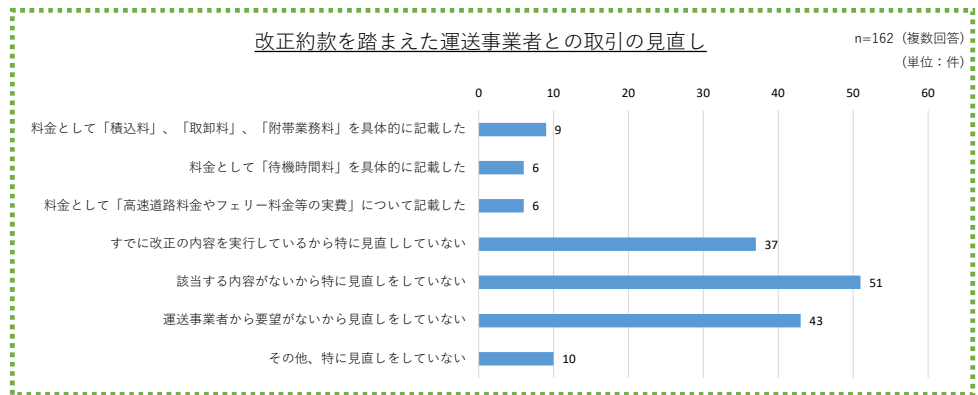
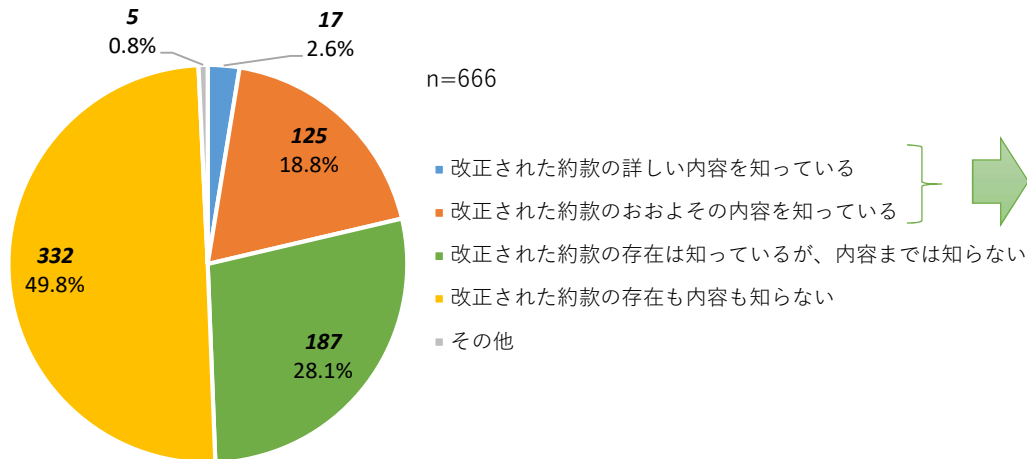
### ○地域別品類割合

	割合（各地域を100とした場合）										総計
	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
農水産品	13.6%	4.7%	8.8%	9.3%	6.1%	4.9%	17.1%	13.3%	4.5%	0.0%	8.0%
林産品	0.0%	2.3%	0.8%	0.0%	6.1%	4.9%	2.4%	13.3%	2.3%	0.0%	3.1%
鉱産品	9.1%	7.0%	2.4%	2.3%	2.0%	1.2%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	2.7%
金属機械工業品	18.2%	34.9%	40.8%	41.9%	42.9%	45.7%	36.6%	33.3%	31.8%	0.0%	39.3%
化学工業品	13.6%	14.0%	17.6%	11.6%	14.3%	17.3%	7.3%	20.0%	22.7%	0.0%	15.6%
軽工業品	18.2%	16.3%	11.2%	11.6%	14.3%	17.3%	19.5%	13.3%	13.6%	0.0%	14.5%
雑工業品	13.6%	4.7%	10.4%	14.0%	12.2%	7.4%	17.1%	6.7%	15.9%	0.0%	11.1%
排出物	0.0%	0.0%	3.2%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	1.2%
特殊品	13.6%	16.3%	4.8%	7.0%	2.0%	1.2%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	4.5%
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%

## 2.1 改正された「標準貨物自動車運送約款」の認知度

- 改正された標準貨物自動車運送約款について質問をしたところ、「知っている」が 49.5%であったが、「改正された約款の存在も内容も知らない」と答えた荷主企業が 49.8%で半数を占めていた。
- 「改正された約款の内容を知っている」荷主企業に、実運送事業者にどのような見直しをしたのか質問したところ、「料金として具体的に記載した」との回答が 9 件あり、「すでに改正の内容を実行しているから特に見直しをしていない」との回答も 37 件あった。また、「該当する内容がないから特に見直しをしていない」との回答が 51 件あった。
- 「運賃・料金」の決定・改定にあたり原価を適切に反映しているかについて質問をしたところ、「運賃（ドライバー等の人件費や車両費等）」に反映しているとの回答が最も多く 514 件あり、次いで「燃料価格の変動」338 件、「高速道路料金やフェリー料金等の実費」221 件といった回答があった。

改正された標準貨物自動車運送約款の認知度

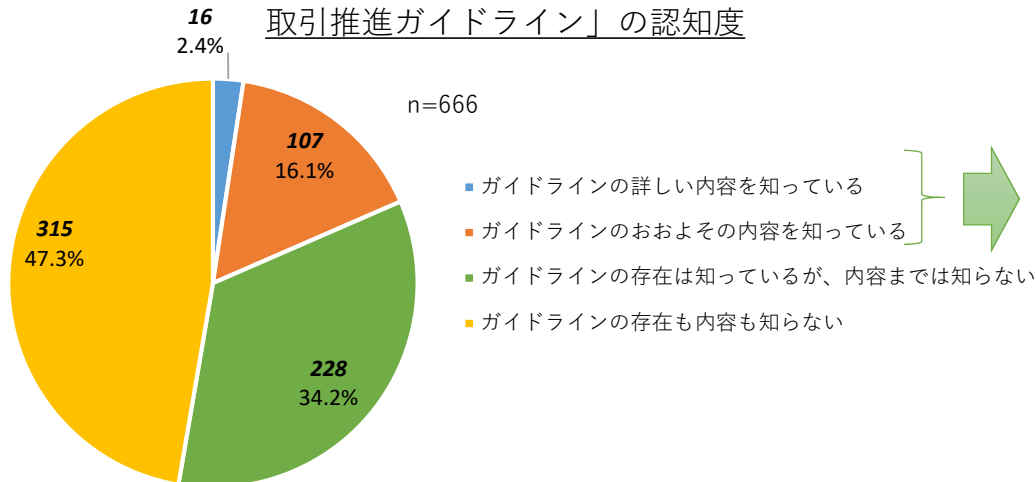


## 2.2 「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の認知度①

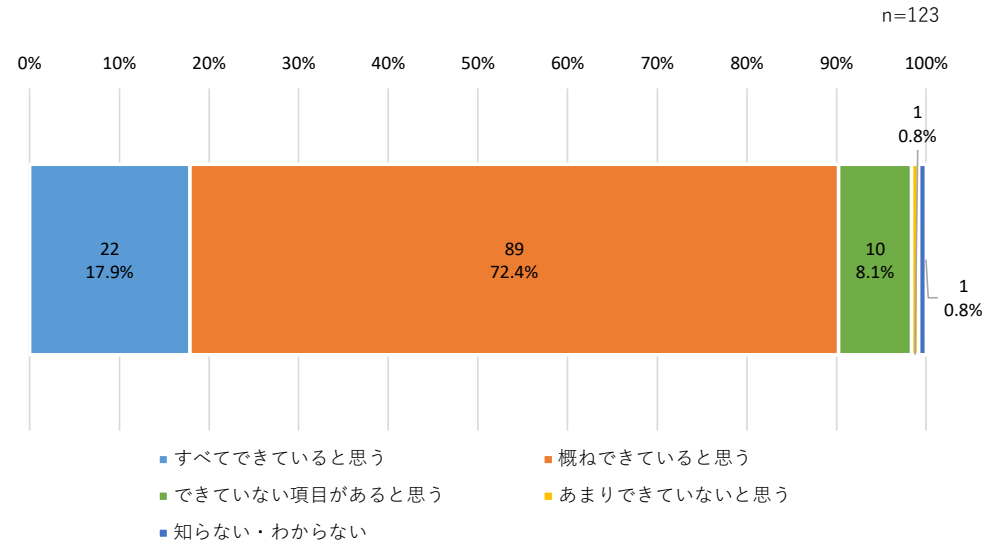
- 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について質問したところ、ガイドラインの存在について知っているとの回答が半数以上の52.7%を占めたが、「ガイドラインの存在も内容も知らない」との回答が47.3%もあった。
- また、ガイドラインの内容を知っている荷主企業に、ガイドラインの遵守状況について質問したところ、「概ね、できていると思う」と「すべてできていると思う」と回答した企業が90%を超え、ガイドラインの内容を知っている荷主企業については、取引環境等への意識が高いものと推察される。

「トラック運送業における下請・荷主適正

取引推進ガイドライン」の認知度



ガイドラインにある適正取引の遵守状況

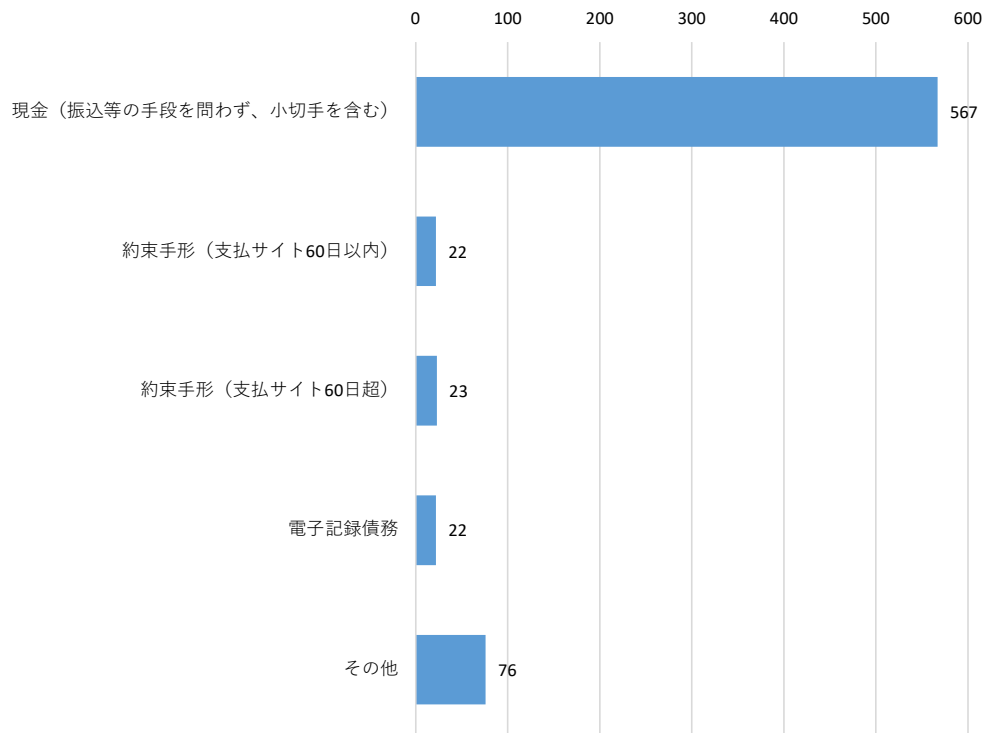


## 2.2 「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の認知度②

- 運送事業者と取引する際の支払い手段について、「現金（振込等の手段を問わず、小切手を含む）」が 567 件と最も多い。
- 約束手形による取引については、コストを勘案して約束手形を利用しているといった回答が 11.1%あった。
- 約束手形廃止に向けた取組の認知度について、「知っており、既に自社において取り組みを始めている」「知っており、今後自社において取り組みを始める予定」と回答した企業は 17.9%となっている。

運送事業者と取引する際の支払い手段について

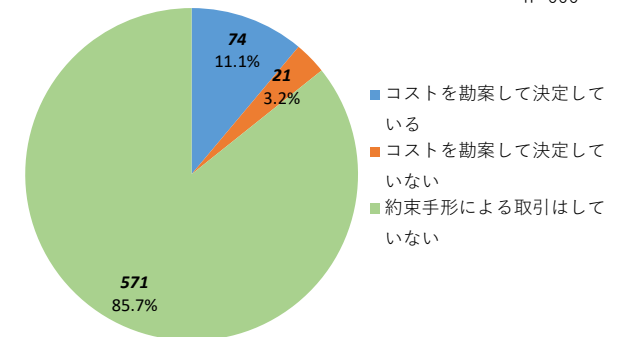
n=710（複数回答）



※支払サイトとは、取引代金の締切日から支払日までの猶予期間のこと

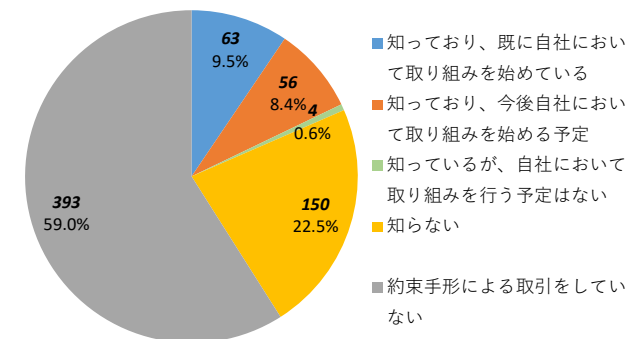
約束手形により取引している場合のコストについて

n=666



約束手形廃止に向けた取組の認知度

n=666



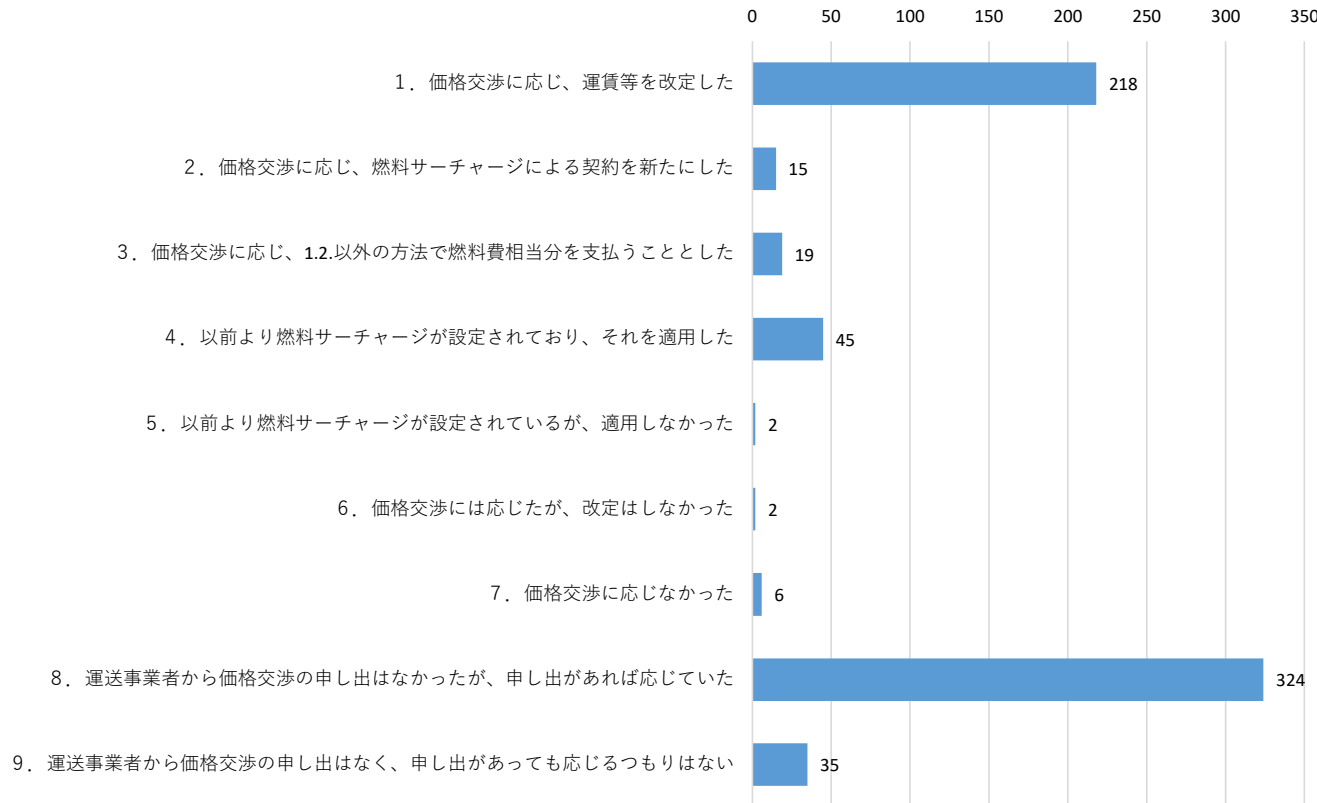


## 2.2 「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の認知度③

• 燃料価格高騰に係る価格交渉について、「運送事業者から価格交渉の申し出はなかったが、申し出があれば応じていた」が最も多く 324 件、次いで「価格交渉に応じ、運賃等を改定した」が 218 件となっている。

燃料価格高騰に係る価格交渉について

n=666

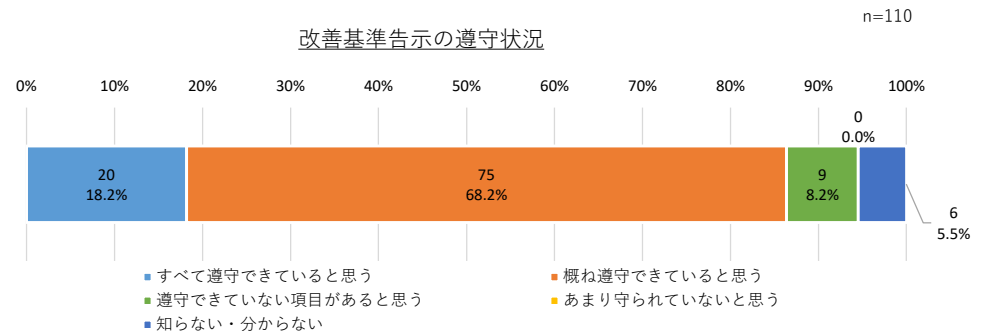
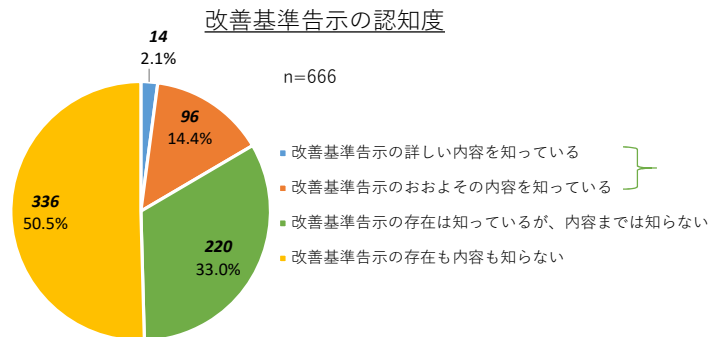
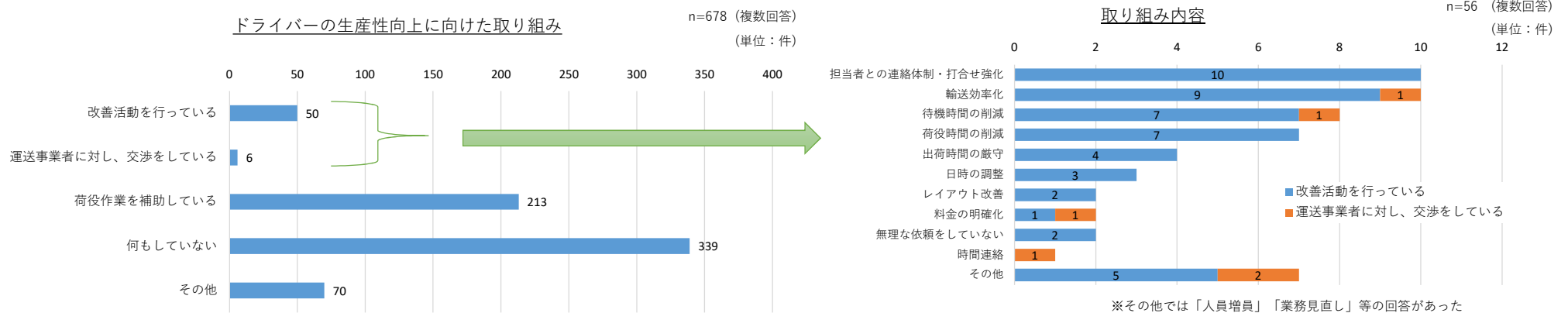


### 5.6.7.9 の主な理由（有効回答）

- 5. 「基準に達していないから」
- 6. 「猶予期間を設けたから」
- 7. 「見積をもらってから」
- 7. 「仕入先が決定しているから」
- 9. 「コストを抑えたいから」
- 9. 「申し出がないから」
- 9. 「自社での支払いではないから」
- 9. 「具体的に見積をもらってから検討」
- 9. 「申し出の内容による」
- 9. 「他業者と比較検討してから」
- 9. 「本社・親会社との交渉になるから」
- 9. 「収支が減少するから」

### 2.3 「生産性向上の取り組み」、「改善基準告示」の認知度

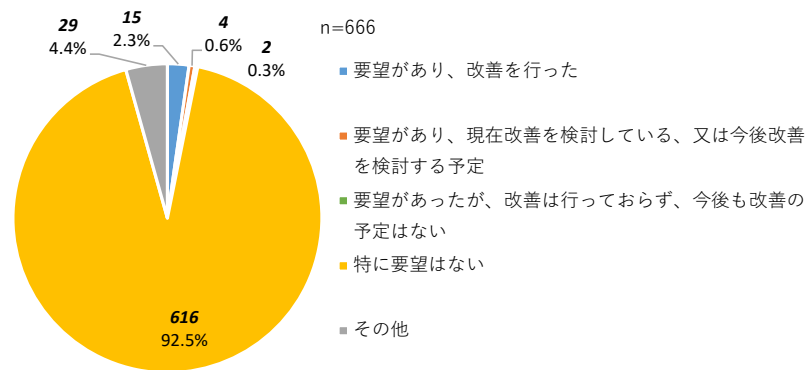
- トラックドライバーの生産性向上について質問したところ、何らかの改善への取り組みを行っているとの回答が 269 件あったが、逆に「何もしていない」との回答も 339 件あった。
- また、改善活動の取り組み内容についてさらに質問したところ、「担当者との連絡体制・打合せ強化」や「輸送効率化」といった取り組みが多く、次いで「待機時間の削減」や「荷役時間の削減」といった取り組みの回答があった。
- 改善基準告示の認知度について質問したところ、改善基準告示について荷主企業の半数が認知をしているが、「存在も内容も知らない」との回答も半数を占めていた。
- また改善基準告示の内容を知っている荷主企業に対して、遵守状況について質問したところ、「すべて遵守できていると思う」、「概ね遵守できていると思う」が 86.4%と大半を占めており、改善基準告示の内容を知っている荷主企業の取引環境等への意識が高いものと推察される。



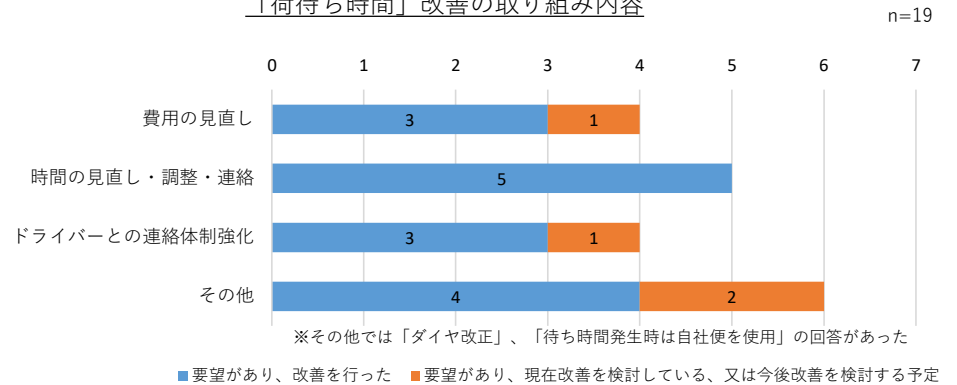
## 2.4 運送事業者からの要望に対する取り組み①

- 「荷待ち時間」について運送事業者からの改善要望について質問したところ、「特に要望がない」が 92.5%と大半を占めており、「要望があった」との回答は 3.2%しかなかった。
- なお、どのような改善の要望があったかを質問したところ、「時間の見直し・調整・連絡」「費用の見直し」「ドライバーとの連絡体制強化」等の「改善」といった回答があった。
- 「荷役作業」について運送事業者からの改善要望について質問したところ、「特に要望がない」が 94.6%と大半を占めており、「要望があった」との回答は 2.4%しかなかった。
- なお、どのような要望があったかを質問したところ、「パレット化」や「荷役作業補助、または実施」等の「改善」といった回答があった。

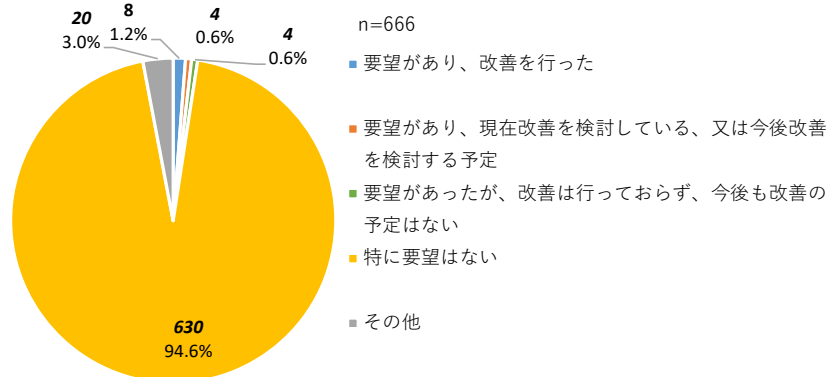
「荷待ち時間」の改善要望について



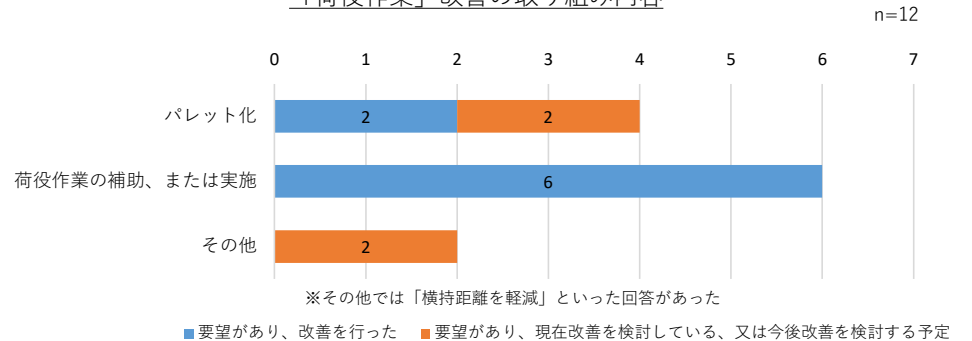
「荷待ち時間」改善の取り組み内容



「荷役作業」の改善要望について



「荷役作業」改善の取り組み内容

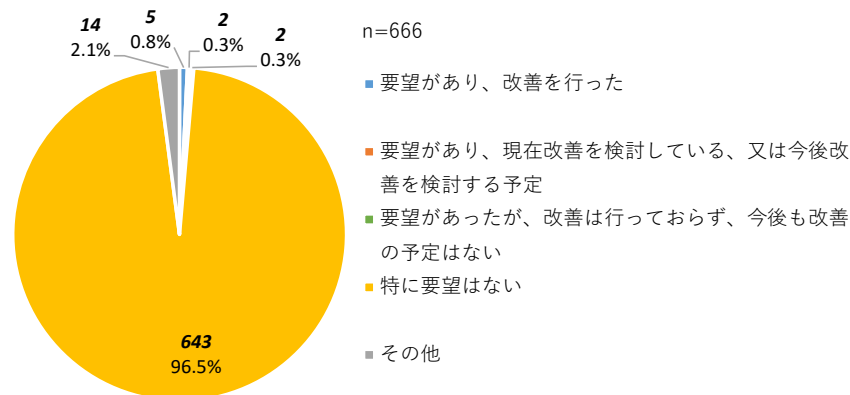


## 2.4 運送事業者からの要望に対する取り組み②

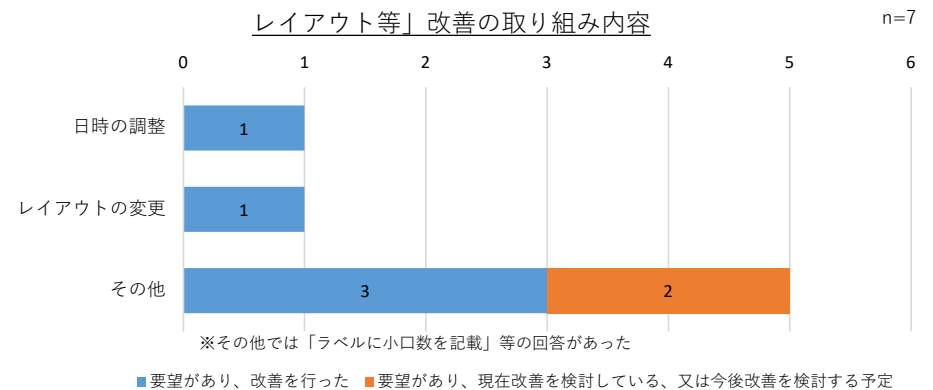
- 運送事業者からの「作業の内容や手順、所要時間、集荷場所のレイアウト変更等」の要望について質問をしたところ、「特に要望がない」が 96.5%と大半を占めており、「要望があった」との回答は 1.4%しかなかった。
- なお、要望があったのは、「日時の調整」「レイアウトの変更」等の「改善」について回答があった。
- 適正取引や安全運行確保の観点から、原則 2 次下請\*までに制限しているかについて質問したところ、「制限をしている」との回答は 36.9%にとどまり、「行っていない」との回答が 63.1%であった。

※運送事業者は適正取引や安全義務の観点から、原則 2 次下請までの制限を自主行動計画として策定している。

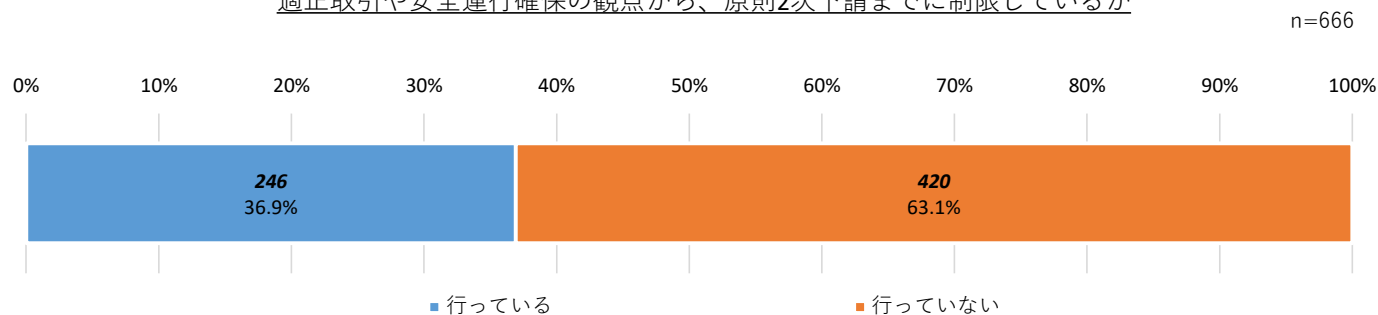
「作業の内容や手順、所要時間、集荷場所のレイアウト変更等」の改善要望



「作業内容、所要時間、集荷場所のレイアウト等」改善の取り組み内容



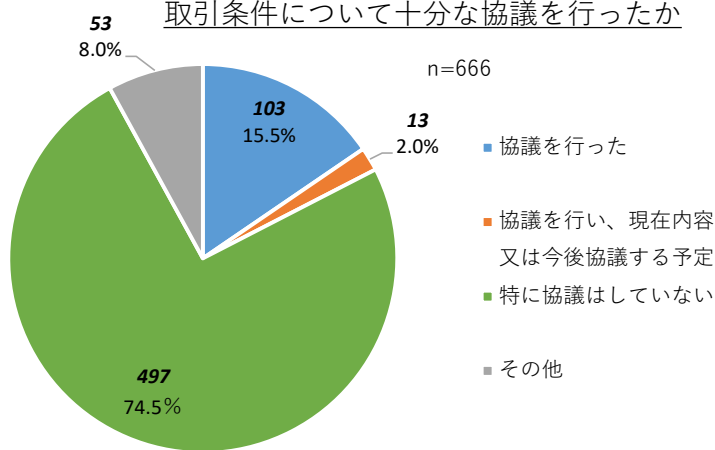
適正取引や安全運行確保の観点から、原則2次下請までに制限しているか



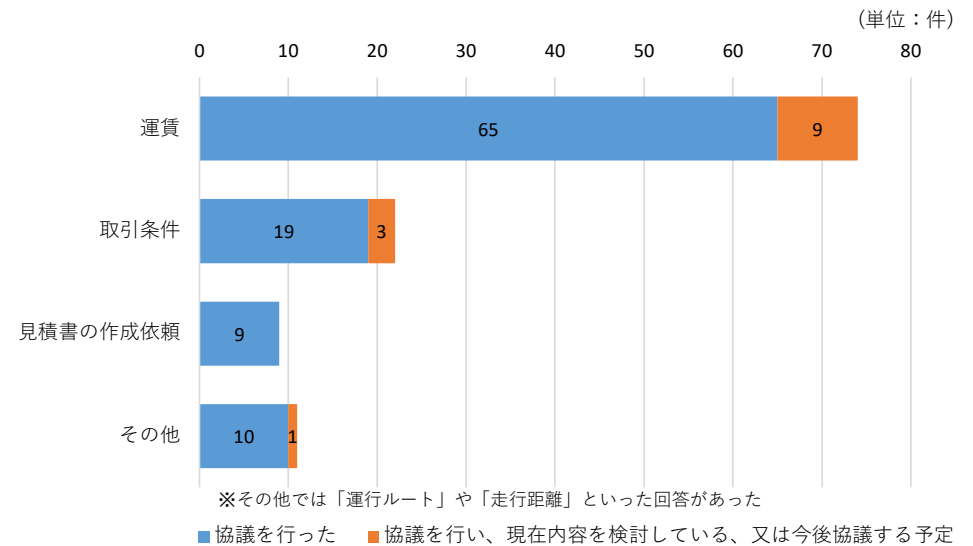
## 2.5 運送事業者との運送・取引条件の協議について

- 運送事業者と運賃・料金の設定をはじめ、運送・取引条件について協議を行っているのかを質問したところ、「特に協議はしていない」74.5%との回答が多く、「協議を行った」「協議を行い、現在内容を検討している、又は今後協議する予定」が 17.5%にとどまっている。
- なお、具体的に協議した内容を質問したところ、「運賃」が最も多く 74 件であった。

運送事業者と運賃・料金の設定をはじめ、運送・取引条件について十分な協議を行ったか



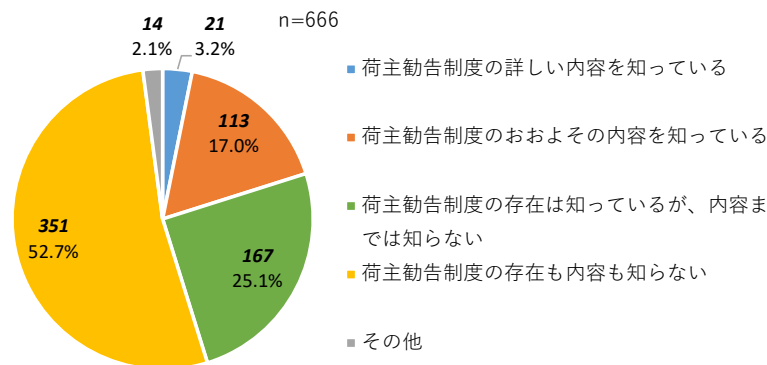
具体的にを行った運送業者と協議した内容 n=116 (複数回答)



## 2.6 荷主勧告制度・荷主への働きかけについて①

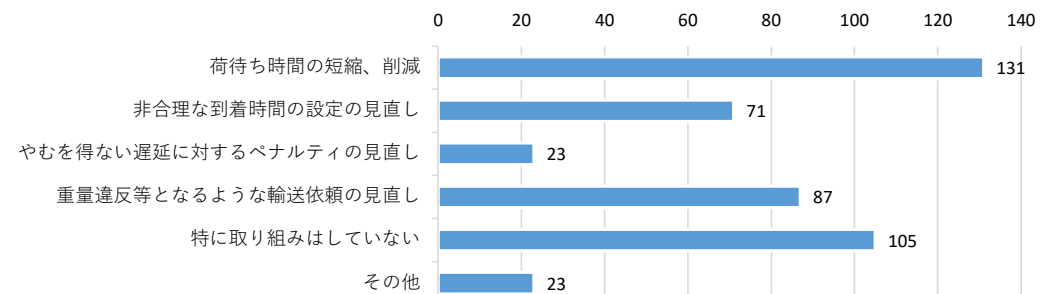
- 荷主勧告制度について質問したところ、「知っている」との回答が 45.3%あったが、「存在も内容も知らない」との回答が 52.7%と半数を占めていた。なお、知っている場合にその取り組み内容について質問したところ、「荷待ち時間の短縮、削減」の回答が 131 件と最も多く、次いで「重量違反等となるような輸送依頼の見直し」87 件、「非合理的な到着時間の設定の見直し」71 件といった回答があった。
- 経済産業省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省の 4 省が連携して行っている荷主への「働きかけ」について質問したところ、「知らない」が 70.5%と回答の大半を占めていた。

荷主勧告制度の認知度



荷主勧告制度が発令されないための取り組み内容

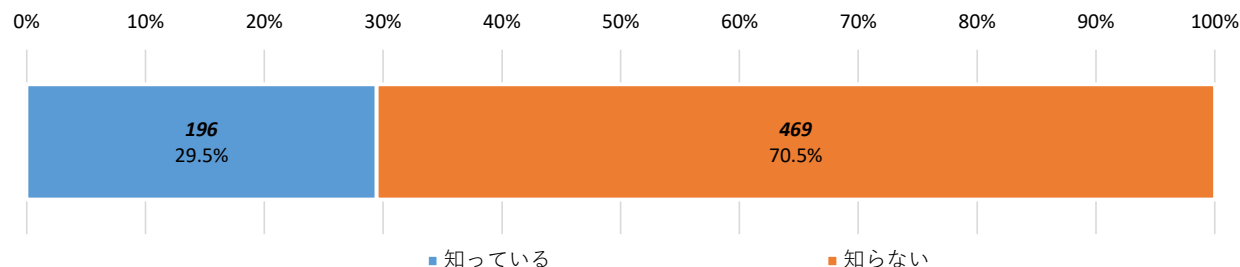
n=440 (複数回答)



※その他では「運送事業者の方針に合わせている」「要望があれば検討、協議している」といった回答があった

荷主の配慮義務（働きかけ）の認知度

有効回答 n=665

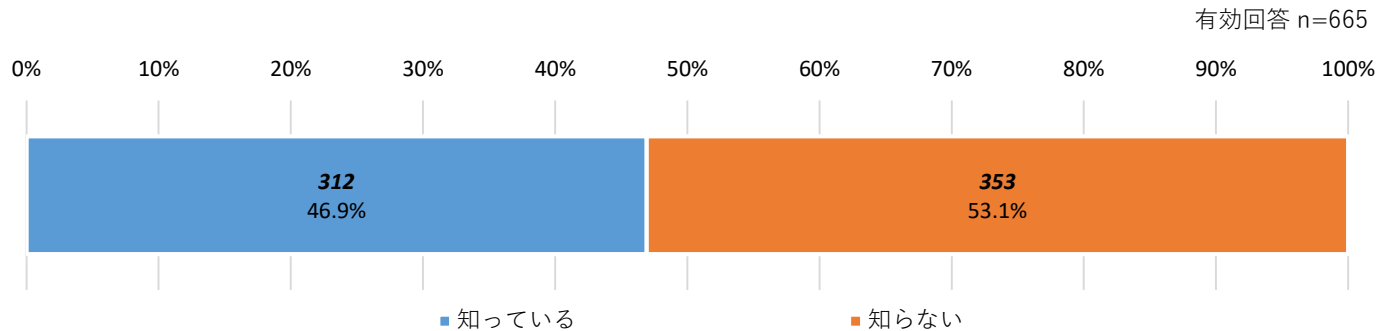


※「働きかけ」とは、令和元年7月から違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通省と関係省庁（経済産業省、農林水産省、厚生労働省）と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行っています。

## 2.6 荷主勧告制度・荷主への働きかけについて②

- 燃料費の上昇分を不当に据え置くことに対する勧告・公表の対象となることについて質問したところ、「知っている」との回答が46.9%あったが、「知らない」との回答が53.1%と半数を超えていた。

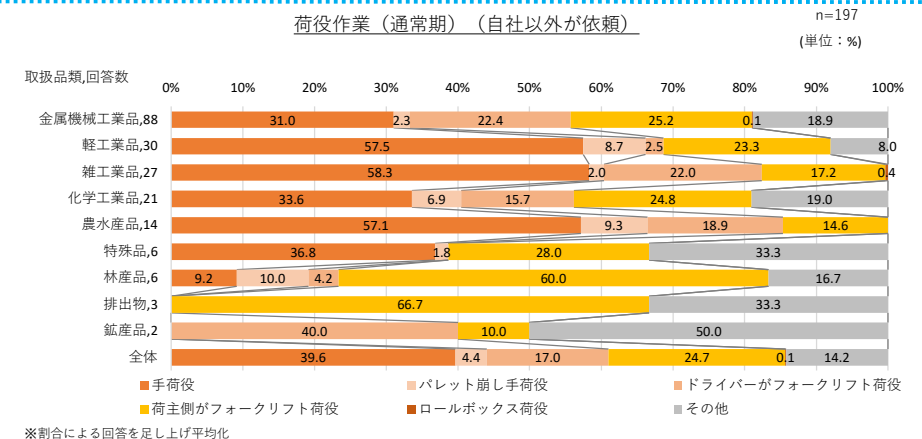
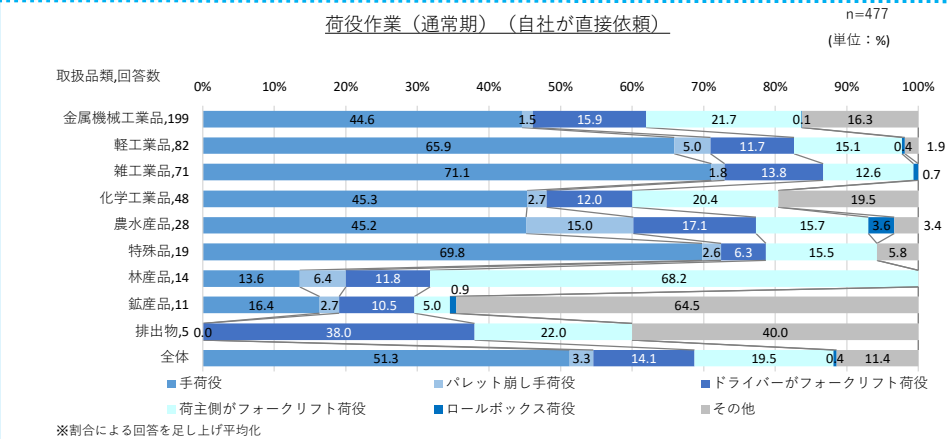
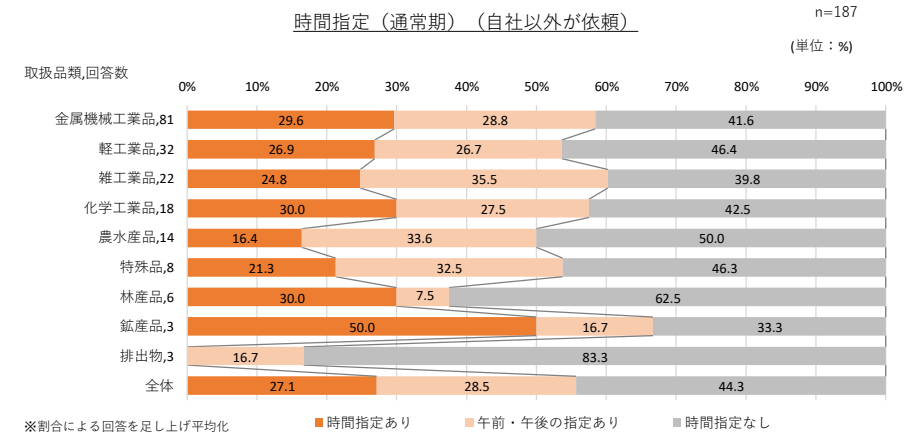
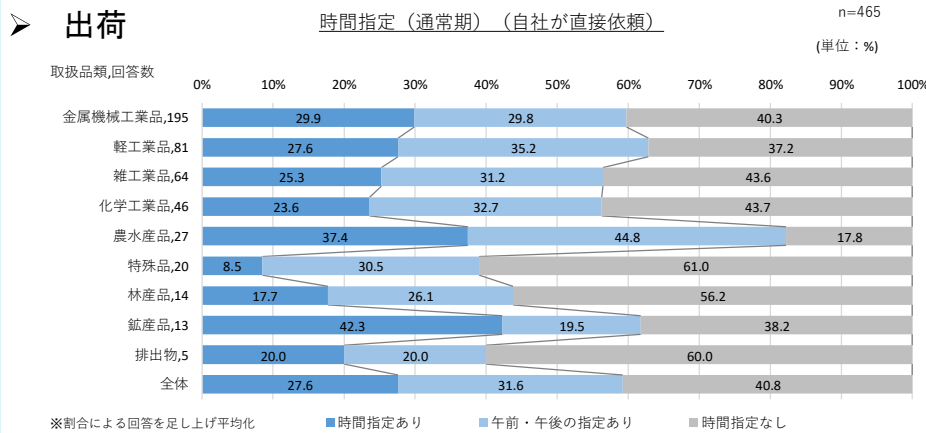
燃料費の上昇分を不当に据え置くことに対する勧告・公表の対象となることの認知度



# 運送委託者（荷主）調査

## 3.1 出荷依頼における運送事業者との取引関係について（時間指定・荷役作業）①

- 出荷依頼における時間指定について質問したところ、金属機械工業品、軽工業品、雑工業品、化学工業品、農水産品、鉱産品では、「時間指定あり」及び「午前・午後の指定あり」の回答が、「自社が直接依頼」、「自社以外が依頼」とともに 50%を超えているが、全体では「時間指定なし」も約 40%を占めている。また、林産品については、「時間指定なし」が、「自社が直接依頼」、「自社以外が依頼」とともに 50%を超えている。
- 荷役作業の内容について質問したところ、「手荷役」が多い品類は雑工業品であり、「自社が直接依頼」では 71.1%、「自社以外が依頼」でも 58.3%と比較的高く、次いで軽工業品が、「自社が直接依頼」では 65.9%、「自社以外が依頼」でも 57.5%であった。  
※p.16～p.28 の評価は、回答数 10 件以上について評価している。



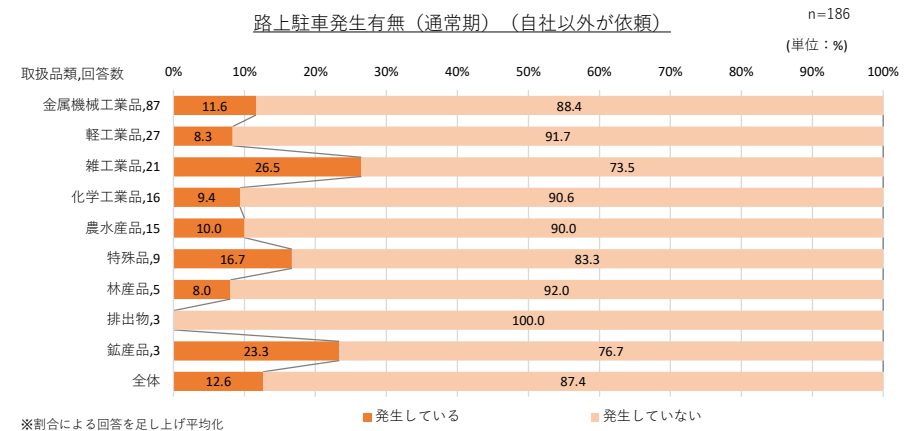
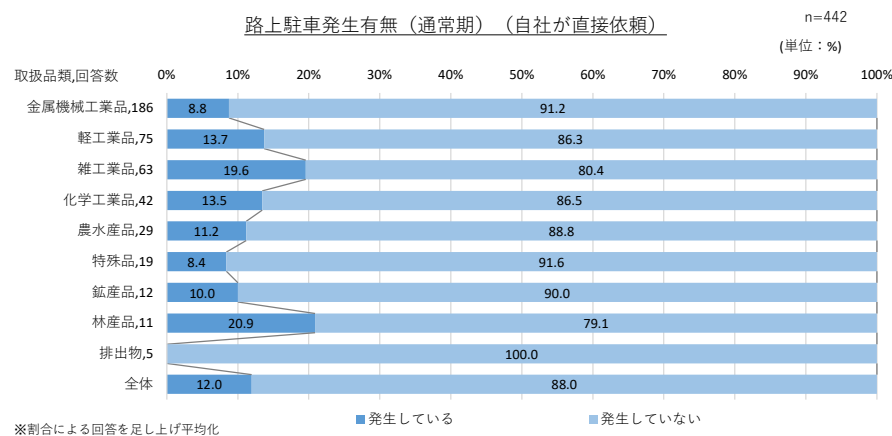
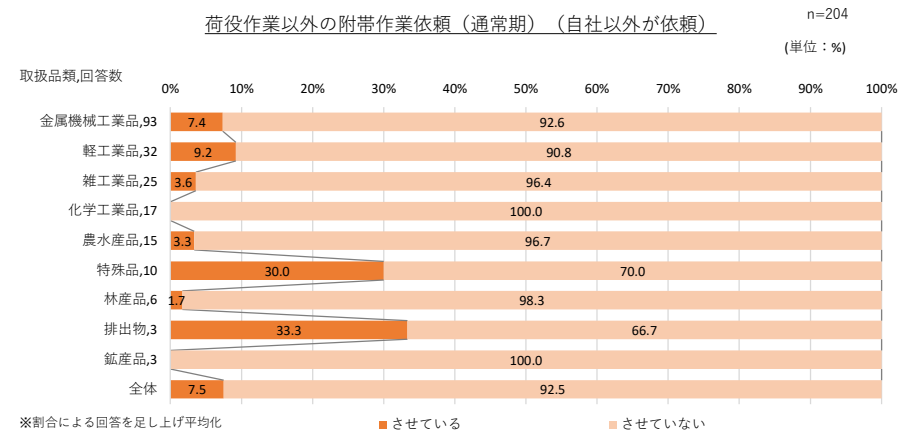
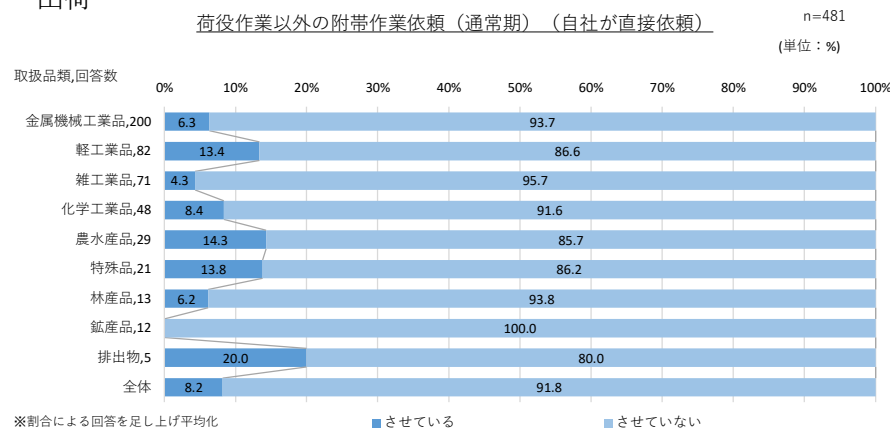


# 運送委託者（荷主）調査

## 3.1 出荷依頼における運送事業者との取引関係について（附帯作業・路上駐車）②

- 荷役作業以外の附帯作業について質問したところ、全体的に「させていない」が 90%を超えている。なお、「させている」の回答で、「自社が直接依頼」では、農水産品が 14.3%と最も高く、次いで特殊品で 13.8%となっている。一方、「自社以外が依頼」では特殊品で 30.0%と最も高かった。
- 路上駐車の有無について質問したところ、全体で「発生していない」の回答がほとんどであったが、荷役作業が多い品類である雑工業品では、「発生あり」の回答が、「自社が直接依頼」では 19.6%、「自社以外が依頼」は 26.5%であった。

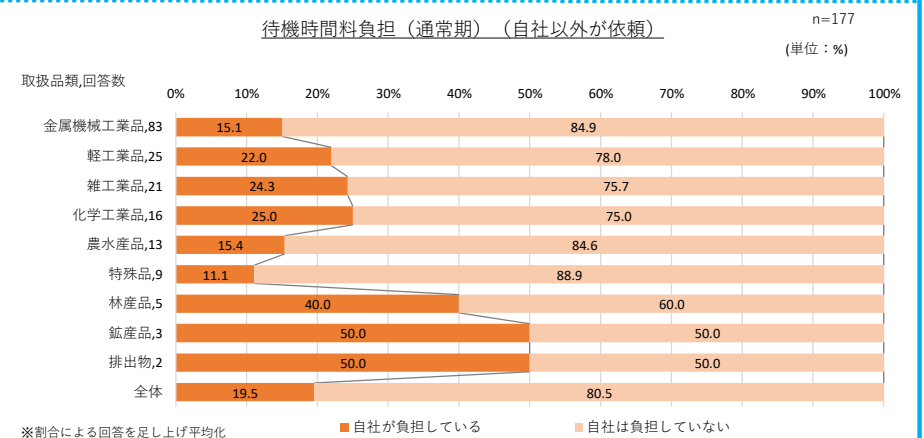
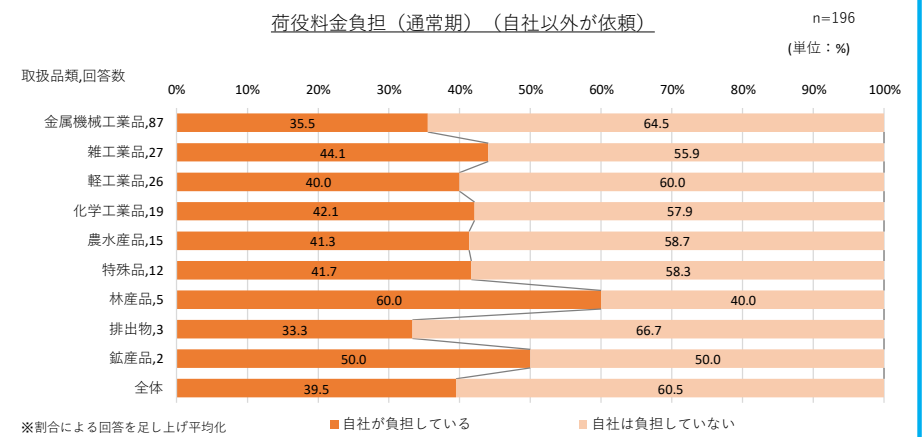
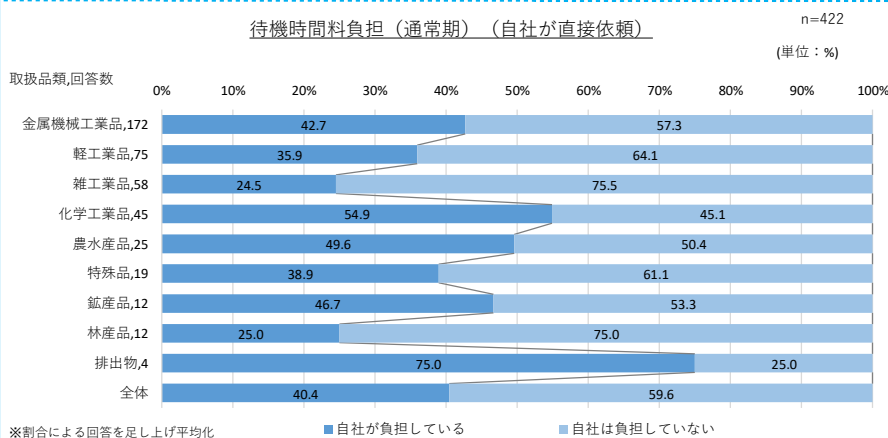
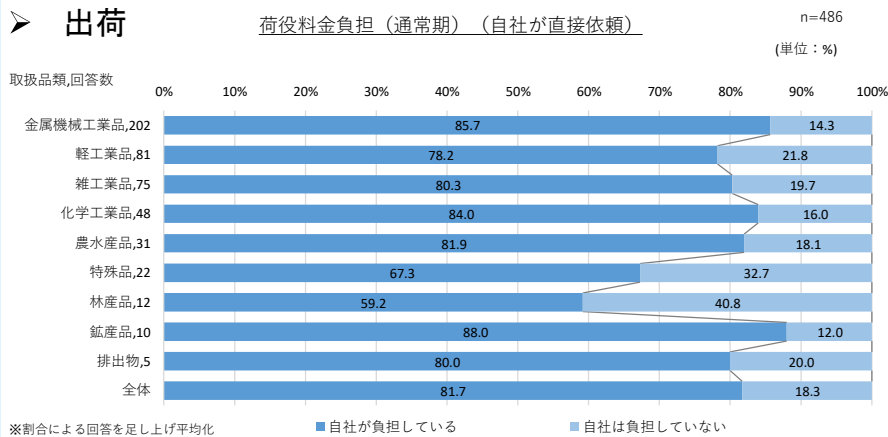
### ➤ 出荷



# 運送委託者（荷主）調査

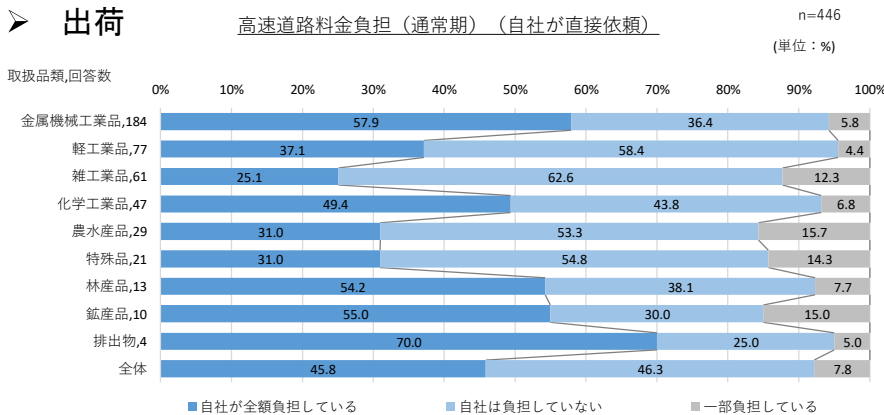
## 3.1 出荷依頼における運送事業者との取引関係について（荷役料金・待機料金）③

- 荷役料金の負担について質問したところ、全体での自社が負担しているとの回答が、「自社が直接依頼」では 81.7%と高く、「自社以外が依頼」では 39.5%と低くなっている。
- 待機時間料の負担について質問したところ、全体での自社が負担しているとの回答が、「自社が直接依頼」では 40.4%、「自社以外が依頼」では 19.5%となっている。また取扱品類別での自社が負担しているとの回答では、化学工業品(54.9%)、農水産品(49.6%)、鉱産品(46.7%)で比較的高い傾向となっている。

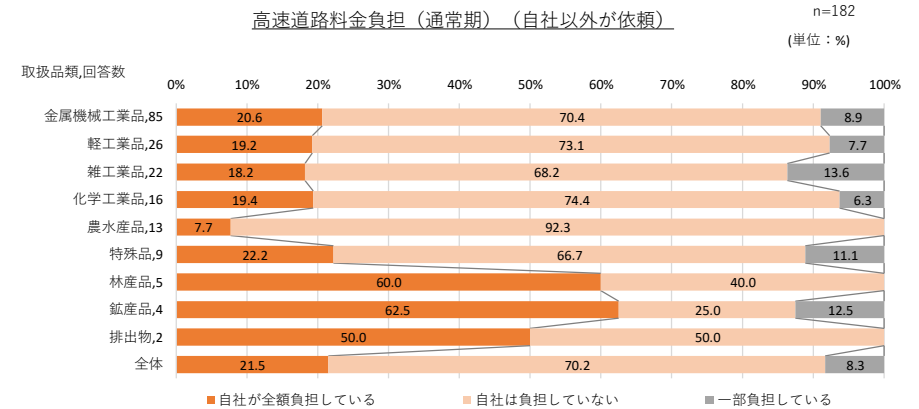


### 3.1 出荷依頼における運送事業者との取引関係について（高速道路料金・燃料サーチャージ）④

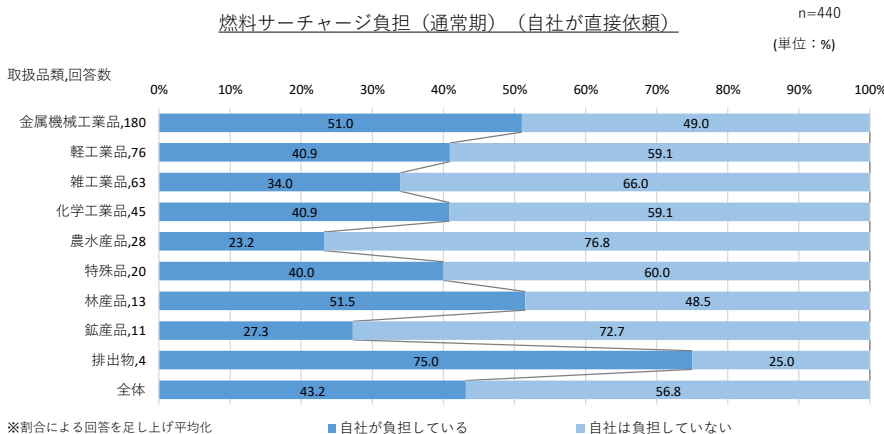
- 高速道路料金の負担について質問したところ、全体での自社が全額負担しているとの回答が、「自社が直接依頼」では 45.8%、「自社以外が依頼」では 21.5%となっている。また取扱品類別での自社が全額負担しているとの回答では、金属機械工業品(57.9%)で比較的高い傾向となっている。一方で、荷役作業の多い取扱品類である軽工業品、雑工業品での自社が全額負担しているとの回答は比較的低い傾向となっている。
- 燃料サーチャージの負担について質問したところ、全体での自社が負担しているとの回答が、「自社が直接依頼」では 43.2%、「自社以外が依頼」では 19.9%となっている。一方で取扱品類別での自社が負担しているとの回答では、農水産品(23.2%)で比較的低い傾向となっている。



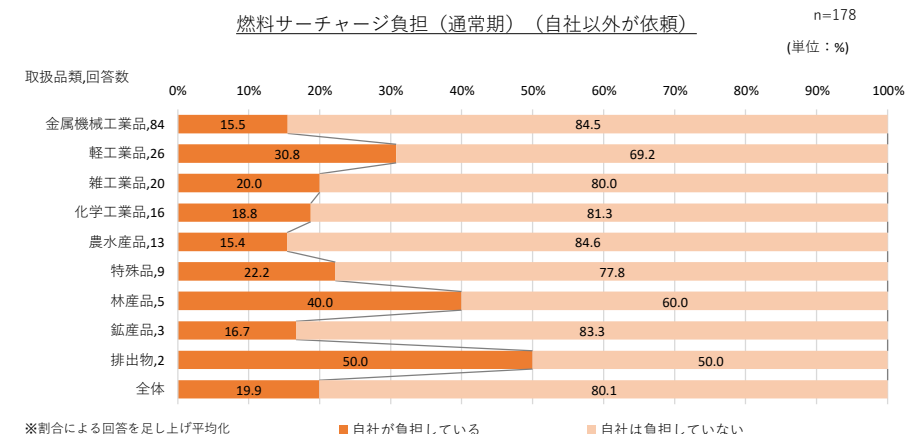
※割合による回答を足し上げ平均化



※割合による回答を足し上げ平均化



※割合による回答を足し上げ平均化

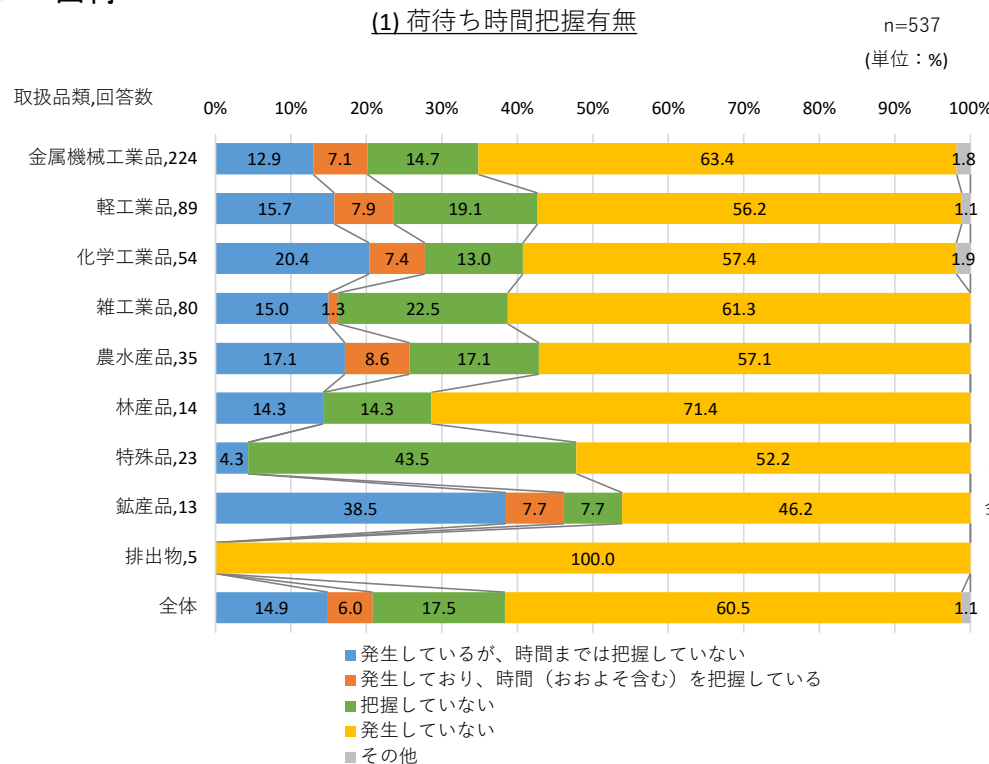


※割合による回答を足し上げ平均化

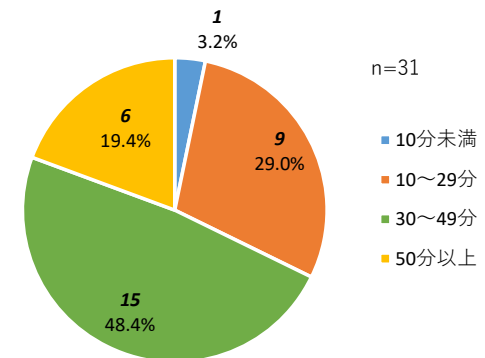
## 3.1 出荷依頼における運送事業者との取引関係について（荷待ち時間）⑥

- (1) 荷待ち時間の把握について質問したところ、全体での「発生していない」とする回答は 60.5%と高く、「発生しているが、時間までは把握していない」、「発生しており、時間（おおよそ含む）を把握している」とする回答は 20.9%となっている。また取扱品類別での「発生していない」とする回答では、林産品（71.4%）、金属機械工業品（63.4%）、雑工業品（61.3%）で比較的高い傾向となっている。
- また、(2)「発生しており、時間を把握している」場合の荷待ち時間について質問したところ、「30～49 分の間」とする回答が 15 件と最も多く、次いで「30分未満」が 10 件となっていることで、50分未満が 80.6%を占めている。
- さらに、(3) 荷待ちの発生を把握している回答者に荷待ちの理由について質問したところ、「出荷体制が整っていないため」とする回答が最も多く、次いで「受付や指定時間が集中する時間帯のため」とする回答が多い。

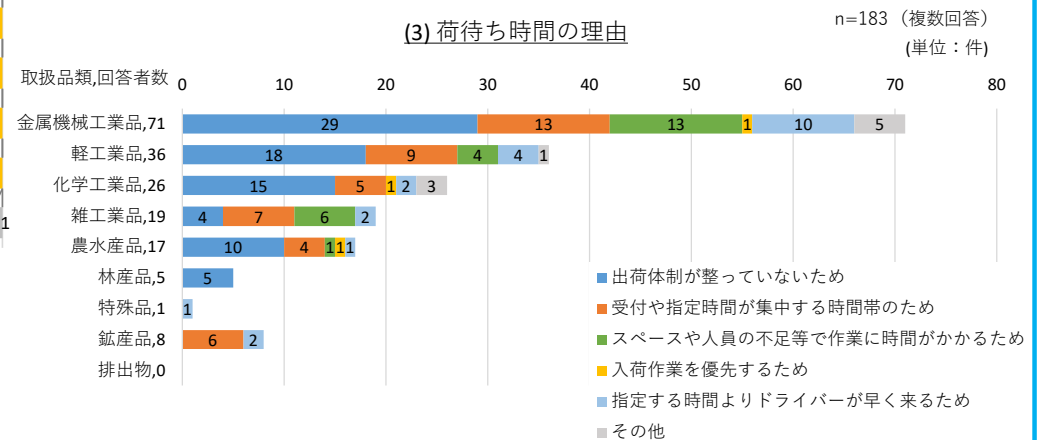
### ➤ 出荷



### (2) 把握している荷待ち時間



### (3) 荷待ち時間の理由



## 3.1 出荷依頼における運送事業者との取引関係について（配送先荷待ち）⑦

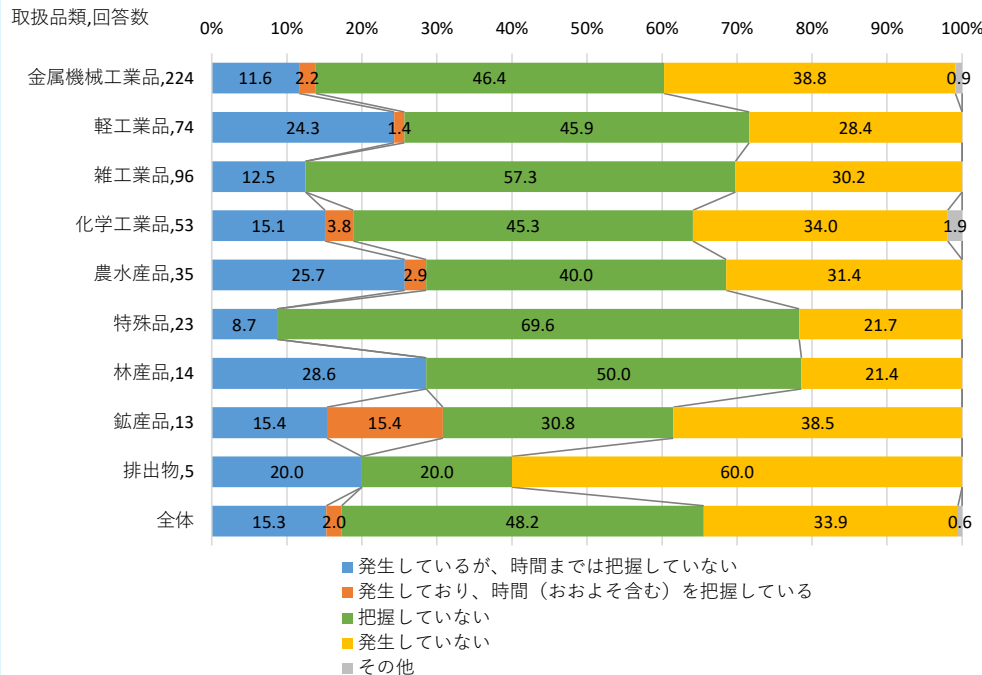
- (1) 配送先での荷待ち時間の把握について質問したところ、全体での「把握していない」とする回答は 48.2%であり、「発生しているが、時間までは把握していない」、「発生しており、時間（おおよそ含む）を把握している」とする回答は 17.3%となっている。また取扱品類別での「把握していない」とする回答では、特殊品(69.6%)、雑工業品(57.3%)、林産品(50.0%)で比較的高い傾向となっている。
- また、(2)「発生しており、時間を把握している」場合の配送先での荷待ち時間について質問したところ、「10～29 分の間」とする回答が 5 件と最も多く、次いで「50 分以上」が 4 件となっている。
- さらに、(3) 配送先での荷待ちの発生を把握している回答者に荷待ちの理由について質問したところ、「入荷体制が整っていないため」とする回答が最も多く、次いで「受付や指定時間が集中する時間帯のため」とする回答が多い。

### ➤ 出荷

(1) 配送先荷待ち時間把握有無

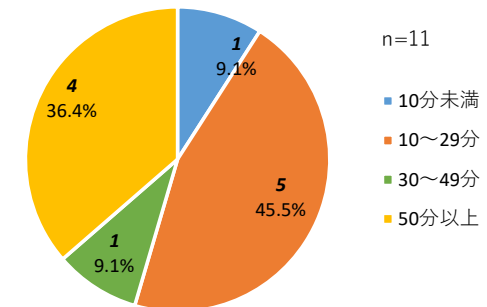
n=537

(単位：%)



(2) 配送先の把握している荷待ち時間

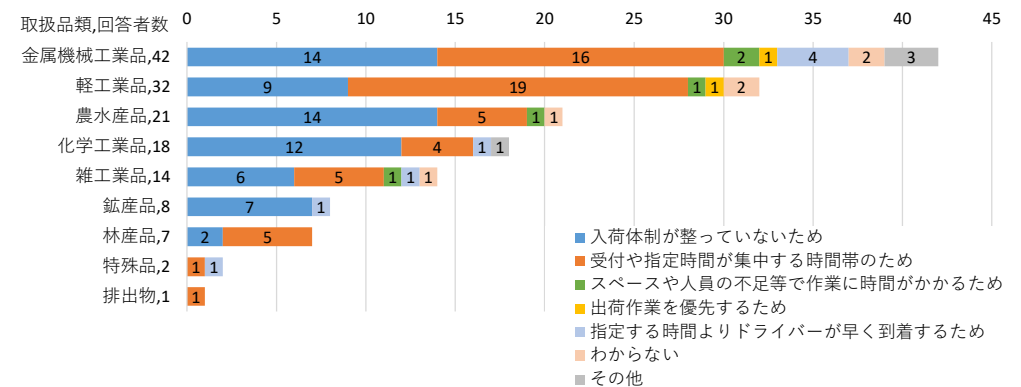
n=11



(3) 配送先の荷待ち時間の理由

n=145 (複数回答)

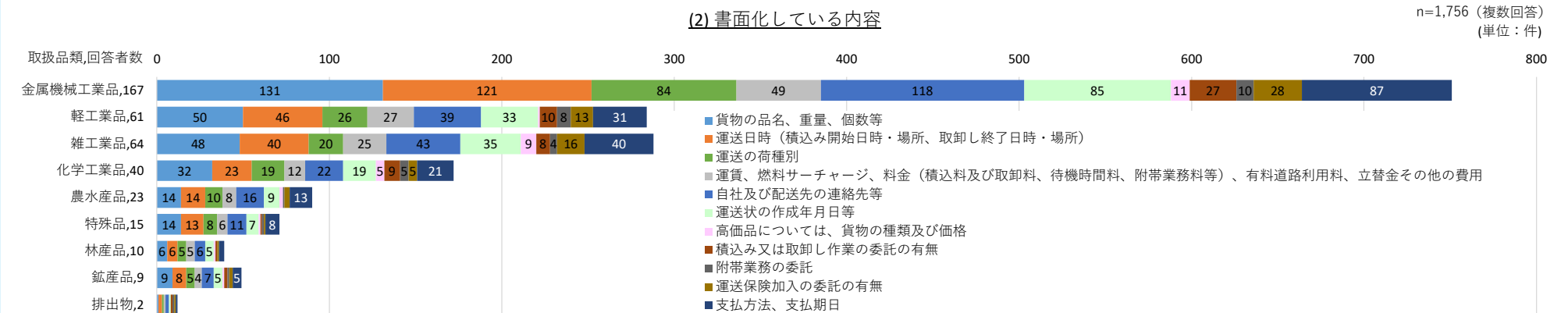
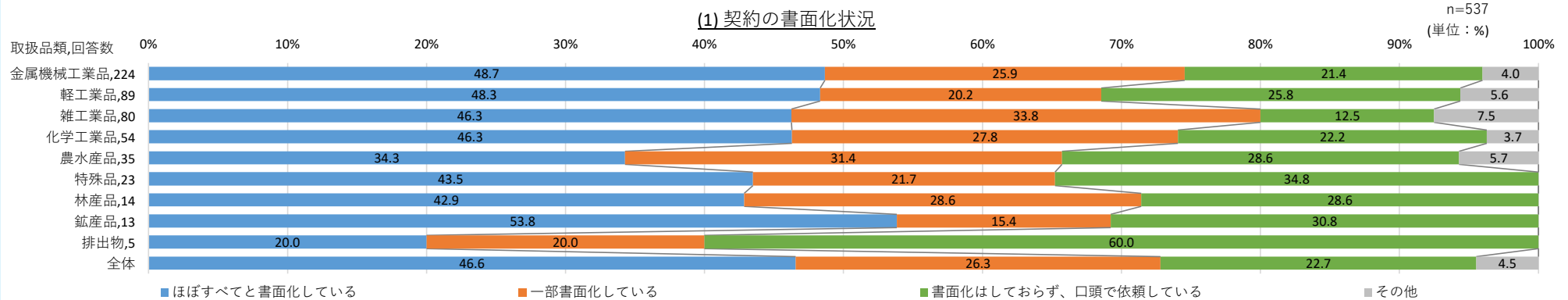
(単位：件)



## 3.1 出荷依頼における運送事業者との取引関係について（書面化）⑧

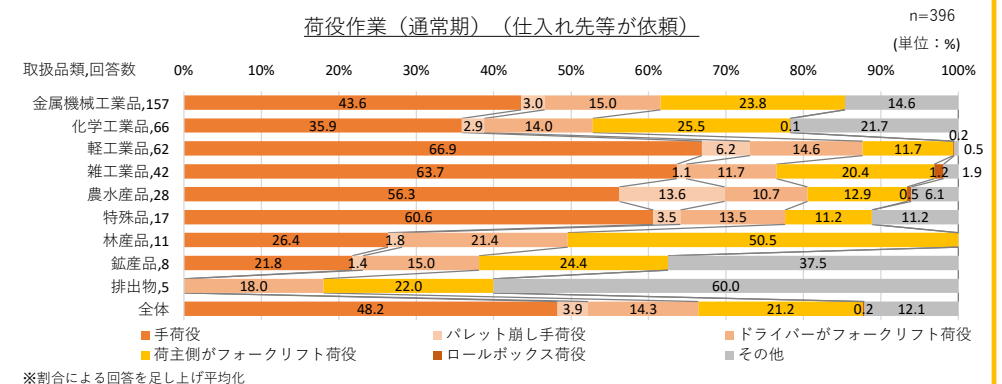
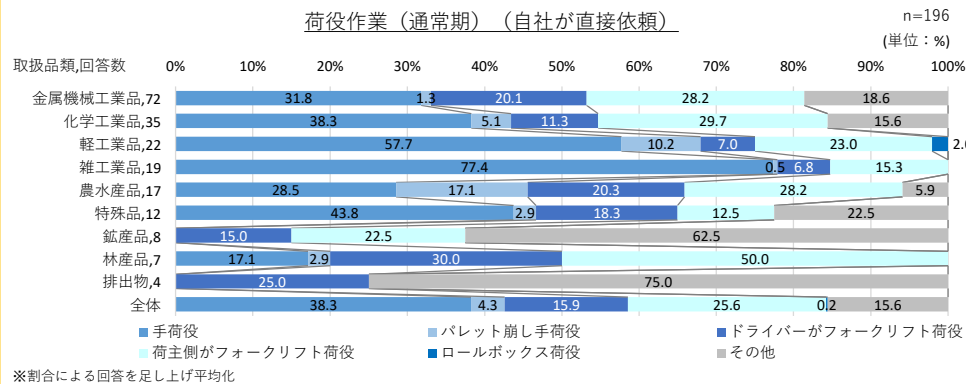
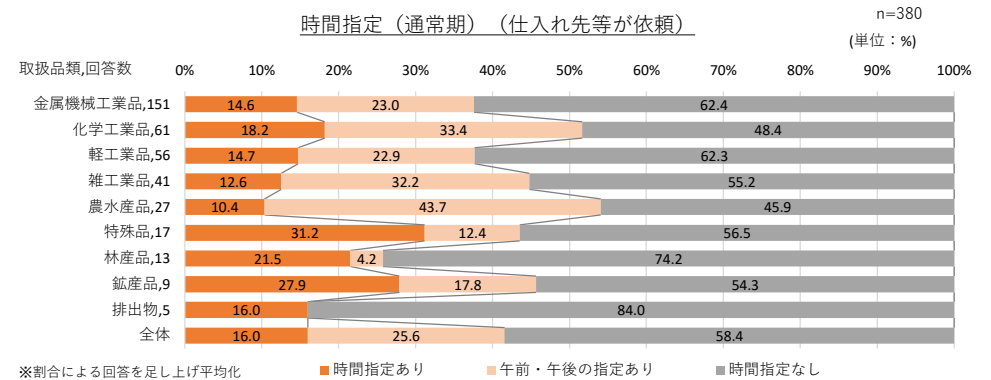
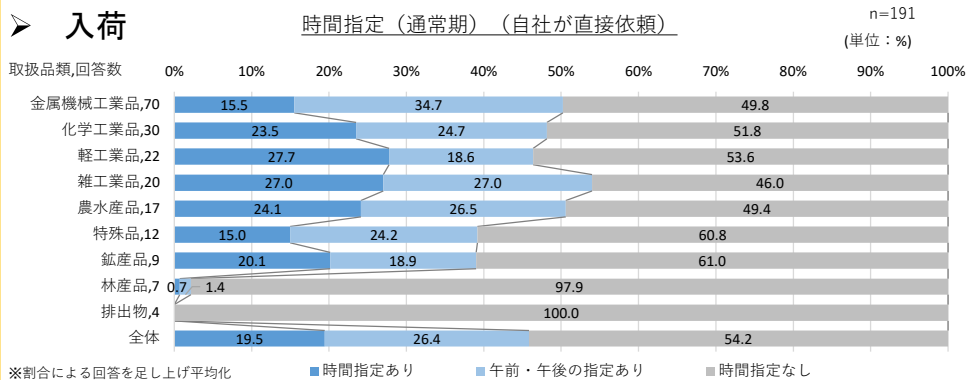
- (1) 書面化の状況について質問したところ、「ほぼすべて書面化している」、「一部書面化している」とする回答が全体で 72.9%と高く、書面化については一定の浸透が図られているものと考えられる。また取扱品類別での「ほぼすべて書面化している」、「一部書面化している」とする回答では、雑工業品(80.1%)、金属機械工業品(74.6%)、化学工業品(74.1%)で比較的高い傾向となっている。
- (2) 書面化している内容について質問したところ、全般的に「貨物の品名・重量・個数等」、「運送日時」、「運送の荷種別」といった項目が比較的多くを占めている。

### ➤ 出荷



## 3.2 入荷依頼における運送事業者との取引関係について（時間指定・荷役作業）①

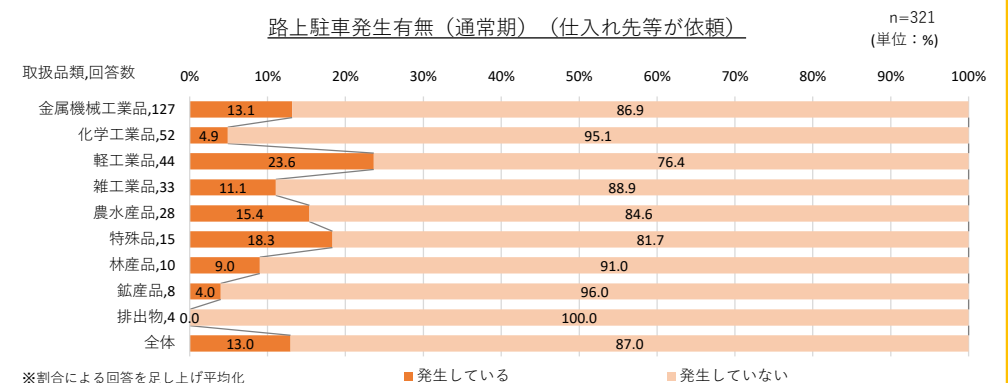
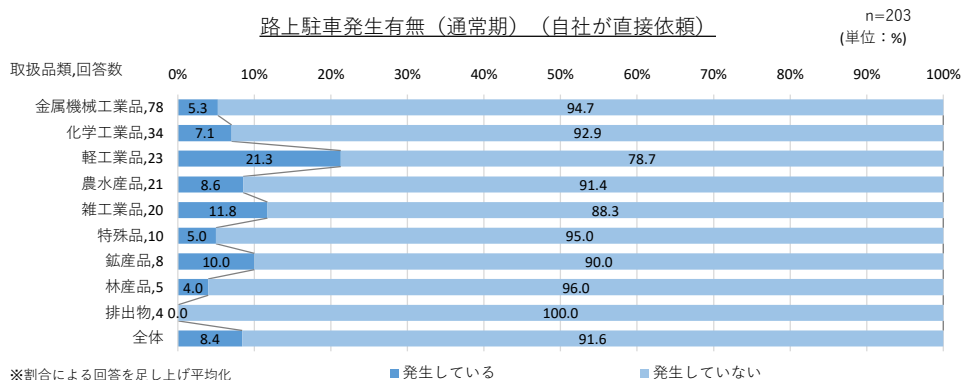
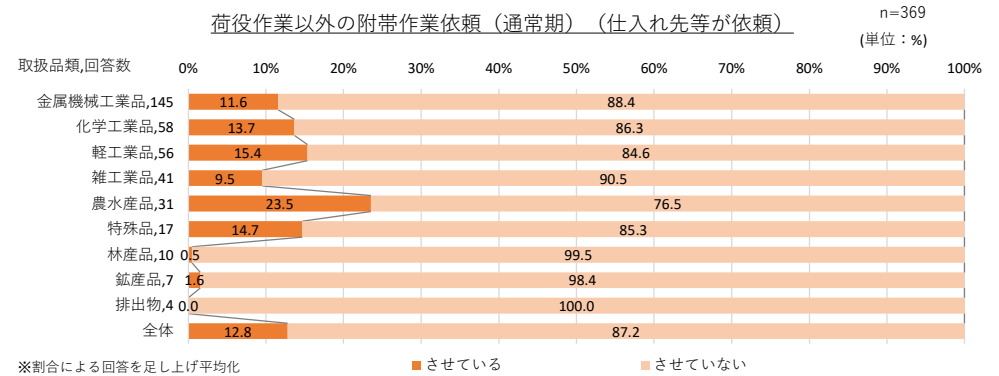
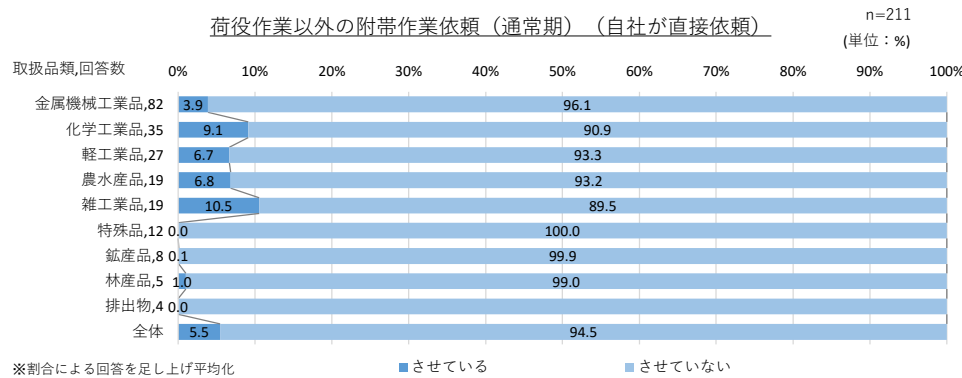
- 入荷依頼における時間指定について質問したところ、全体での「時間指定あり」及び「午前・午後の指定あり」の回答が、「自社が直接依頼」では45.9%、「仕入先等が依頼」では41.6%となっており、出荷依頼における時間指定と比較して低くなっている。  
(※入荷依頼における「自社で直接依頼」は、全体で28.9%を占める。p.5 参照)
- 荷役作業の内容について質問したところ、全体での「手荷役」による回答が最も多く、「自社が直接依頼」では38.3%、「仕入れ先等が依頼」では48.2%となっている。次いで「荷主側がフォークリフト荷役」であり、「自社が直接依頼」では25.6%、「仕入れ先等が依頼」では21.2%となっている。
- なお、「手荷役」が多い取扱品類は、「自社が直接依頼」では、雑工業品(77.4%)、軽工業品(57.7%)であり、「仕入れ先等が依頼」では、軽工業品(66.9%)、雑工業品(63.7%)である。



## 3.2 入荷依頼における運送事業者との取引関係について(附帯作業・路上駐車)②

- 荷役作業以外の附帯作業について質問したところ、全般的に「させていない」とする回答が、「自社が直接依頼」では 94.5%、「仕入れ先等が依頼」では 87.2%と高い割合を占めており、入荷依頼における附帯作業は出荷依頼(p.17)と同様にほとんどないものと考えられる。
- 路上駐車発生について質問したところ、出荷依頼と同様に全体で「発生していない」の回答がほとんどであったが、荷役作業が多い取扱品類である軽工業品では、「発生あり」の回答が、「自社が直接依頼」では 21.3%、「仕入れ先等が依頼」は 23.6%であった。

### ➤ 入荷

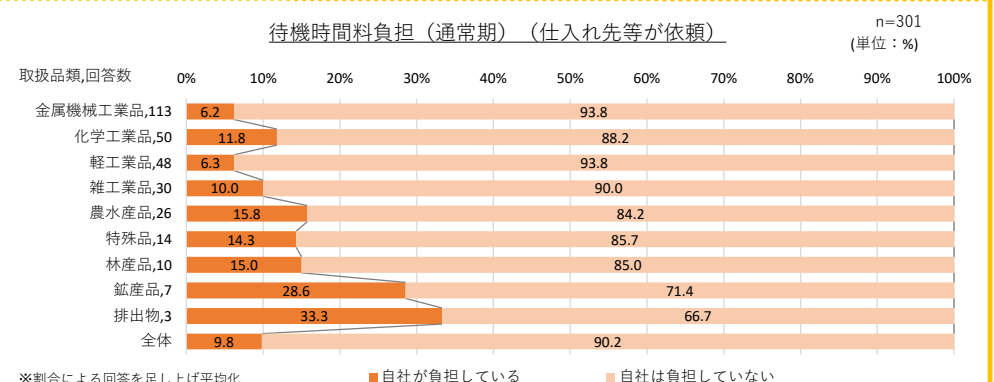
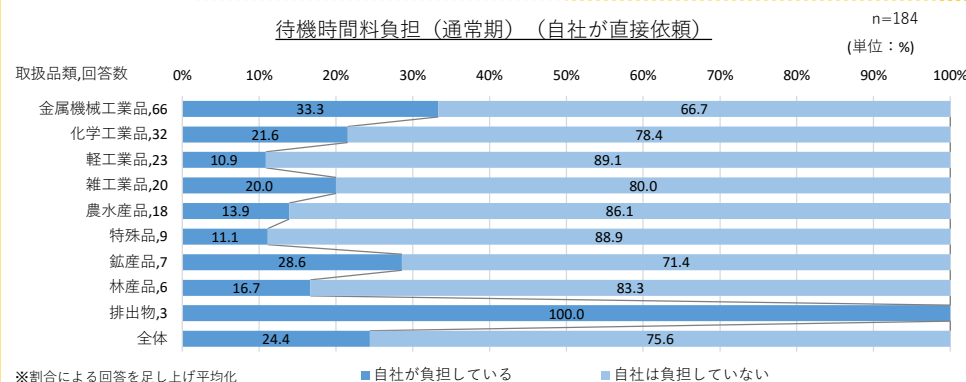
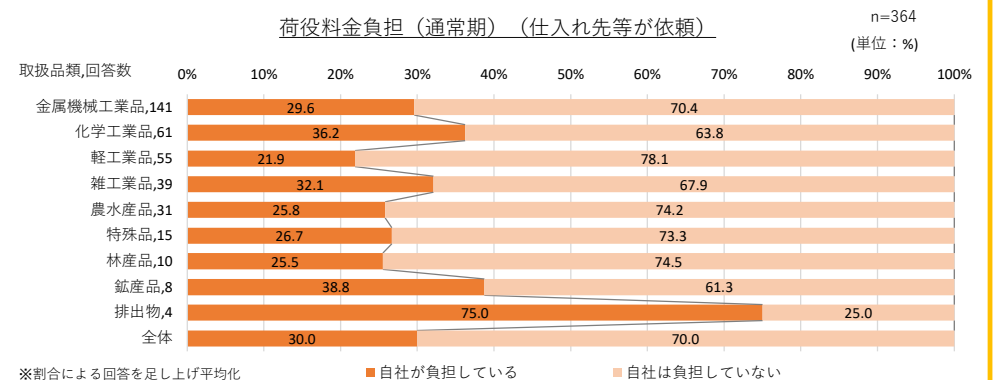
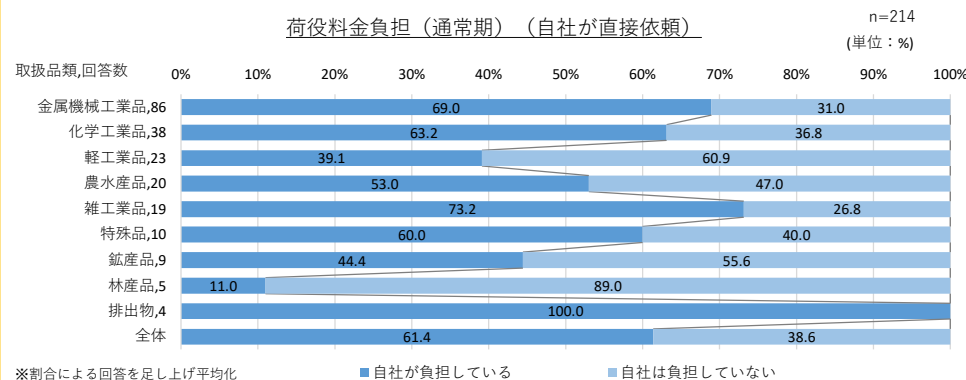




## 3.2 入荷依頼における運送事業者との取引関係について（荷役料金・待機料金）③

- 荷役料金の負担について質問したところ、全体での自社が負担しているとの回答が、「自社が直接依頼」では 61.4%と高く、「仕入先等が依頼」では 30.0%と低くなっている。
- 待機時間料金の負担について質問したところ、全体での自社が負担しているとの回答が、「自社が直接依頼」では 24.4%、「仕入れ先等が依頼」では 9.8%となっている。また取扱品類別での自社が負担しているとする回答では、金属機械工業品(33.3%)、化学工業品(21.6%)、雑工業品(20.0%)で比較的高い傾向となっている。

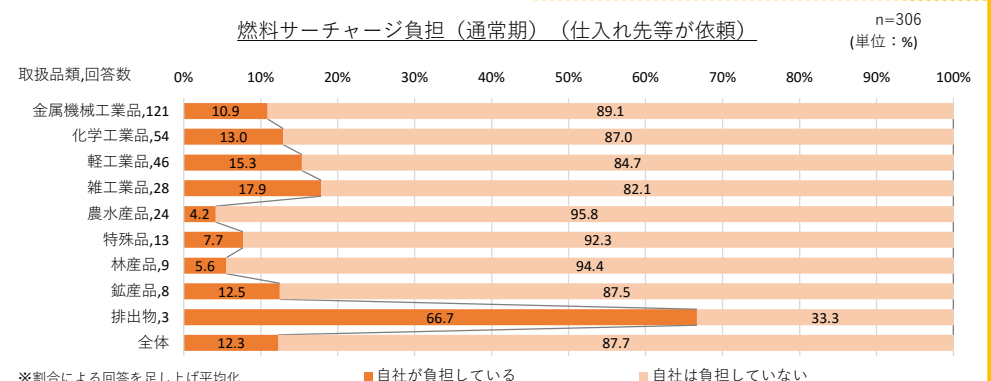
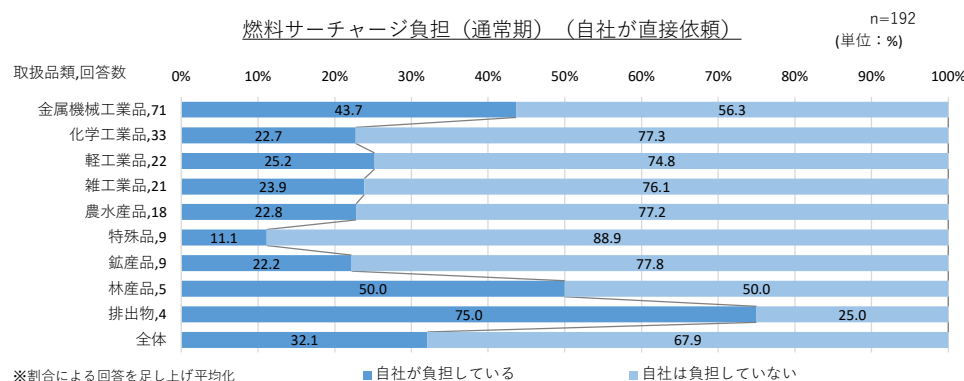
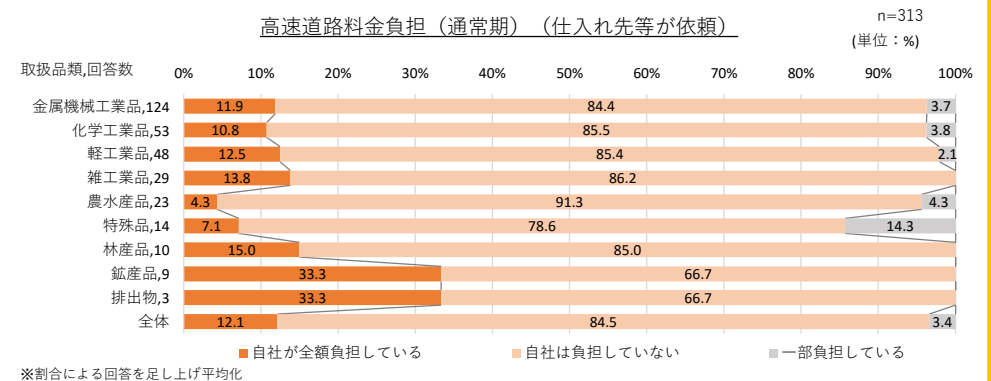
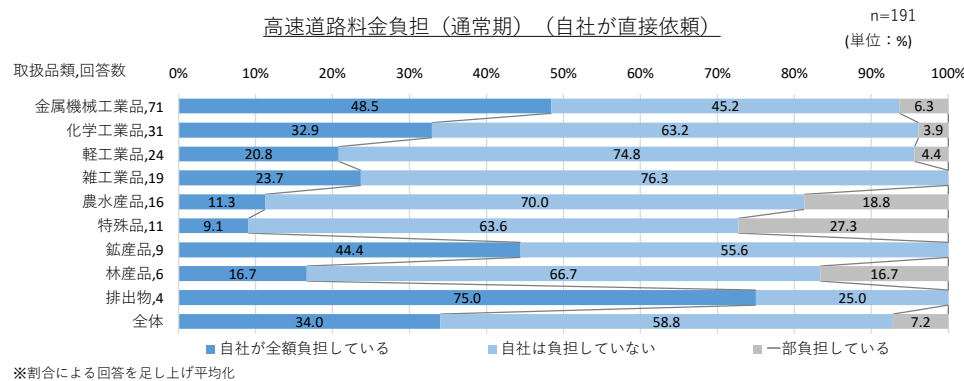
### ➤ 入荷



## 3.2 入荷依頼における運送事業者との取引関係について（高速道路料金・燃料サーチャージ）④

- 高速道路料金の負担について質問したところ、全体での自社が全額負担しているとの回答が、「自社が直接依頼」では 34.0%、「仕入先等が依頼」では 12.1%となっている。また取扱品類別での自社が全額負担しているとの回答では、金属機械工業品（48.5%）で比較的高い傾向となっている。一方で、荷役作業の多い取扱品類である軽工業品、雑工業品での自社が全額負担しているとの回答は出荷依頼と同様に低い傾向となっている。
- 燃料サーチャージの負担について質問したところ、全体での自社が負担しているとの回答が、「自社が直接依頼」では 32.1%、「仕入れ先等が依頼」では 12.3%となっている。一方で取扱品類別での自社が負担しているとの回答では、出荷依頼と同様に農水産品（22.8%）で低い傾向である。

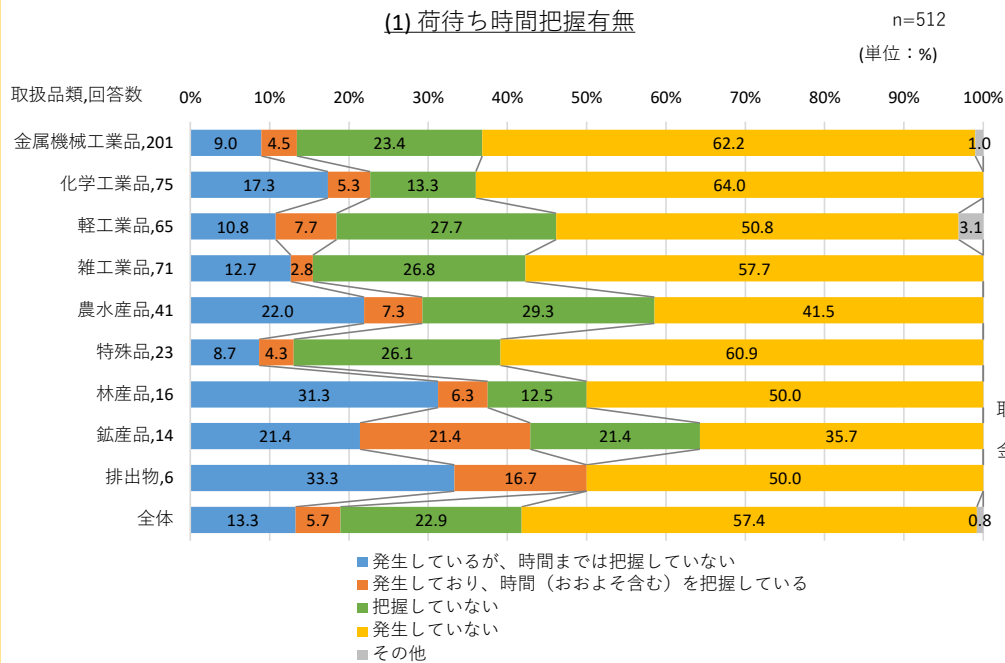
### ➤ 入荷



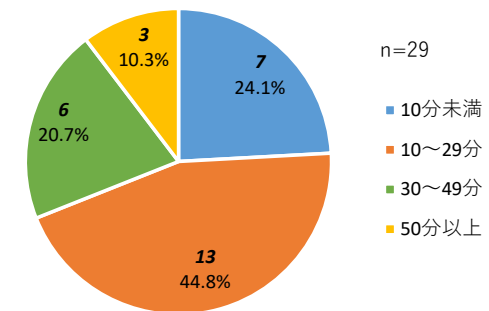
## 3.2 入荷依頼における運送事業者との取引関係について（荷待ち時間）⑥

- （1）荷待ち時間の把握について質問したところ、全体での「発生していない」とする回答は 57.4%と高く、「発生しているが、時間までは把握していない」、「発生しており、時間（おおよそ含む）を把握している」とする回答は 19.0%となっている。また取扱品類別での「発生していない」とする回答では、化学工業品（64.0%）、金属機械工業品（62.2%）、特殊品（60.9%）で比較的高い傾向となっている。
- また、（2）「発生しており、時間を把握している」場合の荷待ち時間について質問したところ、「10～29 分の間」とする回答が 13 件と最も多く、次いで「10分未満」が 7 件となっている。
- さらに、（3）荷待ちの発生を把握している回答者に荷待ちの理由について質問したところ、「入荷体制が整っていないため」とする回答が最も多く、次いで「受付や指定時間が集中する時間帯のため」とする回答が多い。

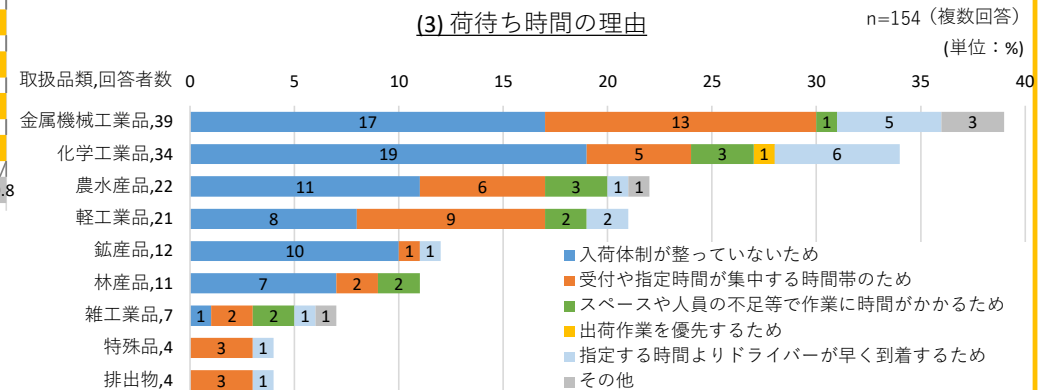
### ➤ 入荷



(2) 把握している荷待ち時間

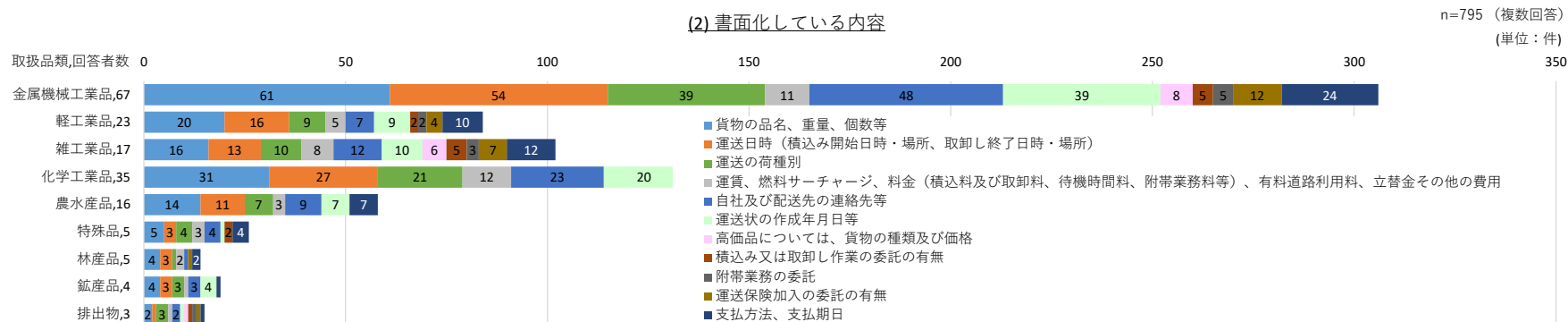
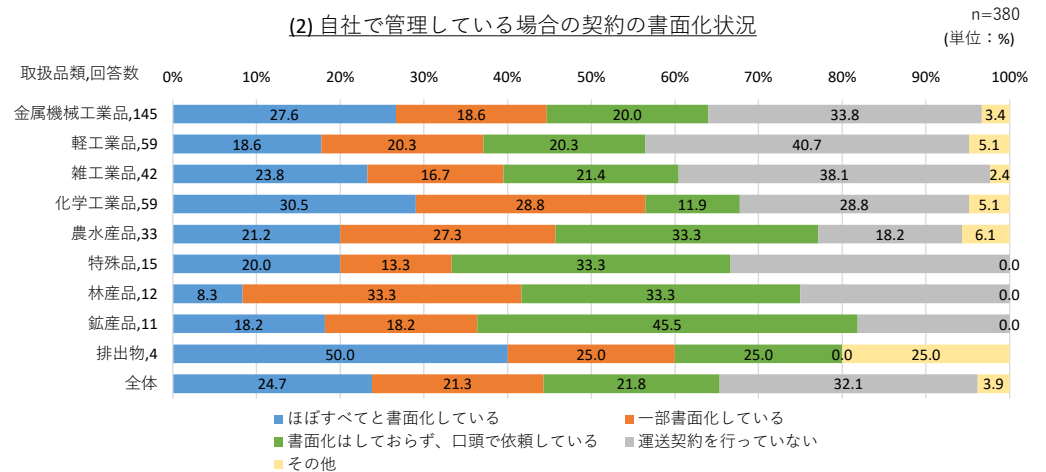
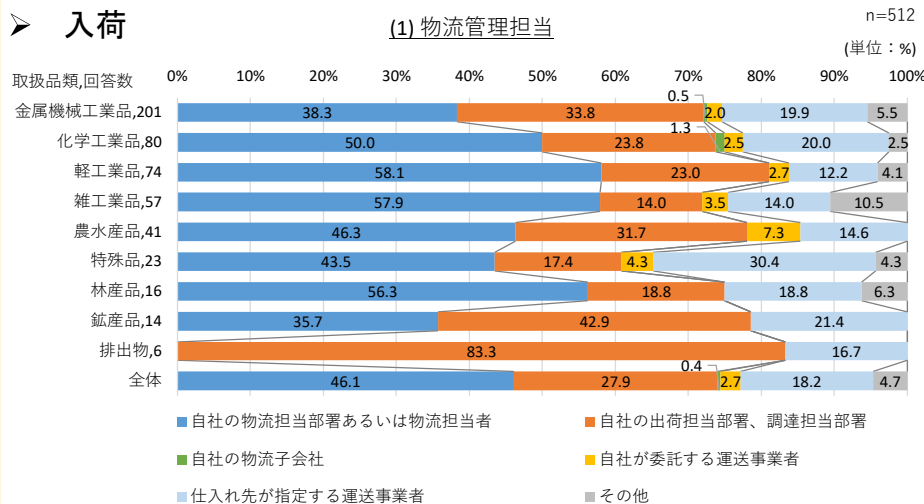


(3) 荷待ち時間の理由



## 3.2 入荷依頼における運送事業者との取引関係について（入荷業務の管理、契約の書面化）⑦

- (1) 入荷業務の物流管理担当について質問したところ、全体では「自社の物流担当部署」が 46.1%と最も多く、次いで「自社の出荷担当部署」が 27.9%となっており、約 74%が自社で管理をしているといった結果であった。
- また、(2) 自社で管理している場合の契約の書面化状況について質問したところ、全体では「ほぼ全てと書面化している」、「一部書面化している」の割合は 46.0%である一方、「書面化はしておらず、口頭で依頼している」の割合は 21.8%とまだまだ多い。
- さらに、(3) 書面化している内容について質問したところ、全般的に「貨物の品名・重量・個数等」、「運送日時」、「運送の荷種別」といった項目が比較的多くを占めている。



### 4.1 運送事業者に対する荷主側での主な取り組み

- 基本的に運送事業者の方針に従い対応している。
- 入荷時間や日時の調整には柔軟に応じている。早朝着荷の廃止・配送曜日の削減等にも応じている。
- 運送事業者からの申し出があれば応じる。
- 運送事業者からの見積もりに従い取引をお願いしている。
- 運送事業者より、納品時間変更の申し出があり見直しを行った。
- 日々の出荷・入荷作業は時間厳守を極力守るよう協力している。
- キャパオーバー分については、負担にならぬように運行依頼を行っている。
- 昨今、出荷締め切り時間が早くなっていることから、その動きに合わせた運用が出来るよう努力している。
- 運賃値上げ交渉には極力協力するようにしている。
- 取引のある運送事業者とは双方合意の上、契約に則り進めている。
- ドライバー本人の積込を軽減するよう心掛けている。
- 運送事業者とは、常日頃から情報交換を行っている。
- 運送事業者とは、協力体制をもって取り組んでいる。
- 近年、ダンプトラック台数が減少傾向にあることから、運送事業者からの要望は全て受け入れている。
- 運送事業者とは、良好や関係を維持することに努めている。
- 運送事業者も労働時間等について、法令順守・ドライバーの健康を優先的に考えている。
- 運送事業者との意思疎通を図る。
- 運送事業者へは、無理な時間指定をしないように心掛けている。

### 4.2 今後の課題等

- 納入日や納入時間は、納入先の要望によるため断ることが出来ない。納入先によっては待機場所がなく、待ち時間が多くなる場合がある。
- 零細企業では、運賃や条件等の要望が受け入れてもらえない現状があり、運送事業者から言われるまま対応するしかない。
- 送料無料を廃止しなければ、運送業界の待遇は改善されないと思う。物流にはコストがかかっていることを認識させる必要がある。
- 送料無料に対し、運賃は運送事業者を支払うものであるという認識が浸透してほしい。
- 荷物を運んでもらえないと困るので、運送事業者の言いなりになっている。顧客と運送事業者との板挟みになることも少なくない。

### 4.3 要望等

#### 【環境改善の要望】

- 繁忙期では明らかにドライバーの疲労がみられる。物流量に対してドライバーが不足している。
- 出荷先・納品先との相互理解が必要であると考える。
- 遠方の輸送先によっては、片道だけで時間外労働となるため、人手不足な運送事業者は改善が困難な状況になると思う。

#### 【国への要望等】

- 運賃適正化のために令和2年に地域別公示価格が発表されたが、燃料費の変動等もあり、適正な運賃を把握するために、毎年の公示価格見直しを行ってほしい。
- 建設現場では、時間指定や待機が多いことから、正しい配送の在り方の指導を願います。
- 運送事業者の労働時間短縮が必要なことは十分理解できるので、物流が滞らないような対応を願います。
- 燃料費の税金について考慮してほしい。
- 幹線輸送の自動運転化や宅配の過剰梱包の見直しが急務であると思う。
- 経済が衰退するので、国が時間制限することではないと思う。
- 燃料費の高騰による運送費の引上げについて、検討いただきたい。

### 4.4 その他の意見について

- 現状、運送事業者が求めるとおりの時間・価格でないと引き受けてもらえないため、それに従っている。
- 入荷物と出荷物をバーターするようなグループ内2拠点間同士でのトラック輸送なら効率が良いと思う。
- 物流が増えていく中、運送事業者が働きやすい環境にすることが、事故のない安全な運転に繋がると考える。
- 零細企業では、運送事業者より一方的に値上げ通告を受け応じざるを得ない状況である。
- 状況に応じて運賃が値上がりする分については認めている。
- 運送事業者へは、待機や附帯業務等、本来のサービス以外のことを頼むべきではないと考える。
- 中小零細企業では、不条理な依頼をすると荷物を運んでもらえなくなるので、常に運送事業者の要求に応じている。
- 「都度見積」に近いやり方のため、疑わしい場合等には、こちらから声を掛ける必要があると思う。



# 運送事業者調査

## 凡例

- 本調査では、一般貨物自動車運送事業者（以下、一般貨物）、貨物軽自動車運送事業者（以下、軽自動車）に対しアンケートを配布し、各事業者の営業状況にあわせて、実運送のみを行う「実運送事業者」、実運送も委託も行う「元請・下請運送事業者」、実運送を行わず委託のみを行う「元請事業者」の別に回答いただいた。
- 集計においては、**実運送事業者（以下、実運送）**と**元請運送事業者（以下、元請）**の 2 区分とし、「元請・下請運送事業者」の回答は、設問に合わせて実運送または元請の回答として集計し、計上した。

	一般貨物			軽自動車			一般貨物・軽自動車			全体		
<b>調査上の分類</b>	実運送 368件	元請・下請 446件	元請 37件	実運送 27件	元請・下請 15件	元請 4件	実運送 31件	元請・下請 53件	元請 3件	実運送 426件	元請・下請 514件	元請 44件
<b>本資料の分類</b>	実運送事業者 814件		元請事業者 483件	実運送事業者 42件		元請事業者 19件	実運送事業者 84件		元請事業者 56件	実運送事業者 940件		元請事業者 558件

なお、本集計において、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。

# 運送事業者調査

1. 回答事業者の概要  
1.1 資本金、地域

- 回答は、一般貨物においては実運送 814 社、元請 483 社の計 1,297 社、軽自動車においては実運送 42 社、元請 19 社の計 61 社、一般貨物・軽自動車においては実運送 84 社、元請 56 社の計 140 社から得られた。
- 回答された事業者は、資本金 5 千万円以下が全体の 75.0%を占め、資本金 1 億円以下の事業者が全体の約 90%を占める。
- 地域別の回答状況は、関東(16.6%)、中部(13.9%)、近畿(12.6%)、東北(11.7%)、九州(10.0%)から多くの回答を頂いた。

## 資本金別回答数

	実運送					元請					全体				
	一般貨物	軽自動車	一般貨物 軽自動車	合計	構成比	一般貨物	軽自動車	一般貨物 軽自動車	合計	構成比	一般貨物	軽自動車	一般貨物 軽自動車	合計	構成比
5千万円以下	641社	38社	42社	721社	76.7%	358社	17社	27社	402社	72.0%	999社	55社	69社	1,123社	75.0%
5千万円超～1億円以下	102社	0社	9社	111社	11.8%	74社	0社	9社	83社	14.9%	176社	0社	18社	194社	13.0%
1億円超～3億円以下	16社	1社	5社	22社	2.3%	11社	1社	3社	15社	2.7%	27社	2社	8社	37社	2.5%
3億円超	55社	3社	28社	86社	9.1%	40社	1社	17社	58社	10.4%	95社	4社	45社	144社	9.6%
合計	814社	42社	84社	940社	100.0%	483社	19社	56社	558社	100.0%	1,297社	61社	140社	1,498社	100.0%

## 地域別回答数

	実運送					元請					全体				
	一般貨物	軽自動車	一般貨物 軽自動車	合計	構成比	一般貨物	軽自動車	一般貨物 軽自動車	合計	構成比	一般貨物	軽自動車	一般貨物 軽自動車	合計	構成比
北海道	63社	0社	6社	69社	7.3%	33社	0社	2社	35社	6.3%	96社	0社	8社	104社	6.9%
東北	103社	3社	6社	112社	11.9%	58社	0社	6社	64社	11.5%	161社	3社	12社	176社	11.7%
関東	138社	6社	16社	160社	17.0%	75社	2社	11社	88社	15.8%	213社	8社	27社	248社	16.6%
北陸信越	71社	10社	6社	87社	9.3%	48社	4社	3社	55社	9.9%	119社	14社	9社	142社	9.5%
中部	114社	4社	11社	129社	13.7%	72社	1社	6社	79社	14.2%	186社	5社	17社	208社	13.9%
近畿	89社	7社	19社	115社	12.2%	53社	5社	15社	73社	13.1%	142社	12社	34社	188社	12.6%
中国	65社	5社	8社	78社	8.3%	48社	2社	6社	56社	10.0%	113社	7社	14社	134社	8.9%
四国	65社	1社	7社	73社	7.8%	41社	1社	2社	44社	7.9%	106社	2社	9社	117社	7.8%
九州	89社	4社	2社	95社	10.1%	49社	3社	3社	55社	9.9%	138社	7社	5社	150社	10.0%
沖縄	17社	2社	3社	22社	2.3%	6社	1社	2社	9社	1.6%	23社	3社	5社	31社	2.1%
合計	814社	42社	84社	940社	100.0%	483社	19社	56社	558社	100.0%	1,297社	61社	140社	1,498社	100.0%

(参考)都道府県別回答社数

	実運送				元請				全体			
	一般貨物	軽自動車	両方	合計	一般貨物	軽自動車	両方	合計	一般貨物	軽自動車	両方	合計
北海道	63社	0社	6社	69社	33社	0社	2社	35社	96社	0社	8社	104社
青森県	19社	1社	0社	20社	12社	0社	0社	12社	31社	1社	0社	32社
岩手県	16社	0社	0社	16社	9社	0社	0社	9社	25社	0社	0社	25社
宮城県	29社	0社	2社	31社	15社	0社	3社	18社	44社	0社	5社	49社
秋田県	11社	1社	1社	13社	5社	0社	1社	6社	16社	1社	2社	19社
山形県	8社	1社	2社	11社	7社	0社	1社	8社	15社	1社	3社	19社
福島県	20社	0社	1社	21社	10社	0社	1社	11社	30社	0社	2社	32社
茨城県	16社	1社	1社	18社	11社	0社	1社	12社	27社	1社	2社	30社
栃木県	21社	1社	3社	25社	10社	0社	3社	13社	31社	1社	6社	38社
群馬県	21社	0社	2社	23社	11社	0社	2社	13社	32社	0社	4社	36社
埼玉県	10社	1社	0社	11社	4社	1社	1社	6社	14社	2社	1社	17社
千葉県	25社	1社	4社	30社	16社	0社	1社	17社	41社	1社	5社	47社
東京都	17社	0社	3社	20社	7社	1社	2社	10社	24社	1社	5社	30社
神奈川県	19社	1社	2社	22社	9社	0社	1社	10社	28社	1社	3社	32社
新潟県	26社	3社	1社	30社	20社	1社	0社	21社	46社	4社	1社	51社
富山県	16社	1社	2社	19社	12社	1社	1社	14社	28社	2社	3社	33社
石川県	8社	1社	1社	10社	6社	0社	0社	6社	14社	1社	1社	16社
福井県	13社	0社	1社	14社	9社	0社	1社	10社	22社	0社	2社	24社
山梨県	9社	1社	1社	11社	7社	0社	0社	7社	16社	1社	1社	18社
長野県	21社	5社	2社	28社	10社	2社	2社	14社	31社	7社	4社	42社
岐阜県	23社	0社	5社	28社	16社	0社	2社	18社	39社	0社	7社	46社
静岡県	22社	0社	2社	24社	10社	0社	1社	11社	32社	0社	3社	35社
愛知県	36社	2社	1社	39社	27社	1社	0社	28社	63社	3社	1社	67社
三重県	20社	2社	2社	24社	10社	0社	2社	12社	30社	2社	4社	36社

	実運送				元請				全体			
	一般貨物	軽自動車	両方	合計	一般貨物	軽自動車	両方	合計	一般貨物	軽自動車	両方	合計
滋賀県	14社	1社	3社	18社	7社	1社	2社	10社	21社	2社	5社	28社
京都府	14社	0社	3社	17社	5社	0社	1社	6社	19社	0社	4社	23社
大阪府	21社	2社	4社	27社	13社	1社	4社	18社	34社	3社	8社	45社
兵庫県	18社	2社	3社	23社	14社	2社	2社	18社	32社	4社	5社	41社
奈良県	13社	2社	2社	17社	9社	0社	2社	11社	22社	2社	4社	28社
和歌山県	9社	0社	4社	13社	5社	1社	4社	10社	14社	1社	8社	23社
鳥取県	8社	0社	2社	10社	6社	0社	2社	8社	14社	0社	4社	18社
島根県	6社	1社	1社	8社	5社	0社	1社	6社	11社	1社	2社	14社
岡山県	19社	0社	1社	20社	11社	0社	0社	11社	30社	0社	1社	31社
広島県	21社	2社	4社	27社	19社	0社	3社	22社	40社	2社	7社	49社
山口県	11社	2社	0社	13社	7社	2社	0社	9社	18社	4社	0社	22社
徳島県	12社	0社	1社	13社	8社	0社	0社	8社	20社	0社	1社	21社
香川県	20社	1社	2社	23社	12社	1社	2社	15社	32社	2社	4社	38社
愛媛県	22社	0社	2社	24社	15社	0社	0社	15社	37社	0社	2社	39社
高知県	11社	0社	2社	13社	6社	0社	0社	6社	17社	0社	2社	19社
福岡県	30社	0社	1社	31社	17社	1社	1社	19社	47社	1社	2社	50社
佐賀県	8社	0社	0社	8社	6社	0社	1社	7社	14社	0社	1社	15社
長崎県	7社	1社	0社	8社	5社	0社	0社	5社	12社	1社	0社	13社
熊本県	13社	1社	0社	14社	9社	0社	0社	9社	22社	1社	0社	23社
大分県	8社	1社	0社	9社	6社	1社	0社	7社	14社	2社	0社	16社
宮崎県	7社	1社	1社	9社	1社	1社	1社	3社	8社	2社	2社	12社
鹿児島県	16社	0社	0社	16社	5社	0社	0社	5社	21社	0社	0社	21社
沖縄県	17社	2社	3社	22社	6社	1社	2社	9社	23社	3社	5社	31社
全国計	814社	42社	84社	940社	483社	19社	56社	558社	1,297社	61社	140社	1,498社

# 運送事業者調査

1. 回答事業者の概要  
1.2 輸送品目、保有車両数

- **実運送**の輸送品類の上位5品類は、金属機械・工業品(20.3%)、雑工業品(16.3%)、食料品(16.0%)、特殊品(13.7%)、農水産品(10.5%)であった。
- また、**元請**の上位5品類も同様であった(金属機械・工業品(22.4%)、雑工業品(17.4%)、食料品(15.8%)、特殊品(13.6%)、農水産品(11.5%))。
- 回答事業者の平均保有台数は、全体で39.4台、その内訳は大型が最も多く15.9台、次いで中型7.9台、準中型7.2台であった。
- 回答事業者の保有台数別の事業者数の分布では、最も多かったのが21~50台(39.3%)、次いで51~100台(18.1%)、11~20台(16.7%)であった。

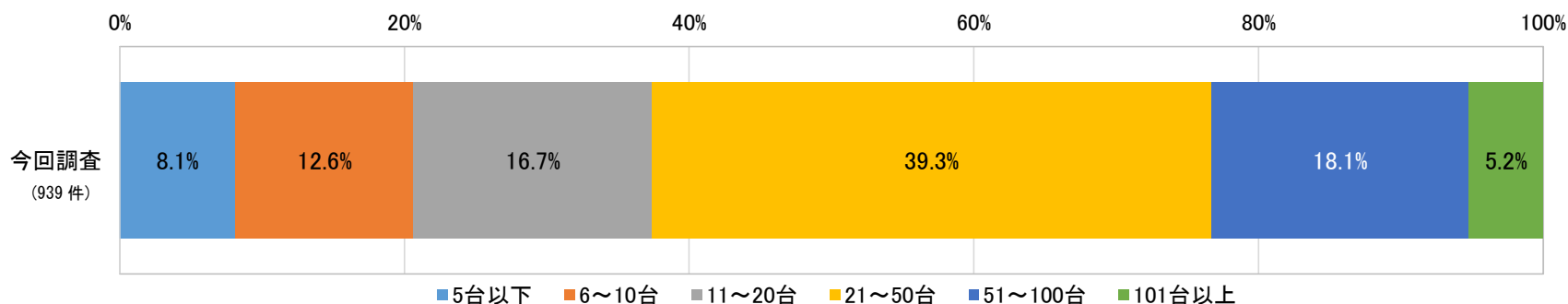
## 主な輸送品類別回答数

	実運送		元請		全体	
	回答件数	構成比	回答件数	構成比	回答件数	構成比
金属機械・工業品	191件	20.3%	125件	22.4%	316件	21.1%
雑工業品	153件	16.3%	97件	17.4%	250件	16.7%
食料品	150件	16.0%	88件	15.8%	238件	15.9%
特殊品	129件	13.7%	76件	13.6%	205件	13.7%
農水産品	99件	10.5%	64件	11.5%	163件	10.9%
化学工業品	89件	9.5%	48件	8.6%	137件	9.1%
鉱産品	58件	6.2%	21件	3.8%	79件	5.3%
軽工業品	32件	3.4%	20件	3.6%	52件	3.5%
排出物	25件	2.7%	11件	2.0%	36件	2.4%
林産品	14件	1.5%	8件	1.4%	22件	1.5%
合計	940件	100.0%	558件	100.0%	1,498件	100.0%

## 平均保有車両台数

貨物軽自動車	2.1台
普通 (車両総重量3.5 t 未満)	3.5台
準中型 (車両総重量3.5 t 以上7.5 t 未満)	7.2台
中型 (車両総重量7.5 t 以上11 t 未満)	7.9台
大型 (車両総重量11 t 以上)	15.9台
トラクター	2.8台
全体	39.4台
有効回答数	939件
保有車両不明	1件

## 保有車両台数別の事業者数の分布



# 運送事業者調査

1. 回答事業者の概要  
1.3 ドライバー構成

- ドライバーの年齢構成は、全体では40～49歳(30.5%)と50～59歳(32.9%)で60%を超え、次いで60歳以上(14.3%)となり、20歳未満は0.3%であった。また、男女別では、男性より女性のほうが比較的若い傾向がみられる。
- 運転免許保有状況をみると、全体では大型免許(57.4%)が最も多く、次いで中型免許(29.4%)となっている。男女別にみると男性は大型免許(58.4%)が最も多く、次いで中型免許(28.8%)となっているが、女性は中型免許(43.0%)が最も多く、次いで大型免許(30.2%)となっている。
- 平成29年に創設された準中型免許は、全体では6.8%の保有であり、男女別に見ると女性は13.6%、男性は6.6%であった。

## 集配業務に従事しているドライバーの男女別・年齢別の構成 注)

	一般貨物			軽自動車			一般貨物・軽自動車			全体		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
20歳未満	0.2%	0.9%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	1.3%	0.7%	0.3%	1.0%	0.3%
20～29歳	5.8%	11.9%	6.0%	4.0%	8.7%	4.5%	14.6%	31.9%	16.3%	6.9%	17.9%	7.3%
30～39歳	13.7%	19.0%	13.8%	10.0%	8.7%	9.9%	20.3%	17.1%	20.0%	14.4%	18.3%	14.6%
40～49歳	30.6%	37.4%	30.8%	32.0%	30.4%	31.8%	29.2%	23.8%	28.7%	30.4%	33.2%	30.5%
50～59歳	34.4%	25.6%	34.2%	23.0%	21.7%	22.9%	25.7%	20.0%	25.1%	33.3%	23.8%	32.9%
60歳以上	15.3%	5.2%	15.0%	31.0%	30.4%	30.9%	9.6%	5.8%	9.3%	14.7%	5.8%	14.3%
ドライバー数	29,494	1,005	30,499	200	23	223	4,158	445	4,603	33,852	1,473	35,325

## 集配業務に従事しているドライバーの男女別・免許別の構成 注)

	一般貨物			軽自動車			一般貨物・軽自動車			全体		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
普通免許	5.9%	13.0%	6.1%	34.6%	47.8%	35.7%	6.1%	11.4%	6.6%	6.2%	13.2%	6.4%
準中型免許	6.1%	11.1%	6.2%	1.9%	4.3%	2.1%	10.8%	21.1%	11.6%	6.6%	13.6%	6.8%
中型免許	26.7%	38.9%	27.1%	51.3%	47.8%	51.0%	43.5%	54.4%	44.3%	28.8%	43.0%	29.4%
大型免許	61.3%	37.0%	60.5%	12.2%	0.0%	11.2%	39.6%	13.1%	37.5%	58.4%	30.2%	57.4%
うちけん引	11.6%	4.5%	11.4%	0.4%	0.0%	0.3%	6.1%	2.6%	5.9%	10.9%	3.9%	10.7%
ドライバー数	31,255	978	32,233	263	23	286	4,132	351	4,483	35,650	1,352	37,002

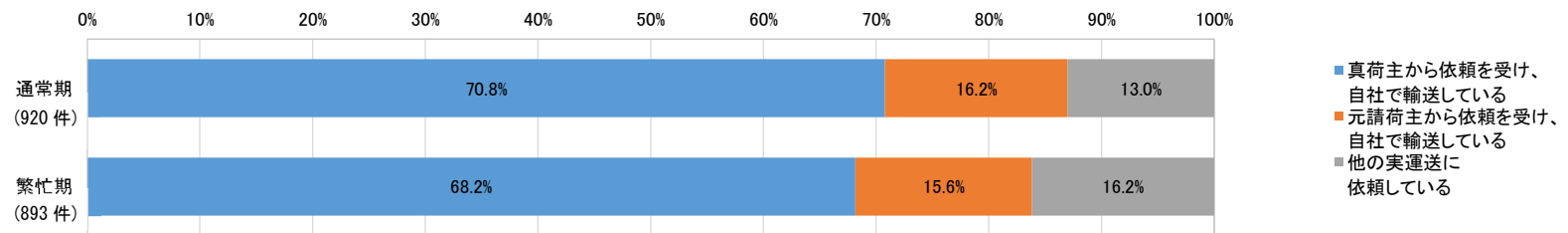
注:複数種類の免許を保有する場合、最上位の免許のみに計上した。(例:大型と中型を保有している場合は大型のみに計上)

# 運送事業者調査

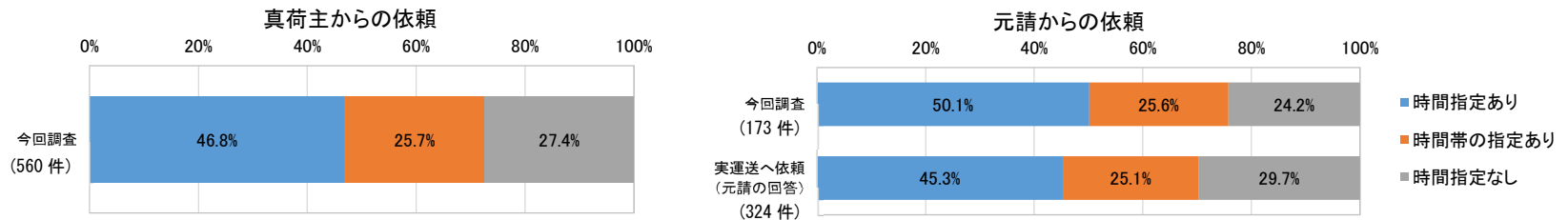
## 2. 荷主との取引関係 2.1 取引先の割合、時間指定、荷役作業

- 取引割合について質問したところ、「真荷主依頼により自社で輸送」は通常期 70.8%、繁忙期 68.2%となっているが、繁忙期においては、「他の実運送への依頼」(通常期 13.0%→繁忙期 16.2%)が増え、一定枠以上の依頼はある程度分散されているものと思われる。
- 時間指定について質問したところ、「時間指定あり」が真荷主依頼、元請荷主依頼ともに 50%程度あり、「時間帯の指定あり」を含めると真荷主依頼 (72.5%)、元請荷主依頼 (75.7%) とともに 70%以上あった。
- 荷役作業方法について質問したところ、ドライバーの負担となっている荷役作業が多かったのは、「手荷役」で真荷主依頼 (33.9%)、元請荷主依頼 (29.4%) とともに 30%程度あり、次いでドライバー作業による「フォークリフト荷役」であった。一方、「パレット崩し手荷役」が未だに 10%近くあり、ドライバーの負担になっているものと思われる。

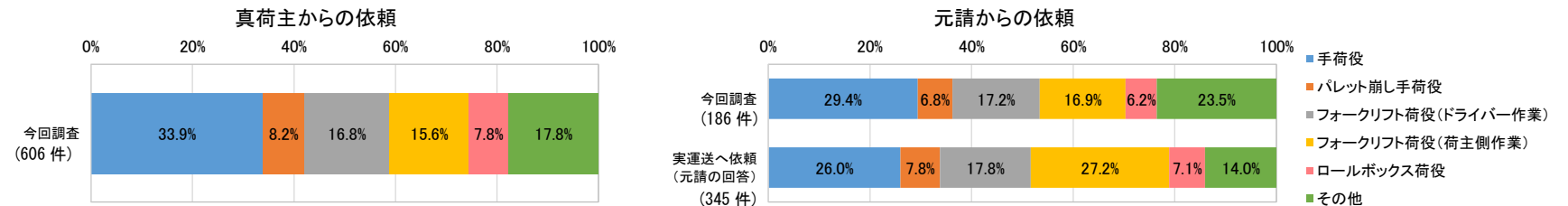
### 取引先の割合



### 時間指定の有無



### 荷役作業方法

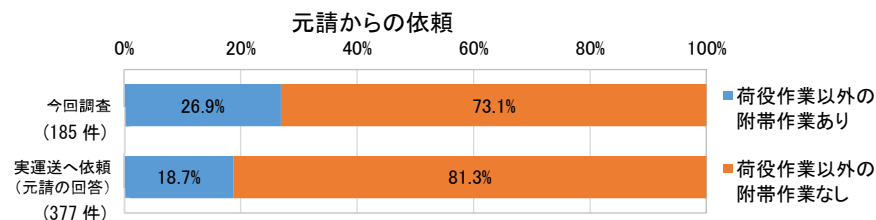
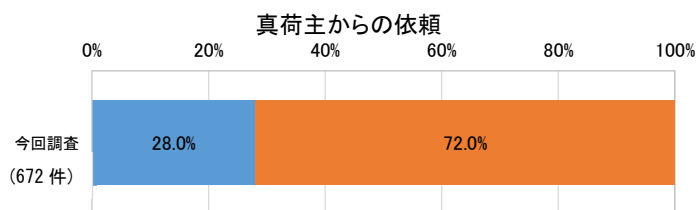


# 運送事業者調査

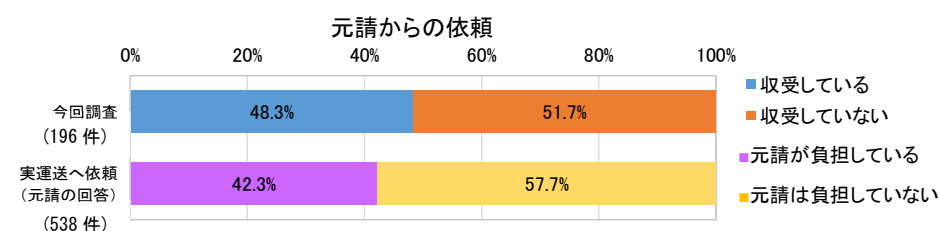
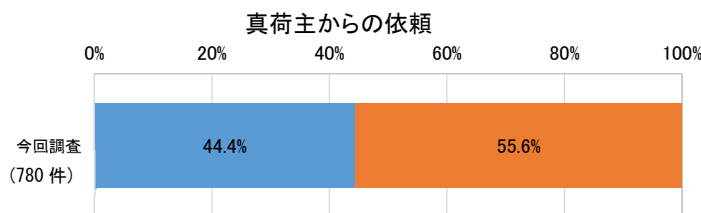
## 2. 荷主との取引関係 2.2 附帯作業、作業の書面化、荷役料金、有料道路料金

- 荷役作業以外の附帯作業について質問したところ、「附帯作業あり」が真荷主依頼 28.0%、元請荷主依頼 26.9%、元請による実運送への依頼では 18.7%となっており、実運送との認識に若干の差がある。
- 「荷役料金を収受している」割合は、真荷主依頼 44.4%、元請荷主依頼 48.3%となっている。なお、「元請が負担している」割合は 42.3%であった。
- 「高速道路料金を収受している」割合は、「一部収受」を含めると約 80%となっており、「収受していない」が真荷主依頼 18.2%、元請荷主依頼 19.1%であった。なお、「元請が負担している」「元請が一部負担している」割合は 86.2%であった。

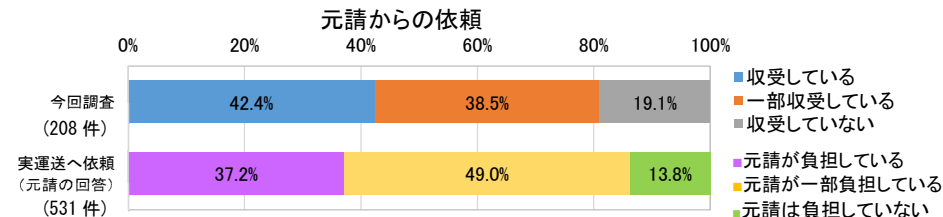
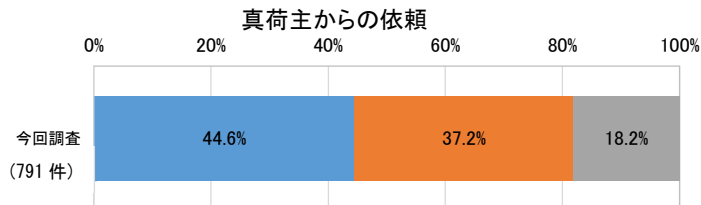
### 荷役作業以外の 附帯作業の有無



### 荷役料金収受の 有無



### 高速道路料金の 収受の有無

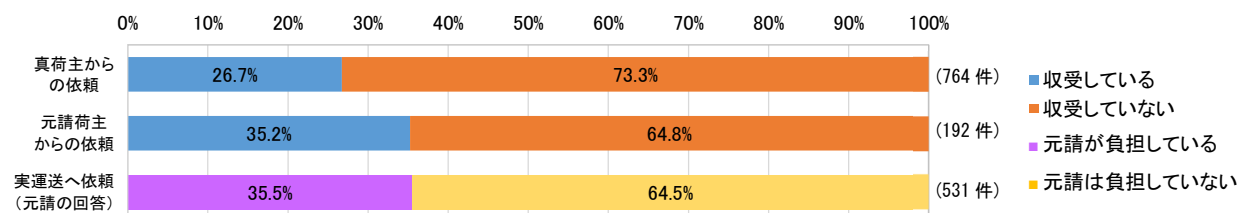


# 運送事業者調査

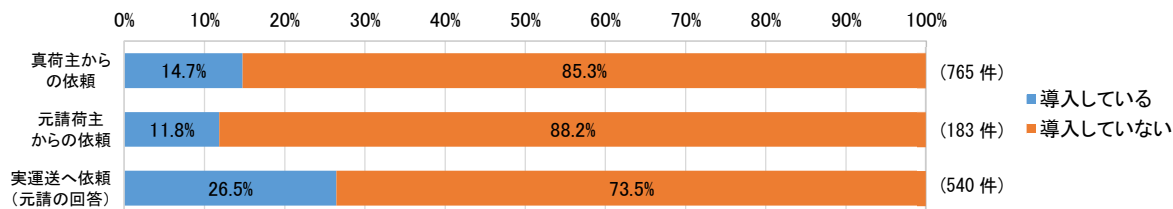
## 2. 荷主との取引関係 2.3 待機時間料収受、燃料サーチャージ、路上駐車

- 「待機時間料を収受している」割合は、**真荷主依頼 26.7%、元請荷主依頼 35.2%**であり、**実運送への依頼でも「元請が負担している」割合が 35.5%**と全体的に 40%以下と少なかった。
- 燃料費の変動に応じて別途収受する燃料サーチャージを「導入している」割合は、**真荷主依頼 14.7%、元請荷主依頼 11.8%**であった。なお、元請からの**実運送への依頼でも導入は 26.5%**であった。
- 路上駐車が発生している割合は、**真荷主依頼 22.1%、元請荷主依頼 22.7%**となっており、また元請からの回答も「発生している」は 18.2%であった。

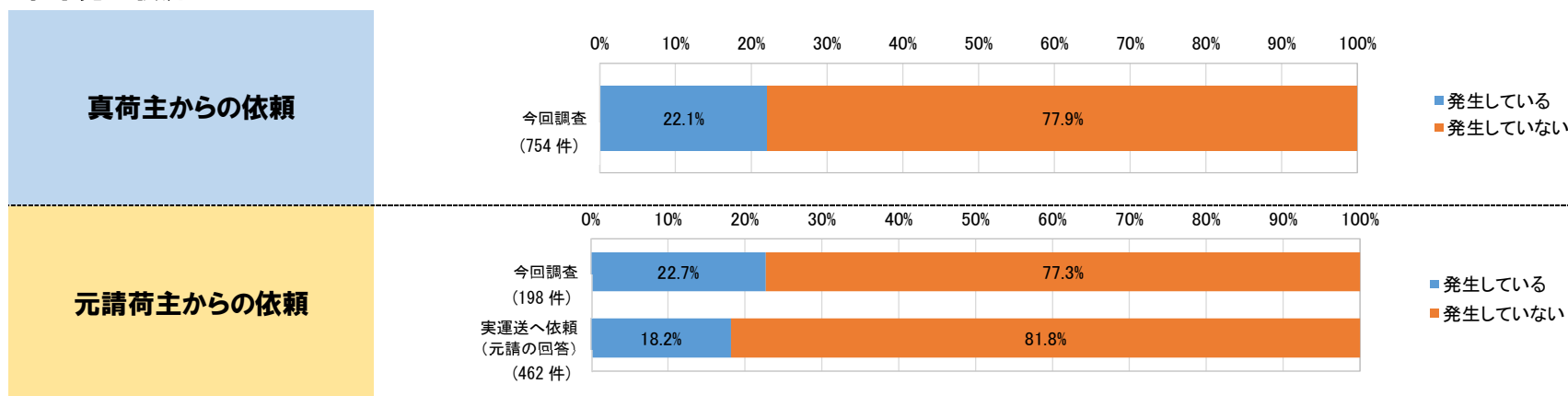
### 待機時間料収受の有無



### 燃料サーチャージ導入の有無



### 路上駐車発生状況



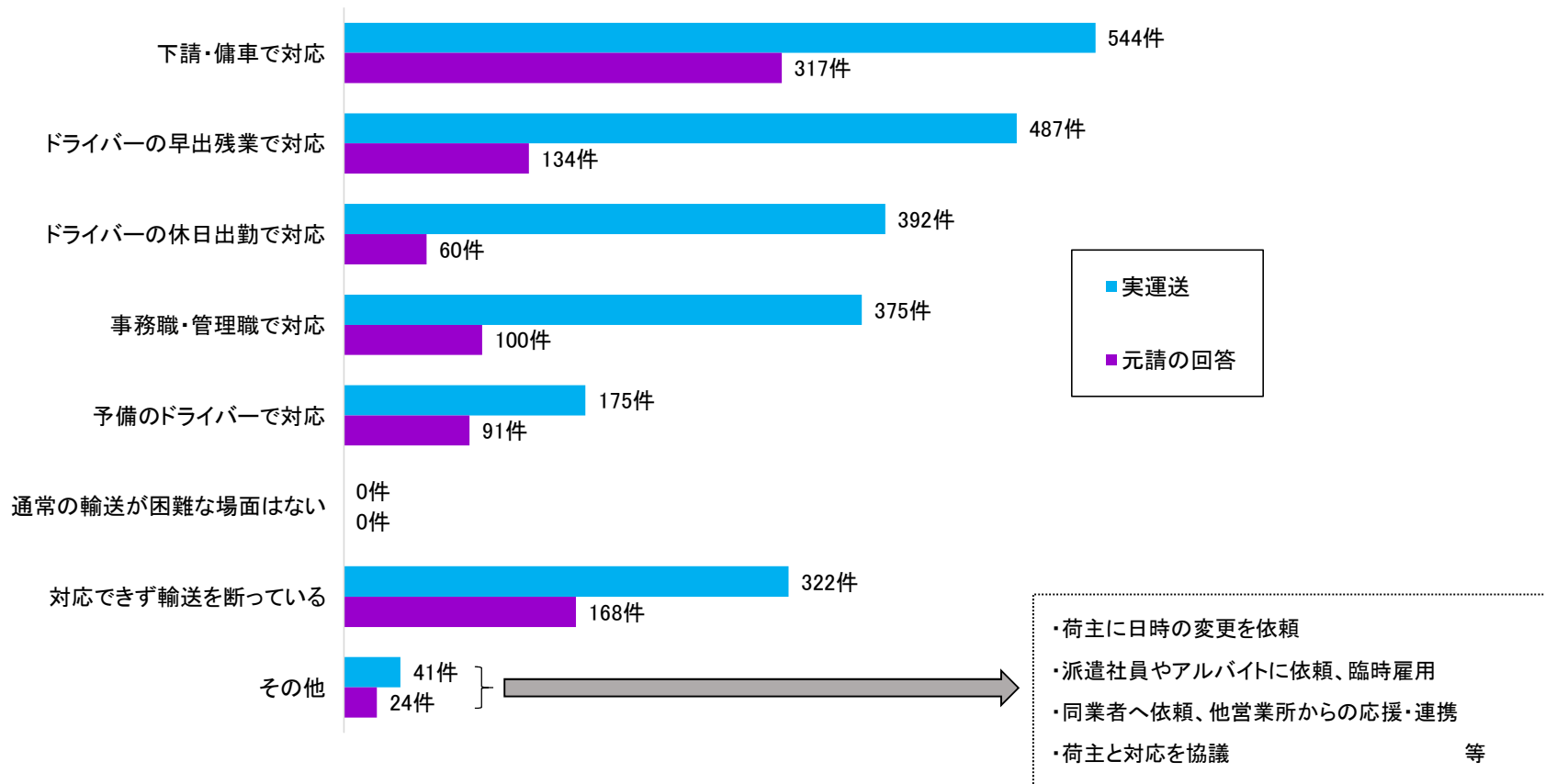


# 運送事業者調査

## 3. ドライバーが不足している場合の対応

- ドライバーが不足している場合の対応について質問したところ、**実運送**からの回答では、「下請・傭車に対応している」(544件)が最も多く、次いで「ドライバーの早出残業に対応している」(487件)、休日出勤、事務職・管理職対応と続き、「対応できず輸送を断っている」(322件)との回答も多くあった。
- 一方、**元請**からの回答では、「他の下請・傭車に対応している」(317件)が最も多く、次いでドライバーの早出残業、休日出勤に対応しているとの回答が多いが、「対応できず輸送を断っている」(168件)との回答も多くあった。

ドライバーが不足している場合の対応【複数回答】

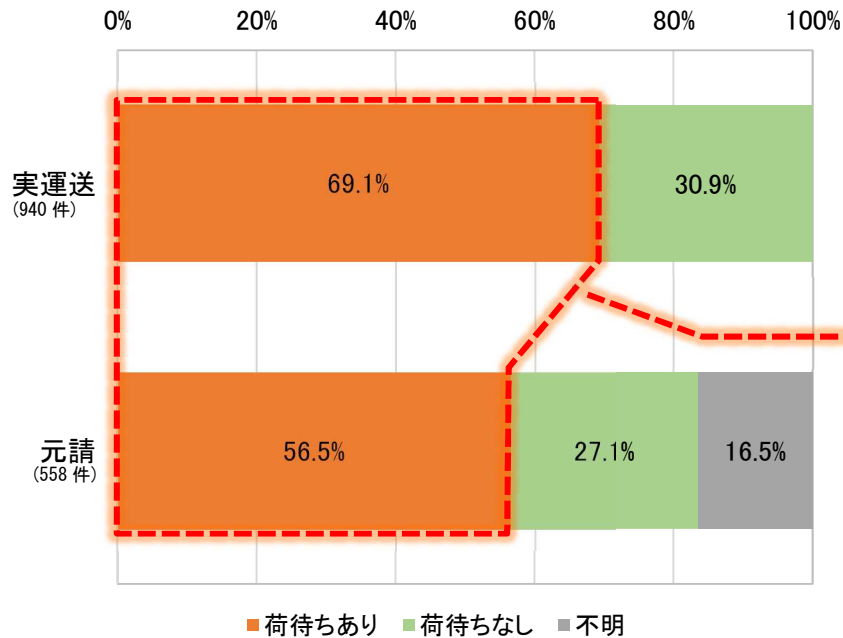


# 運送事業者調査

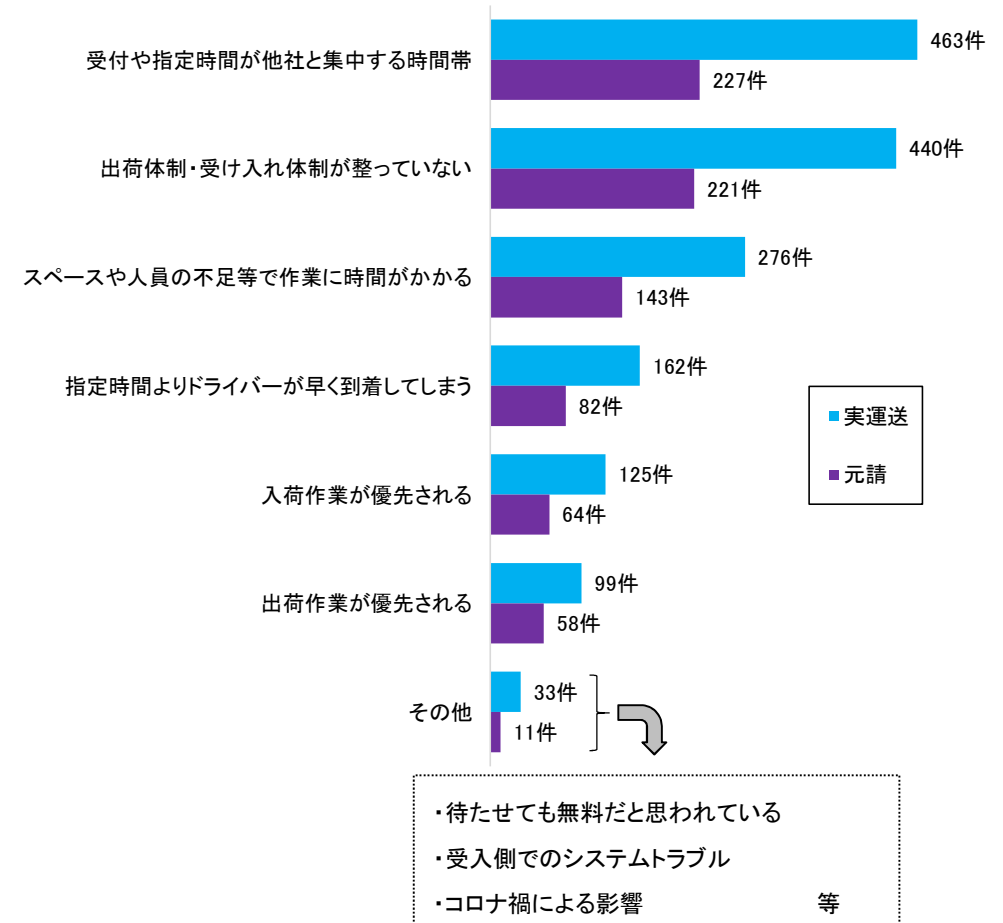
## 4. 荷積み・荷卸しの際の荷待ちの発生状況

- 荷積み・荷卸しの際の荷待ちについて質問したところ、荷待ちは**実運送**が 69.1%、**元請**でも 56.5%発生しており、多くの運送で荷待ちが発生している。
- 荷待ちの理由として、**実運送・元請**ともに「受付・指定時間が他社と集中する」や「出荷体制・受け入れ体制が整っていない」が多く回答されており、次いで「スペースや人員不足で作業に時間がかかる」といった回答が多かった。

### 荷積み・荷卸しの際に荷待ちは発生しているか



### 荷待ちの理由【複数回答】



# 運送事業者調査

## 5. 運送契約の書面化の状況

- 運送契約の書面化の状況について質問したところ、**実運送**からの回答では、「ほぼすべて書面化できている」が 54.5%、「一部書面化している」が 37.8%あり、約 90%が書面化されていた。
- 一方、**元請**から見た実運送との運送契約においても「ほぼすべて書面化できている」が 50.2%、「一部書面化している」が 33.8%あり、約 80%が書面化されているとの回答があった。
- なお、契約の書面化で記載されている項目は、「品名、重量、個数等」が多く書面化され、以下「支払方法・支払期日」、「運送日時」、「荷送人・荷受人の連絡先等」、「運送の荷種別」の項目について、多く契約に含まれている。一方、「積込又は取卸作業の委託」、「附帯作業の委託」の項目は、あまり書面化されていない。

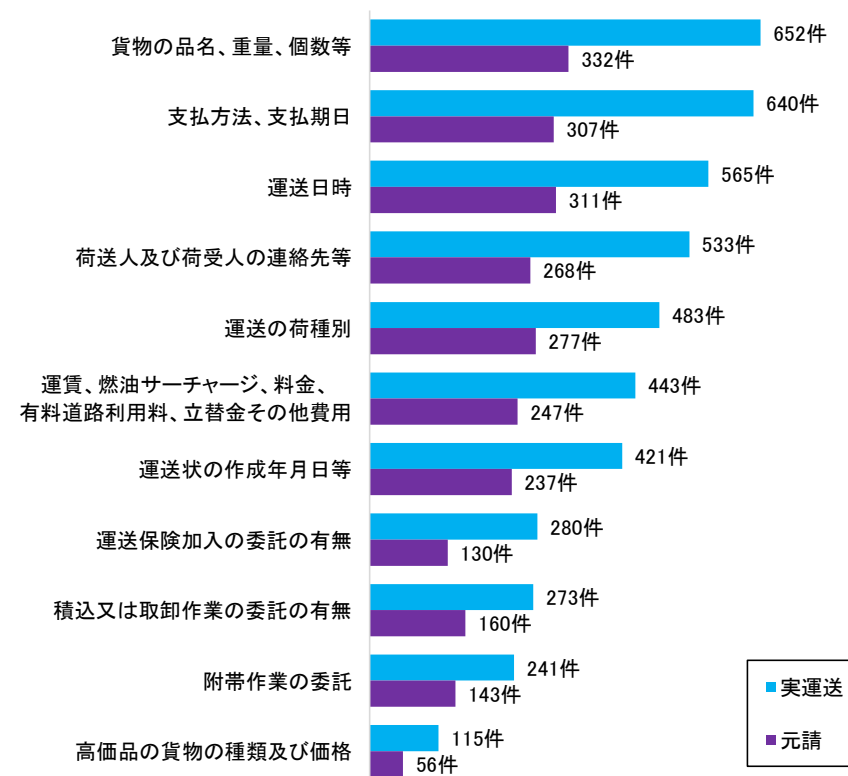
### 現在、取引先との間で運送契約について「書面化」の状況



- ほぼすべて書面化できている
- 一部書面化している
- 書面化はしておらず、口頭で依頼

注:「不明」回答を除く。

### 書面化している項目【複数回答】

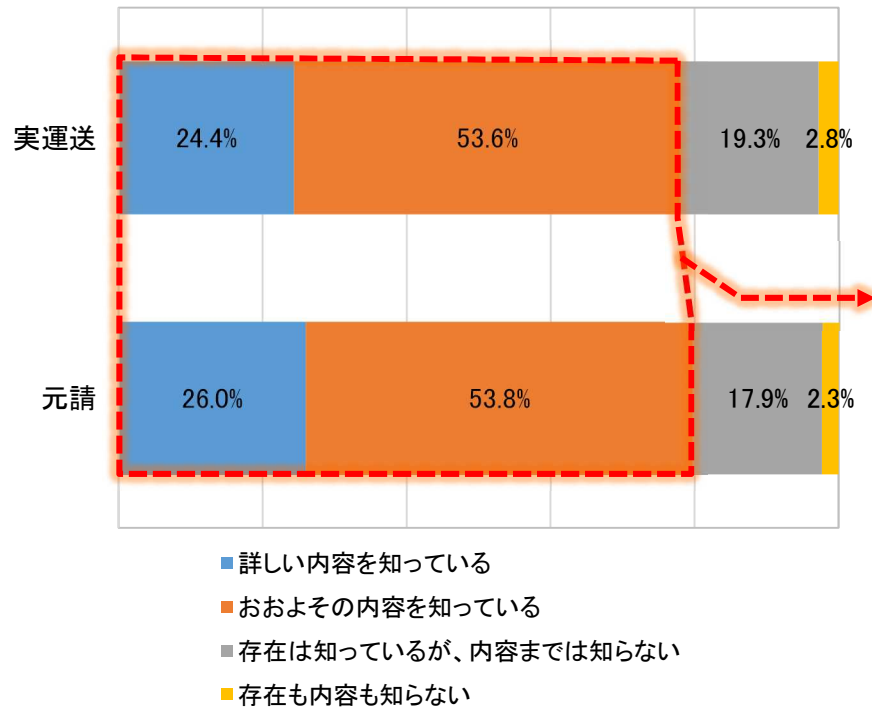


# 運送事業者調査

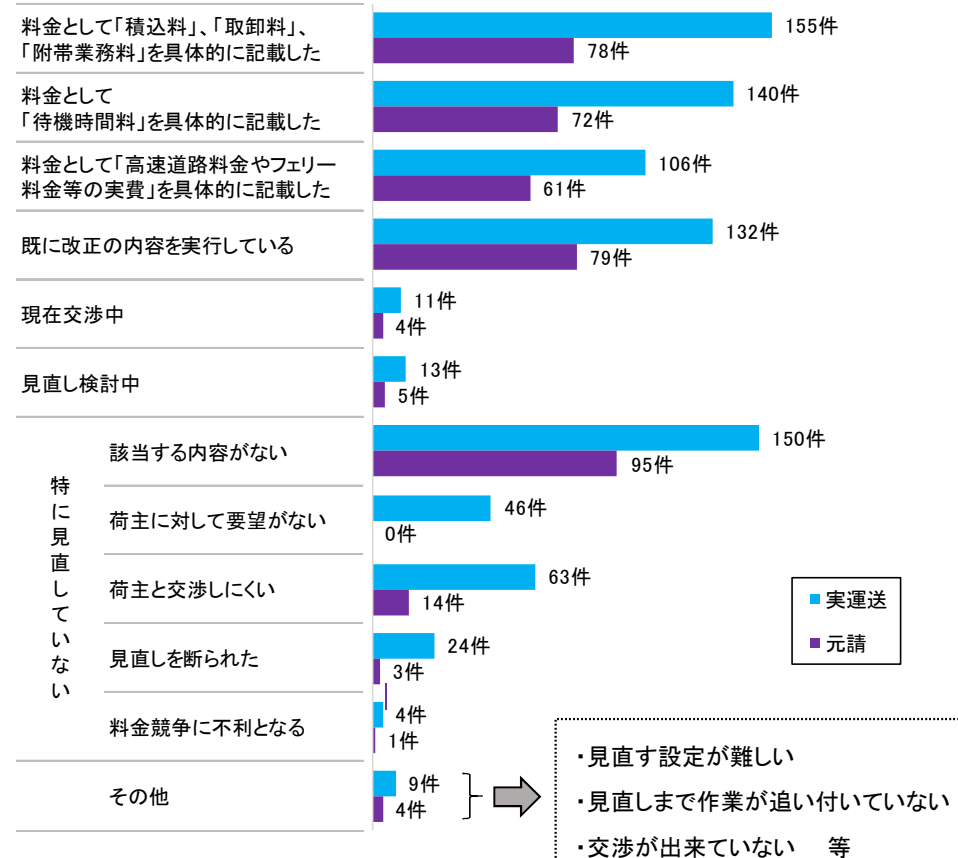
## 6. 一部改正された標準貨物自動車運送約款の改正内容の理解状況

- 改正された標準貨物自動車運送約款について質問したところ、**実運送**、**元請**ともに約 75%以上が「知っている」との回答であった。しかしながら、「約款は知っているが内容までは知らない」、「約款の存在も知らない」との回答が約 20%あった。
- なお、改正約款を踏まえ見直された取引は、「料金として積込料・取卸料・附帯業務料を記載」や「料金として待機時間料を記載」が多くあった。一方で、「該当する内容がない」、「荷主と交渉しにくい」といった回答もあった。

標準貨物自動車運送約款が一部改正された内容を知っているか



改正約款を踏まえ、見直した取引【複数回答】

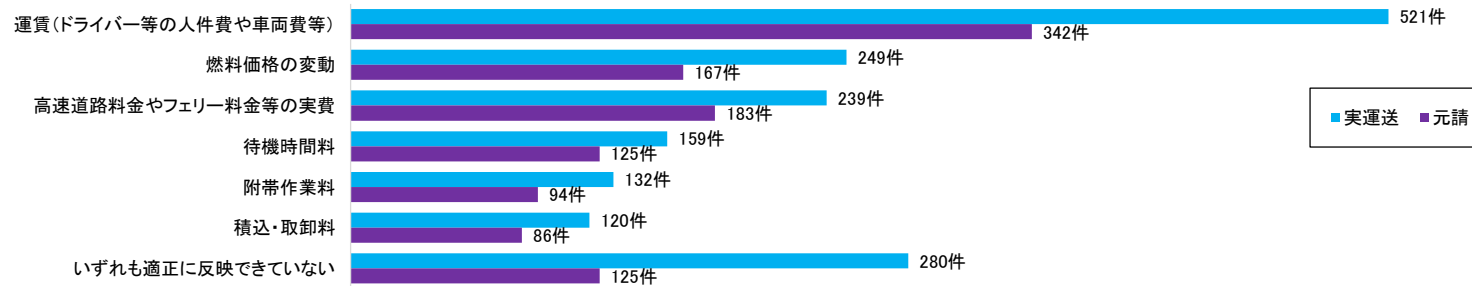


# 運送事業者調査

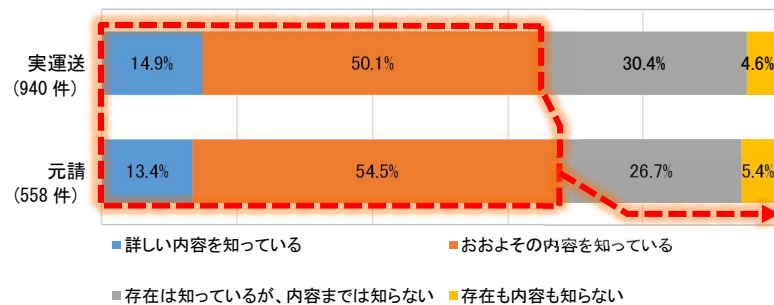
## 7.1. 運賃・料金の決定・改定、 下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて

- 運送料金の決定・改定について質問したところ、**実運送**、**元請**ともに「運賃」「燃料価格の変動」「高速道路料金やフェリー料金等の実費」については、反映できているとの回答が多かったが、「待機時間料」や「積込・取卸料」、「附帯作業料」など運送以外の費用が反映できている事業者は相対的に少なく、また、いずれも反映できていない事業者も見られた。
- 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について質問したところ、**実運送**、**元請**ともに「知っている」との回答が約 65%あったが、「内容までは知らない」、「存在も知らない」といった回答が**実運送**、**元請**ともに約 30%もあった。
- なお、遵守状況については、**実運送**、**元請**ともにガイドラインを「すべて守られている」が約 10%、「概ね守られている」が**実運送** 41.4%、**元請** 48.8%であった。

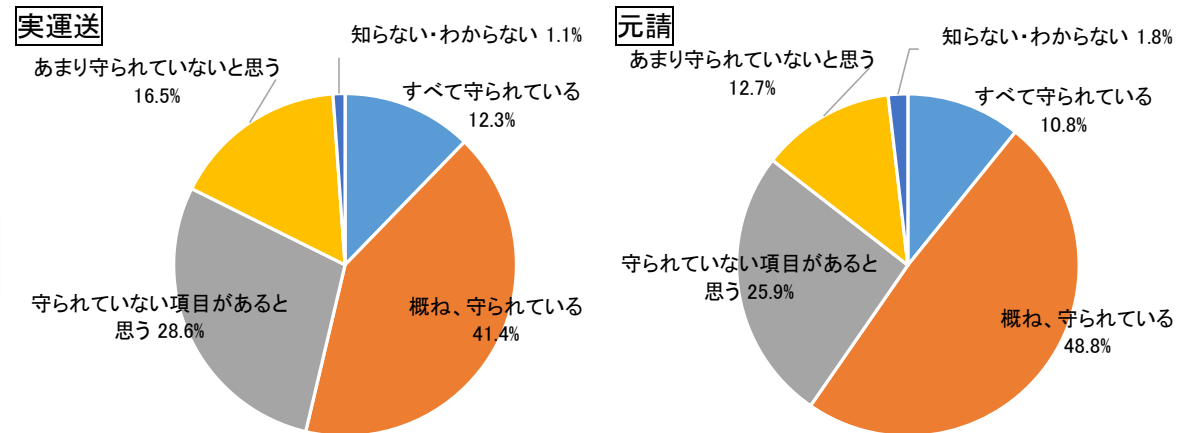
### 「運賃・料金」の決定・改定にあたり、原価への反映状況【複数選択】



### 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の理解状況



### 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の遵守状況 注)



注：回答比率は、ガイドラインの内容を「詳しく知っている」または「おおよそ知っている」の回答件数（実運送 611 件、元請 379 件）に占める割合を示す。

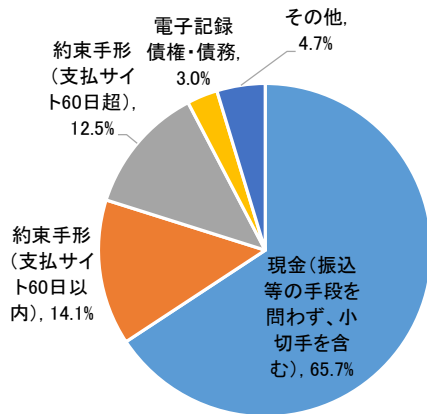
# 運送事業者調査

## 7.2. 取引の際の受け取り手段、 取引する際の支払い手段について

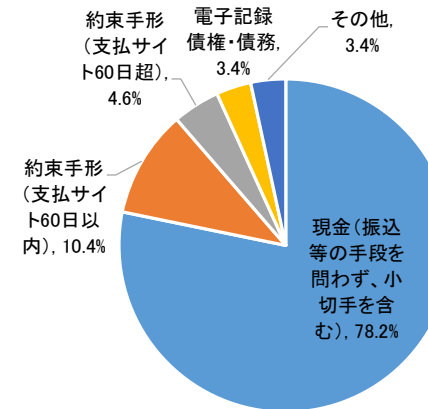
- 荷主または元請事業者と取引する際の受け取り手段について質問したところ、**実運送**、**元請**ともに「現金」による回答が最も多く、**実運送 65.7%**、**元請 78.2%**であった。
- また、約束手形による取引は、**実運送**、**元請**ともに「支払サイト 60 日以内」が「支払サイト 60 日超」を上回る回答となっている。一方で、電子記録による取引は、**実運送 3.0%**、**元請 3.4%**と比較的少数であった。
- 荷主または元請事業者と取引する際の支払い手段について質問したところ、**実運送**、**元請**ともに「約束手形による取引はしていない」による回答が最も多く、**実運送 62.1%**、**元請 71.7%**であった。

### 取引する際の受け取り手段【複数選択】 ※支払サイト：取引代金の締切日から支払日までの猶予期間のこと

実運送

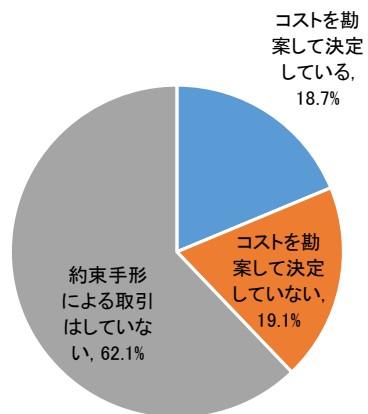


元請

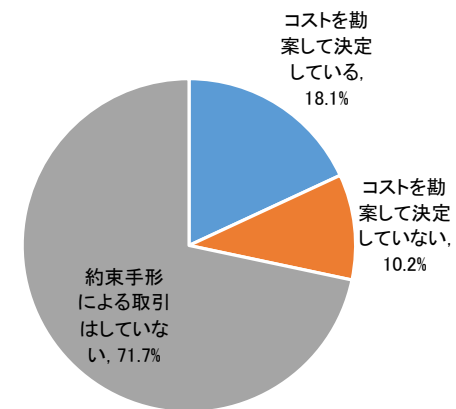


### 取引する際の支払い手段【複数選択】

実運送



元請



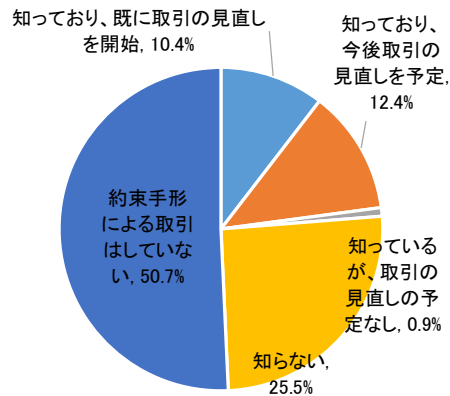
# 運送事業者調査

## 7.3. 約束手形廃止に向けた取組の認知度、燃料費高騰における価格交渉について

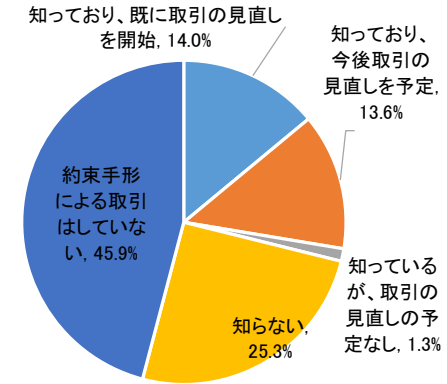
- 令和8年度からの約束手形廃止に向けた取組の認知度について質問したところ、**実運送**、**元請**ともに「約束手形による取引はしていない」との回答が約半数を占める中、「知らない」とする回答が**実運送 25.5%**、**元請 25.3%**であった。
- 燃料費高騰における価格交渉の状況について質問したところ、「運賃等改定」、「燃料サーチャージ設定」、「その他方法で燃料費相当分を受取」とする回答が**実運送 35.7%**、**元請 33.9%**であった。
- 一方で、「申し出があっても応じない」とする回答が**元請 14.2%**であった。

### 約束手形廃止に向けた取組の理解状況

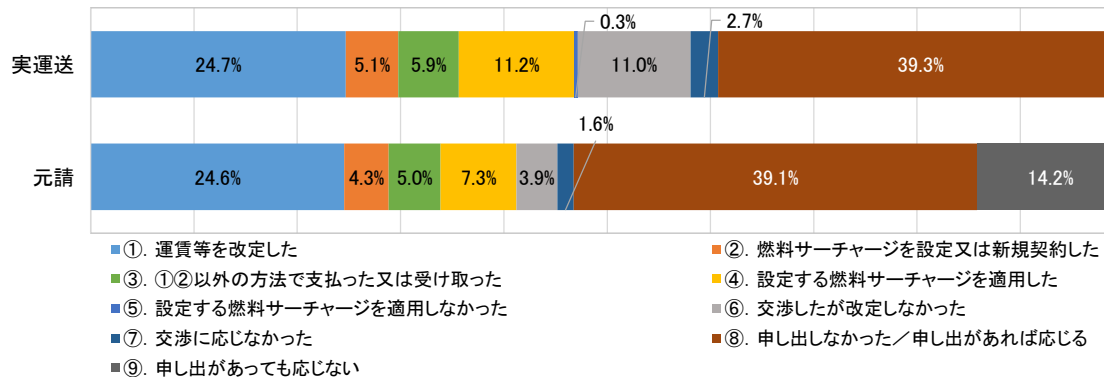
実運送



元請



### 燃料費高騰における価格交渉の状況

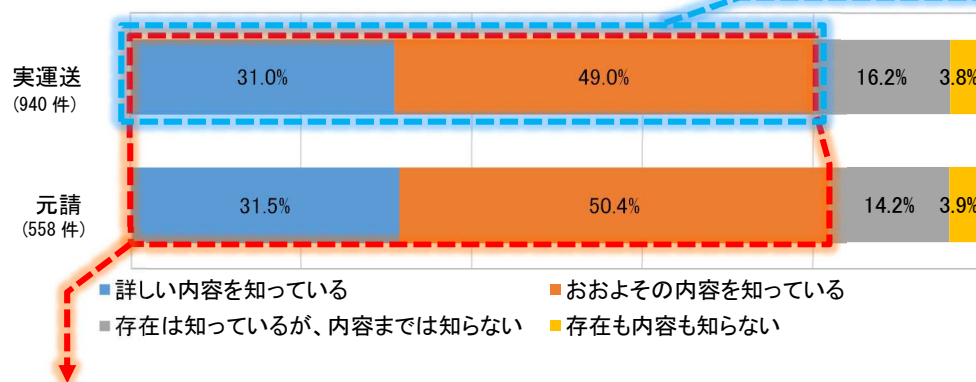


# 運送事業者調査

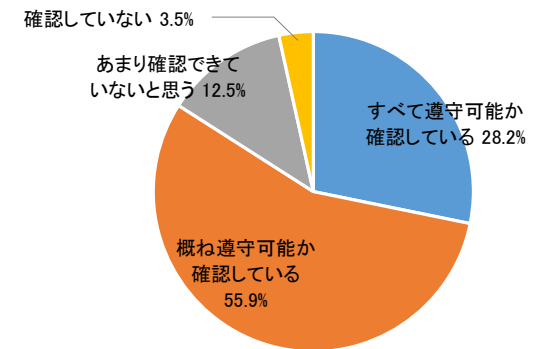
## 8. 改善基準告示について

- 改善基準告示の認知度について質問したところ、**実運送**、**元請**ともに約 80%が「知っている」との回答であったが、「詳しい内容まで知っている」との回答が約 30%しかなく、また、「内容までは知らない」、「知らない」との回答が約 20%あった。
- なお、改善基準告示の内容を知っている場合の遵守状況について質問をしたところ、「すべて遵守」は**実運送 19.5%**、**元請 12.3%**、「概ね遵守」は**実運送 52.0%**、**元請 51.9%**であった。一方、「守られていない項目があると思う」との回答が 25~26%もあった。
- また、輸送を引き受ける際に改善基準告示を遵守できるかの確認について質問をしたところ、「確認している」との回答が約 84%あった。
- さらに、改善基準告示を遵守できていないことが確認された場合の対応について質問をしたところ、「協議・申し入れ」の回答が 64.9%あり、その結果として「改善された」が 13.6%、「改善検討中」が 42.0%、「改善されていない」が 9.3%といった回答があった。

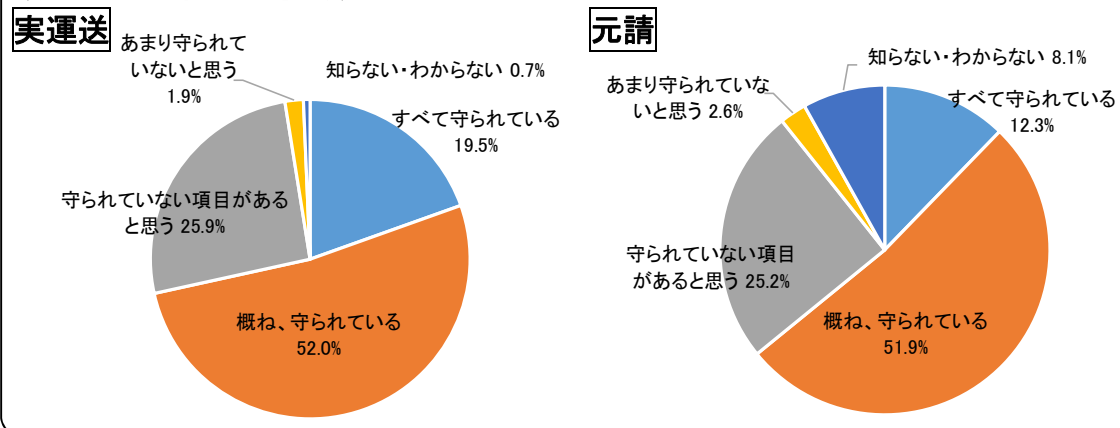
### 改善基準告示の理解状況



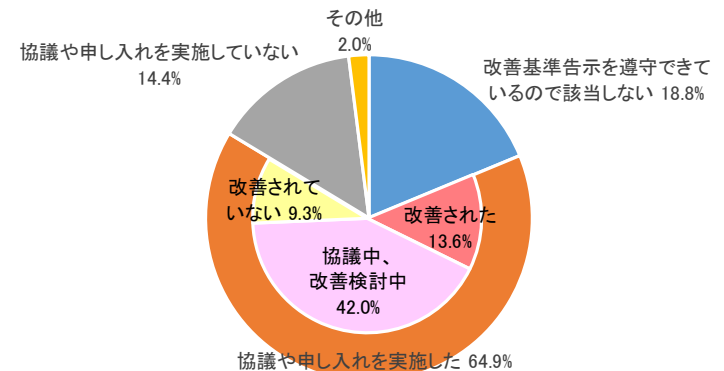
### 輸送を引き受ける際、「改善基準告示」を遵守できるかの確認実施状況<sup>注)</sup>



### 改善基準告示の遵守状況<sup>注)</sup>



### 「改善基準告示」を遵守できていない実態が確認された場合に改善に向けて、主要な荷主への協議や申し入れ実施状況<sup>注)</sup>



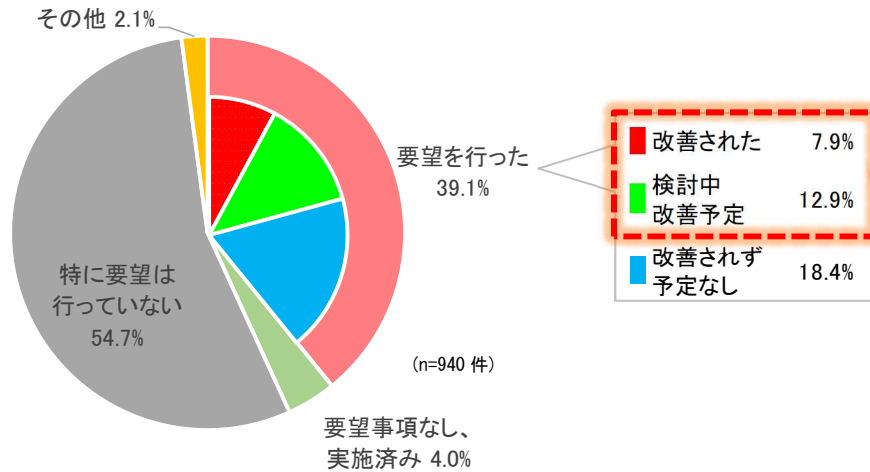
注) 回答比率は、改善基準告示の内容を「詳しく知っている」または「おおよそ知っている」の回答件数(実運送 752 件、元請 457 件)に占める割合を示す。



# 運送事業者調査

- 「荷待ち時間」について質問したところ、「荷主・元請に要望を行った」との回答は 39.1%であった。このうち、「改善された」が 7.9%、「改善検討中」が 12.9%となっており、要望したが、「改善されなかった」が 18.4%を占める。
- 「荷役作業」について質問したところ、「荷主・元請に要望を行った」との回答は 30.6%であった。このうち、「改善された」が 4.5%、「改善検討中」が 10.7%となっており、要望したが、「改善されなかった」が 15.4%を占める。

## 「荷待ち時間」についての改善要望の状況



### 改善された、または改善予定の主な要望内容

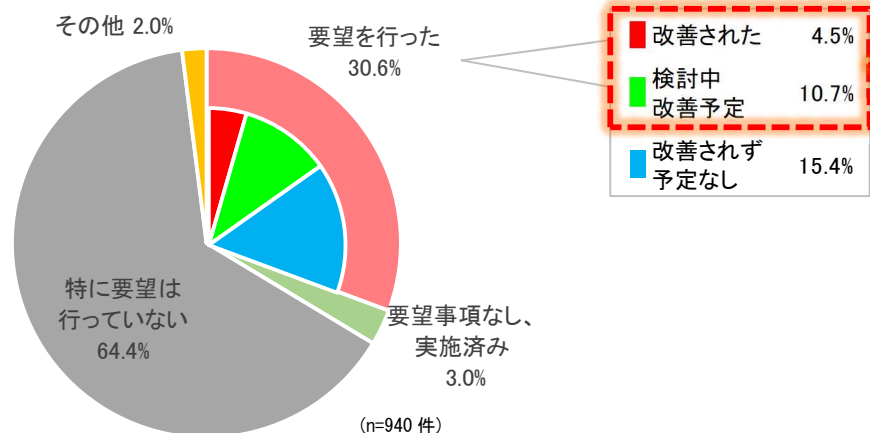
#### ■体制、設備に関する要望

- ・荷役場所の変更、施設の改善
- ・荷主の内部連絡及び荷物搬出の円滑化
- ・伝票の電子化
- ・待ち時間料金收受
- ・予約システム(アプリ)など予約制導入
- ・荷役・受入体制の改善
- ・荷役準備の改善
- ・パレット使用
- ・高速道路利用の許可
- ・作業員配置・増員

#### ■時間に関する要望

- ・正確な出荷・集荷時刻の事前連絡
- ・時刻指定の緩和・見直し・撤廃
- ・出荷・荷卸し・入場時間帯の変更
- ・入場時刻の適正化
- ・出荷・荷受け時刻厳守

## 「荷役作業」についての要望の状況



### 改善されたまたは改善予定の主な要望内容

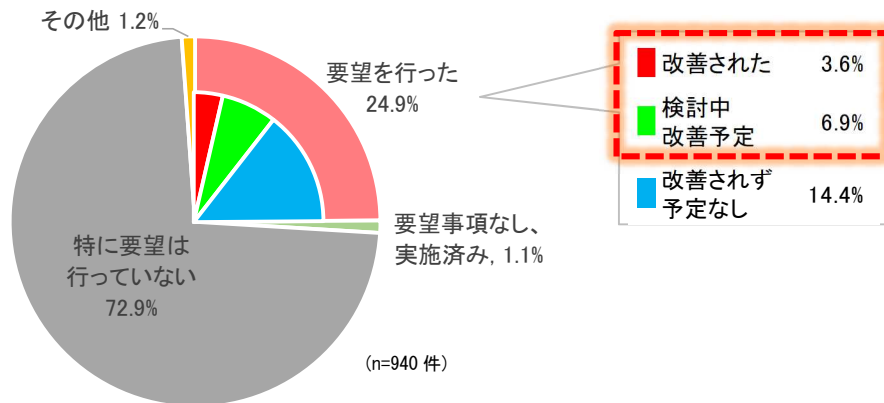
- ・作業内容見直し、軽減、解消
  - ・荷姿見直し、パレット化、ロールボックス化
  - ・作業員増員、荷役補助
  - ・車上・軒先渡し化
  - ・荷役機械化、システム化
  - ・運搬費に反映
- 等

# 運送事業者調査

9. 労働時間等の短縮に向けた荷主・元請への要望  
9.2 作業内容、実運送事業者との協議状況

- 「作業内容等」について質問したところ、「荷主・元請に要望を行った」との回答は 24.9%であった。このうち、「改善された」が 3.6%、「改善検討中」が 6.9%となっており、要望したが、「改善されなかった」が 14.4%を占める。
- 元請に対して、実運送事業者との運送・取引条件に関する協議の状況について質問したところ、「協議した」との回答は 9.1%であった。

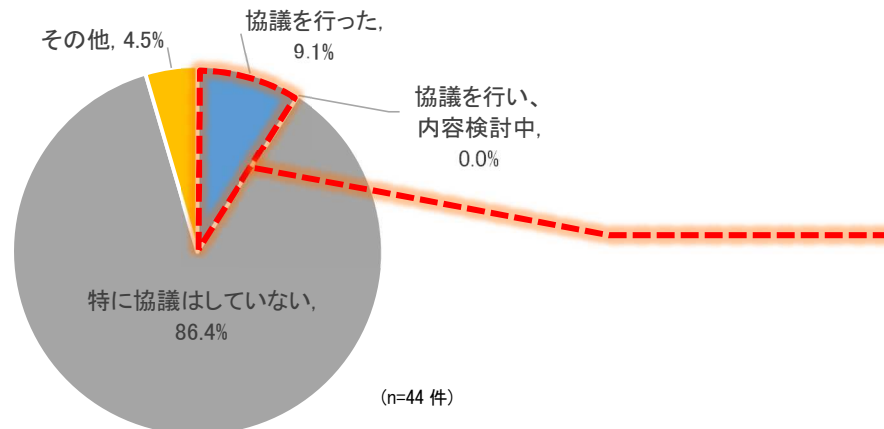
## 「作業内容や手順、所要時間、集荷場所等」について要望の状況



### 改善されたまたは改善予定の主な要望内容

- ・荷役のシステム化
  - ・作業の事前協議
  - ・手順・方法の見直し
  - ・レイアウトの見直し
  - ・荷役場所の新設・改善
  - ・パレット化
  - ・店舗作業短縮
  - ・荷役場所における荷物の配置変更
  - ・作業員増員、配置の見直し
- 等

## 実運送事業者との運賃・料金等の運送・取引条件についての協議状況



### 協議を行った主な要望内容

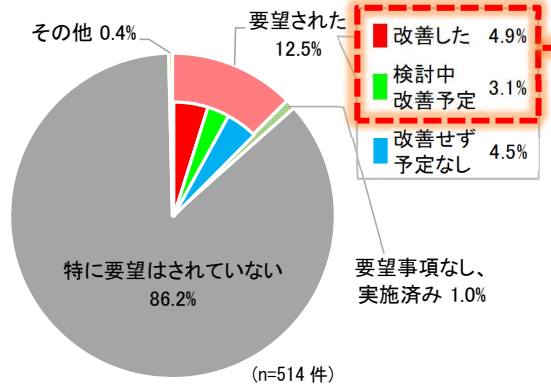
- ・運賃交渉

# 運送事業者調査

10. 【元請調査】労働時間等の短縮に向けた下請からの要望

• 元請に直接ドライバーの労働環境に影響を及ぼす「荷待ち時間」、「荷役作業」、「作業内容や手順、所要時間、集荷場所等」、「下請運送事業者との運賃・料金等の協議」について、下請運送事業者からの要望の状況を質問したところ、いずれも 80%以上が「下請運送事業者からの要望はなかった」との回答であった。

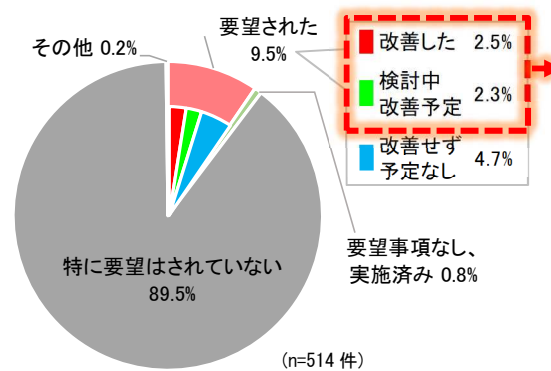
## 「荷待ち時間」について要望の状況



### 主な要望内容

- ・荷役時間の改善
  - ・優先積込
  - ・荷役場所の改善
  - ・待機時間の削減
  - ・出荷量の見直し
  - ・パレット化
  - ・配車・運行方法の見直し
  - ・高速道路利用
- 等

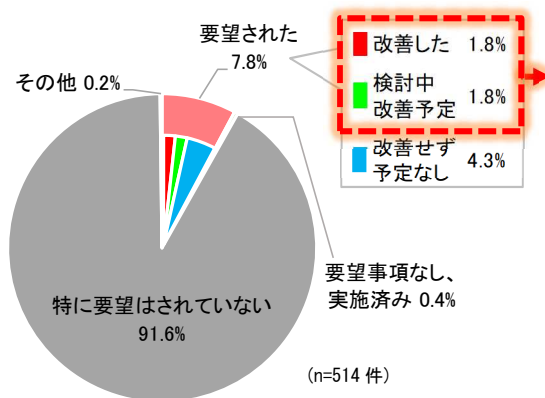
## 「荷役作業」について要望の状況



### 主な要望内容

- ・荷役作業削減、廃止
  - ・作業員増員・補助
  - ・パレット化
- 等

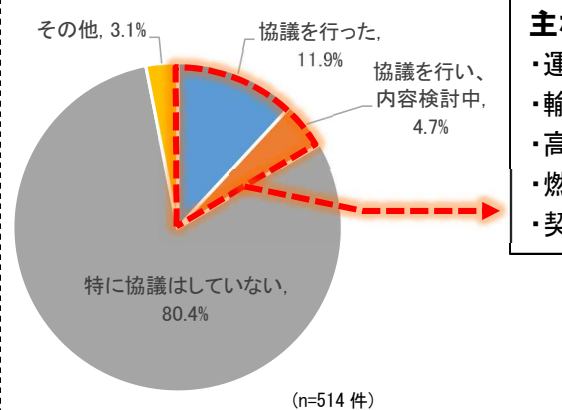
## 「作業内容や手順、所要時間、集荷場所等」について要望の状況



### 主な要望内容

- ・荷役場所の改善・集約化
  - ・作業員増員・補助
  - ・パレット化
  - ・荷役時間の改善
- 等

## 主要な下請運送事業者と運賃・料金等の運送・取引条件について協議実施状況



### 主な協議内容

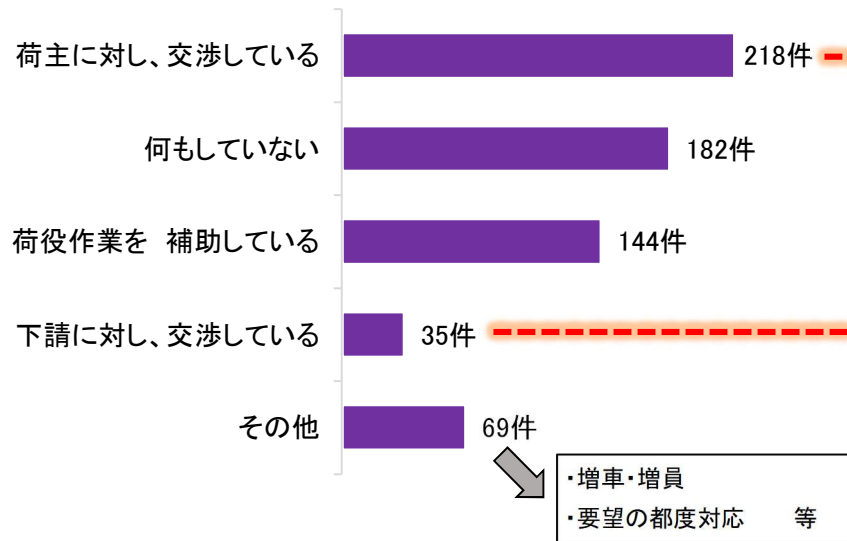
- ・運賃、料金改定
  - ・輸送内容、輸送条件、作業内容
  - ・高速道路利用及び高速料金支払い
  - ・燃料費高騰による運賃補てん
  - ・契約内容見直し、書面化
- 等

# 運送事業者調査

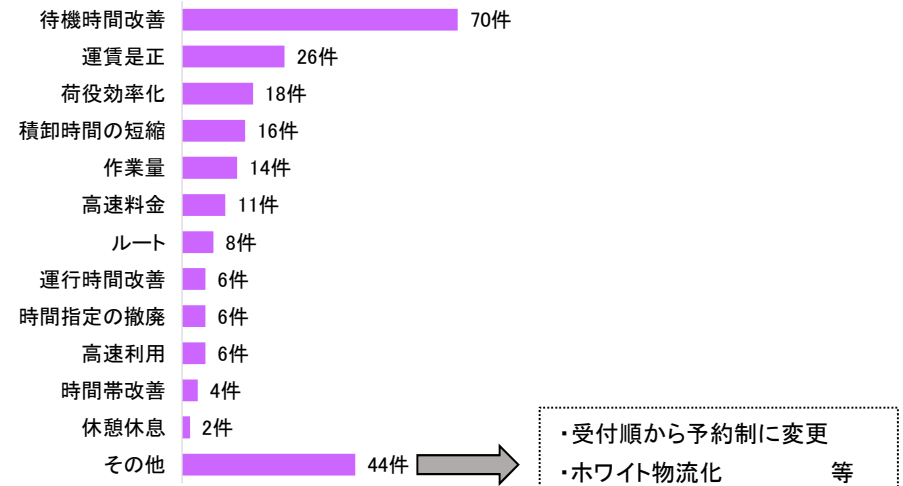
## 11. 【元請調査】「ドライバーの生産性向上」について

- 元請が行った下請けドライバーの生産性向上に向けた改善活動について質問したところ、「荷主と交渉」(218件)が最も多く、次いで「荷役作業の補助」(144件)であった。また、「何もしていない」事業者も多く見られた。
- 荷主との交渉で多かった項目は、「待機時間改善」、「運賃是正」、「荷役効率化」、「積卸時間の短縮」が上位であり、また下請との交渉で多かった項目とほぼ同じ内容であった。

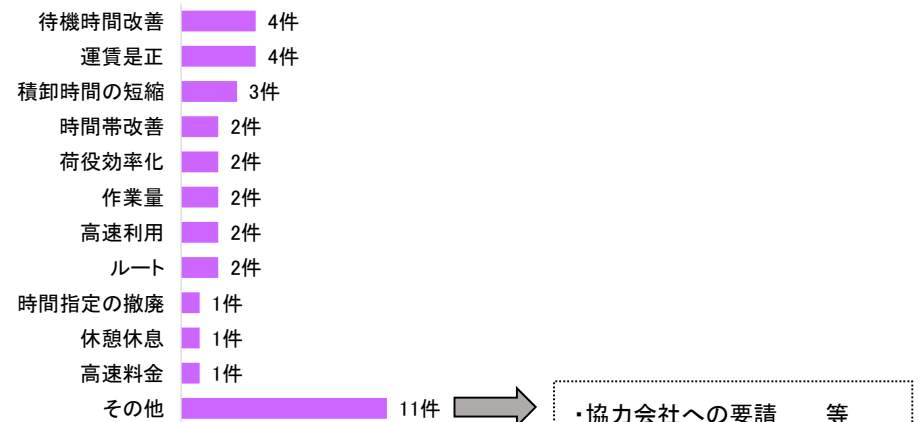
### 下請けドライバーの生産性向上に向けた改善活動の実施状況【複数回答】



### 荷主への具体的な交渉内容<sup>注</sup>【複数回答】



### 下請への具体的な交渉内容<sup>注</sup>【複数回答】



注:「交渉内容」は自由回答であったことから以下の通り整理している

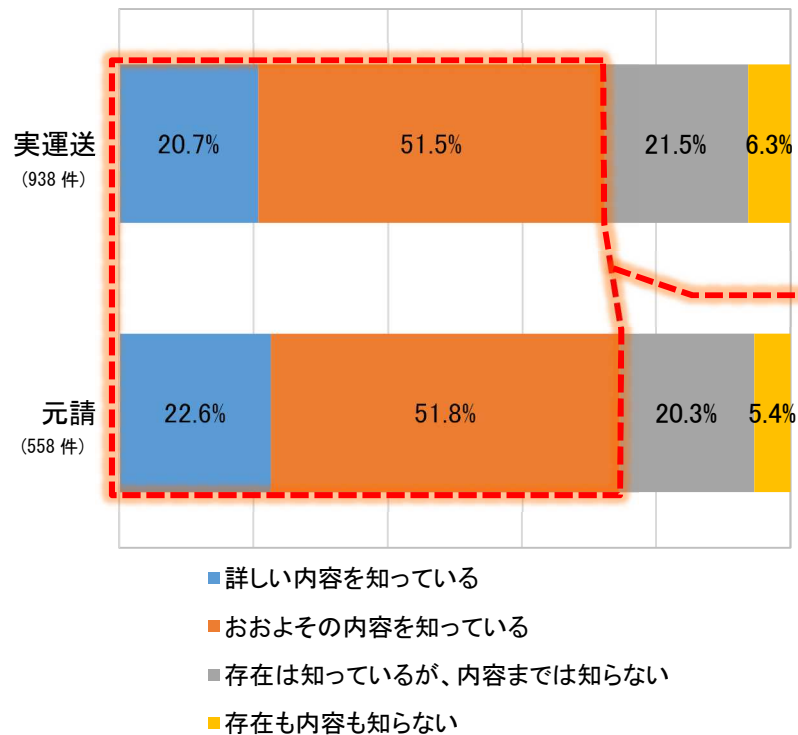
- 待機時間改善 : 待機・荷待ち時間改善・解消
- 運行時間改善 : 運行時間・拘束時間短縮、無理のない運行
- 時間帯改善 : 時間帯・日時変更、運行日集約、早着禁止、時間帯明確化・指定、集荷・出荷時間前倒し
- 荷役作業効率化 : 機械化、荷役人員配置、環境整備
- 作業量 : 附帯作業量改善、作業効率化、業務合理化
- 運賃是正 : 料金値上げ、拘束時間の運賃への転嫁
- ルート : ルート見直し、立ち寄り先削減

# 運送事業者調査

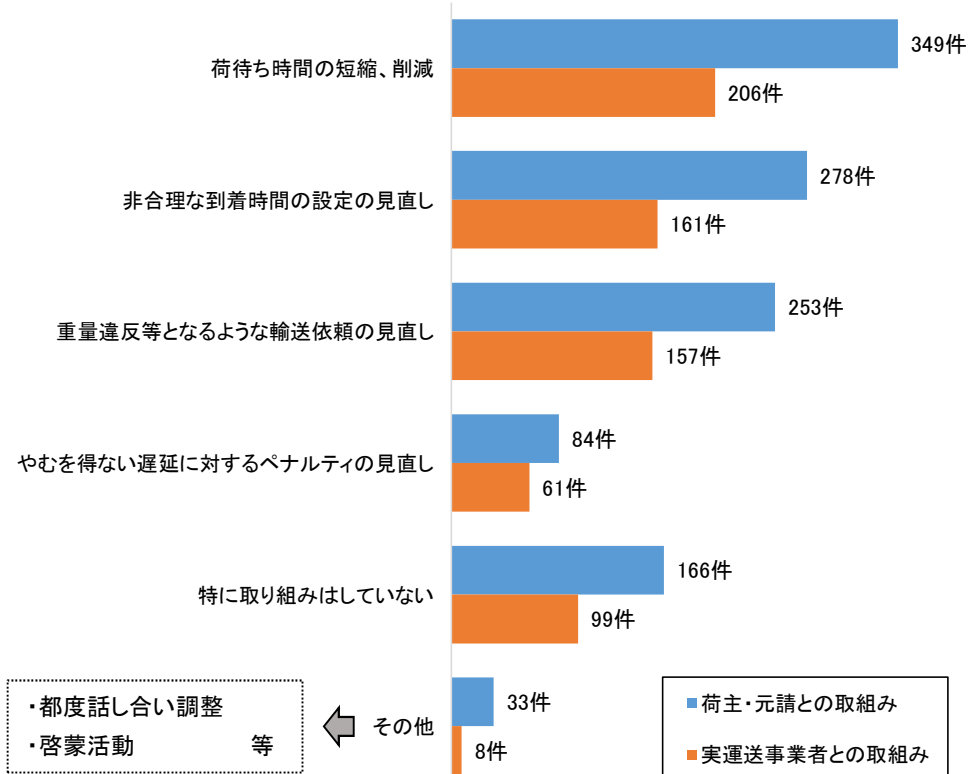
## 12. 荷主勧告制度の理解状況

- 荷主勧告制度について質問したところ、**実運送の 20.7%、元請の 22.6%**が「詳しく知っている」との回答であり、「おおよそ知っている」も含めると約 3/4 の事業者が知っているが、**実運送で約 28%、元請においても約 26%**が「内容までは知らない」、「知らない」との回答であった。
- なお、取引先と実施している取組みは、**実運送・元請とも「荷待ち時間の短縮、削減」**が最も多く、次いで「非合理的な到着時間の設定見直し」、「重量違反等となる輸送依頼の見直し」との回答が多くみられた。

### 荷主勧告制度の理解状況



### 荷主勧告制度が発動されないために、取引先と実施している取組み【複数回答】

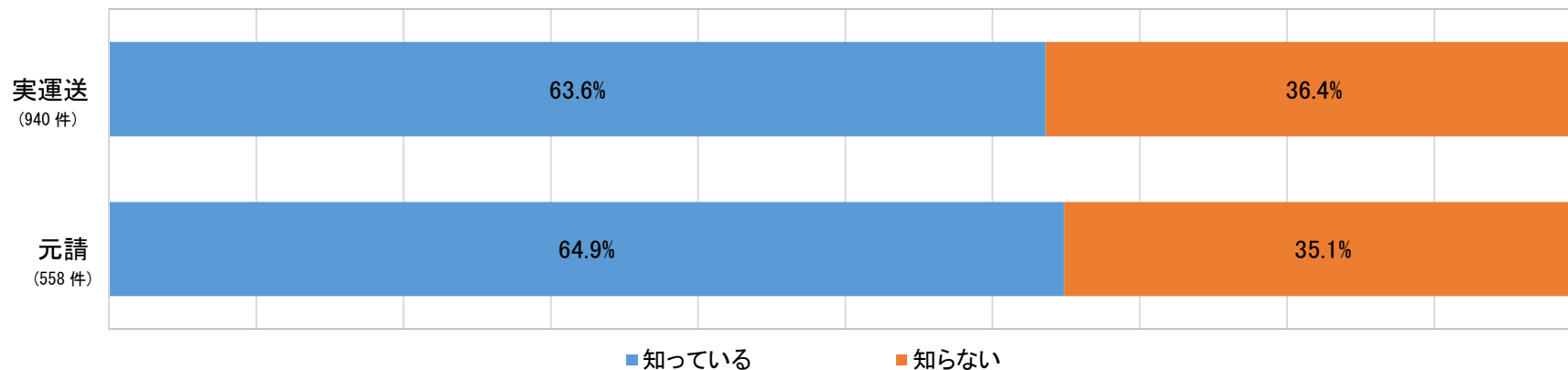


# 運送事業者調査

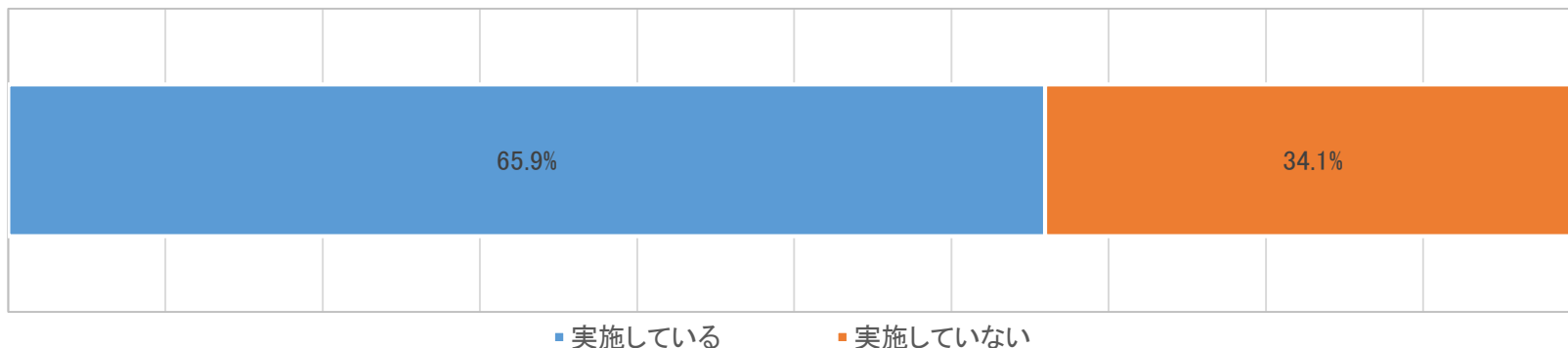
## 13. 荷主に対する「働きかけ」の理解状況、 原則 2 次下請までに制限する取り組みの実施状況

- 荷主等に対して配慮を求める「働きかけ」について質問をしたところ、「知っている」との回答が**実運送では 63.6%、元請では 64.9%**にとどまっている。
- また、**元請に原則 2 次下請までに制限する取り組みの実施状況**について質問したところ、65.9%が「実施している」との回答があったが、34.1%は「実施していない」との回答であった。

法令違反の原因となる恐れのある行為をしている疑いのある荷主に対して、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省の4省が連携して、荷主等に対して配慮を求める「働きかけ」の理解状況



トラック運送業の適正取引推進等に向けた自主行動計画に基づく、原則 2 次下請までに制限する取り組みの実施状況 (n=558 件)

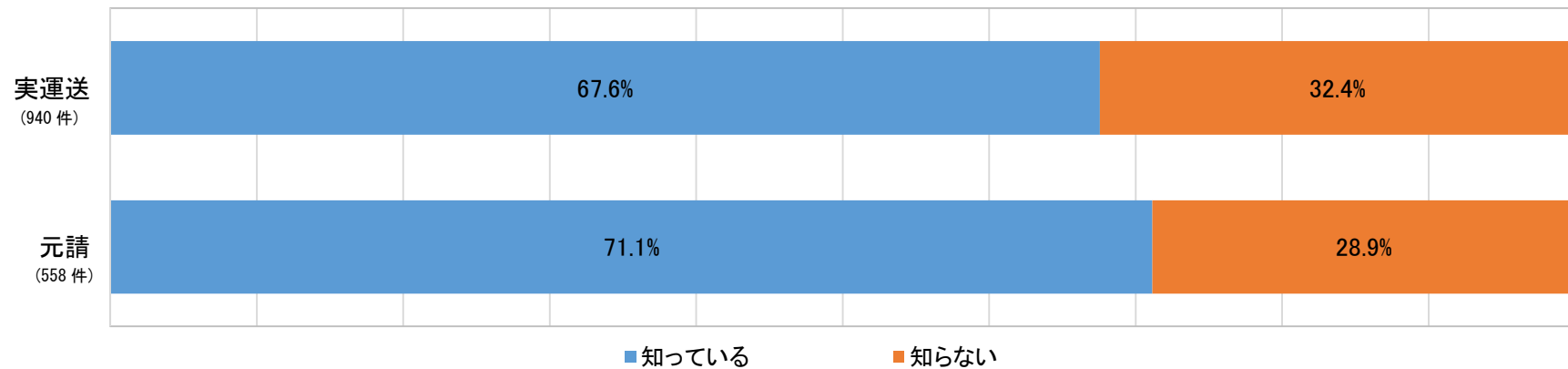


## 運送事業者調査

13. 荷主、元請に対する燃料費上昇分を不当に据え置くことが勧告・公表の対象となることへの理解状況

- 荷主等に対して燃料費上昇分を不当に据え置くことが勧告・公表の対象となることについて質問をしたところ、**実運送では 67.6%、元請では 71.1%**が「知っている」との回答であったが、**実運送では 32.4%、元請では 28.9%**が「知らない」と回答している。

運送事業者が、燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求めたにもかかわらず、荷主または元請が不当に据え置くことが、**勧告・公表の対象となることへの理解状況**

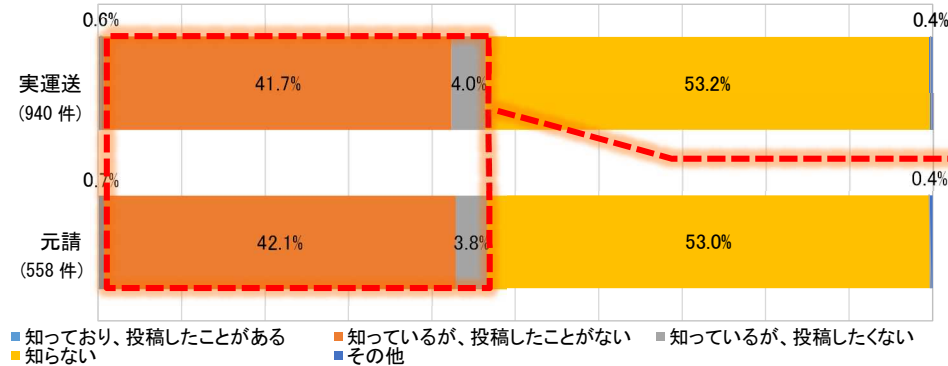


# 運送事業者調査

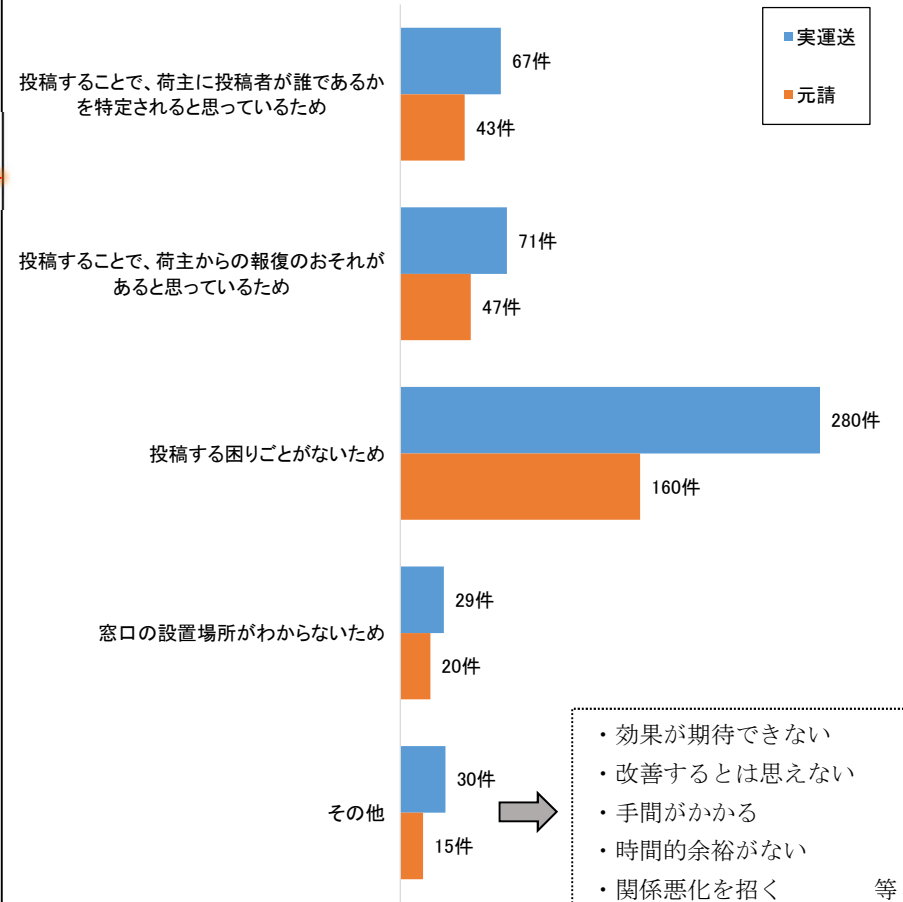
## 13. 積込先・配送先での困りごとを匿名にて意見投稿できる窓口が設置されていることへの理解状況

- 積込先・配送先での困りごとについて、匿名にて意見投稿できる窓口について質問したところ、「知っており、投稿したことがある」との回答が**実運送**では**0.6%**、**元請**では**0.7%**にとどまっている。
- 「知っているが、投稿したことがない(投稿したくない)」との回答理由の中で、「投稿者を特定される」や「報復のおそれがある」との回答が一定数存在する。また、その他の意見として、「投稿しても効果が期待できない・改善するとは思えない」との回答があった。

### 国土交通省ホームページにて、積込先・配送先での困りごとを匿名にて意見投稿できる窓口が設置されていることへの理解状況



### 窓口に意見投稿されたことがない理由（複数回答）





### 【働き方改革について】

- ・実運送も考慮した元請と荷主の交渉がないと働き方改革は進まない。(軽工業品)
- ・働き方改革に伴う、運賃の値上げは経費増ではなく、安定した物流の供給であることを国から荷主に対してもっとアピール頂きたい。(化学工業品)
- ・働き方改革により、適正運賃化、ドライバー不足・高齢化の解消に期待。(特殊品)
- ・働き方改革に伴う、労働時間の減少は、ドライバーの賃金減少につながるため、現行賃金水準を維持するよう交渉しているが、改善の見通しが無い。(雑工業品)
- ・労働時間を制限よりも週休2日を原則として欲しい。(軽工業品)
- ・希望するドライバーは、労働時間緩和を認めてもよいのではないかと。(農水産品)
- ・運賃をすぐには上がらないため、労働時間の短縮だけが先行することで、収入が減り、ドライバー不足に拍車がかかるのではないかと。(金属機械加工業)
- ・長距離輸送を行っている会社にとって、フェリー利用等の自社努力では限界があることについて、荷主の理解が深まっていない。(軽工業品)

### 【人材確保について】

- ・手当を前提とした賃金体系の見直しが必要である。(金属機械工業品)
- ・外国人の短期雇用を視野に入れた検討も必要である。(特殊品)
- ・高齢ドライバーが増えているが、若いドライバーが雇用できていない。(農水産品)
- ・トラック事業者への規制強化によりドライバーの収入が減少したことが、ドライバー離れの一因になっているのではないかと。(化学工業品)
- ・ドライバーの高齢化が進み、今後維持できるのか危惧している。(軽工業品)

### 【法制度、規制などについて】

- ・適正な運行を行っているか監査すべきである。(金属機械工業品)
- ・標準的運賃以下の運賃で請け負う運送事業者の規制をして欲しい。(軽工業品)
- ・法的根拠を持って、荷主への勧告等を行って欲しい。(特殊品)
- ・標準的な運賃の告示が守られない場合に罰則適用が必要。(雑工業品)
- ・罰則を定め、運輸に係る付加価値による競争とすべきである。(雑工業品)
- ・適正運賃を実運送事業者が受け取れるような法整備を求める。(雑工業品)
- ・運送事業の実態に即した労働法制の見直しが必要である。(金属機械工業品)

### 【物流業界への理解について】

- ・荷主勧告制度や運賃交渉等の問題を周知し、運送事業者の社会的地位向上を求めて欲しい。(金属機械工業品)
- ・適正運賃や取引条件等の厳しい物流業界の状況を周知するべき。(特殊品)
- ・物流が混乱すると影響が大きいことを周知すべき。(化学工業品)
- ・運送業はなくてはならない仕事であり、運転手がいなければ成立しないため、魅力ある業界になるようにイメージを改善していきたい。(排出物)

### 【荷主との関係について】

- ・自助努力では改善は難しく、荷主との協力による改善が大事である。(特殊品)
- ・中小企業にとって、安定的な仕事量の確保が優先され、料金や運送条件の改善を荷主に求めることは難しい。(金属機械工業品)
- ・定期的に荷主とは話し合いの場を持っているが、改善点や要望等の議論はできていない。(金属機械工業品)
- ・運送会社は立場が弱く、改善・要望が受け入れてもらえない。関係省庁一体となって、運送事業の実情を荷主に伝えて欲しい。(金属機械工業品)
- ・労働時間、運賃、サーチャージは荷主による対応が全てである。運送に係る費用は、必要経費であり、これ以上のコストカットは安全運行に係る。(軽工業品)
- ・ドライバーの労働条件改善は、荷主次第で大きく改善できる。(金属機械工業品)
- ・荷主側の働き方改革により、ドライバーの負担が増えている。(特殊品)

### 【荷主の理解について】

- ・荷主が理解のもと、時間と運賃の見直しがなければ、労働条件は改善されない。特に食品関係メーカー、小売業者はあまり理解が進んでいない。(軽工業品)
- ・運賃料金届出書の存在を広く認知させるべきである。(化学工業品)
- ・ホワイト物流はコストを優先することではなく、附帯作業をドライバーが行うことが当たり前ではないことを荷主に理解して欲しい。(農水産品)
- ・荷主側に利益のない労働時間等の問題の理解が進んでいない。(軽工業品)
- ・労働時間の改善を進めるには、従業員の収入を減少させないようにすることが必要だが、荷主や元請には理解されていない。(金属機械工業品)

### 【荷主へのルール化、指導等について】

- ・荷主への罰則がないと、協力を求めても改善は実現しない。(雑工業品)
- ・国には荷主勧告制度の強化等荷主への働きかけをお願いしたい。(軽工業品)
- ・日常的にドライバーを待機させている倉庫施設等に対し、解消に努めるよう指導をお願いしたい。(軽工業品)
- ・荷主側が様々な制度を認識しておらず、荷主企業や元請が制度を理解し、遵守させるよう働きかけて欲しい。(特殊品)

### 【労働時間の改善について】

- ・荷受・荷卸先、倉庫等関係者が多く、荷主との交渉では改善されない。(農水産品)
- ・東北地方では、納品先まで距離があるため、午前中の時間指定がある場合は、早朝の荷役作業が発生し、労働時間改善が難しい。(軽工業品)
- ・労働時間短縮のため、高速道路を積極的に利用しているが、価格競争力が低下するため、高速道路料金を運賃に転嫁できていない。(化学工業品)
- ・一部の荷卸先では、車両集中による長い待ち時間が発生している。(軽工業品)

### 【附帯作業について】

- ・建設現場では荷卸し以外のミーティングへの参加は不要として欲しい。(鉱産品)

### 【時間帯指定について】

- ・時間帯指定が多く、保有車両の削減ができない。(雑工業品)
- ・荷役側の都合で時間帯指定となっている現状がある。(金属機械工業品)
- ・指定時間が偏っており、時間指定の概念を見直すべきである。(金属機械工業品)

### 【適正運賃の收受について】

- ・最低運賃が設定されない限り、低運賃の事業者と競争となる。(金属機械工業品)
- ・空港等地域特性がある運賃の実態把握を行い、見直して欲しい。(特殊品)
- ・公共機関発注業務では、届出運賃が遵守されるべきである。(金属機械工業品)
- ・実運送事業者は標準運賃を受取れていない。(軽工業品)
- ・数量に応じた運賃で取引されており、荷主の積載効率が低く、運送事業者が收受できる運賃に影響しており、是正が必要である。(化学工業品)
- ・待機料や荷役料金、サーチャージ等も料金に含まれていると荷主側が認識しており、他社へ切替えられるリスクもあり、交渉が進んでいない。(軽工業品)

### 【高速道路料金の見直しについて】

- ・発着荷主は日中営業だが、運行は高速道路料金の割引率が高い深夜時間帯となるため、拘束時間が長くなっており、割引時間帯を拡大して欲しい。(特殊品)
- ・優良運送事業者の高速道路の無料化を検討して欲しい。(農水産品)

### 【燃料費の高騰について】

- ・燃料費高騰により、労働時間や物流条件に見直しに着手できない。(軽工業品)
- ・燃料費高騰への対応を荷主に要請しても応じてもらえない。(特殊品)
- ・燃料費高騰に対応した燃料の減税を要望する。(軽工業品)

### 【休憩施設について】

- ・休息をとるための駐車スペースがないため、沿道の空きスペース活用してトラック専用の駐車場の整備をして欲しい。(化学工業品)
- ・女性ドライバーも増え、セキュリティに配慮した休憩環境を整えるべき。(特殊品)
- ・SA・PAの駐車マスが不足し、休憩等のタイミングで駐車できない。(雑工業品)

### 【コロナ禍による影響、状況等について】

- ・コロナ禍で荷物が減り、運賃や労働時間の交渉がしにくくなっている。(特殊品)
- ・コロナ禍で経営環境が悪化し、労働時間改善に向けた取組が滞っており、適用開始の延期等の配慮をして欲しい。(特殊品)
- ・できることを行っていくしかないが、いつまで耐えられるか不安である。(軽工業品)
- ・料金改定に応じて貰えないばかりか、値引きを要請される。(雑工業品)

### 【その他】

- ・国の方針や指導により、荷主に改善要望がしやすくなった。(金属機械工業品)
- ・物流全てに関わる人の理解と協力が必要である。(農水産品)
- ・自動運転が実装され、自動運転中は準休息时间として取扱われるようになれば、労働環境改善につながることに期待する。(特殊品)
- ・近年の災害の頻発は、ドライバーの労働時間にも影響している。安全輸送と労働時間管理に努めているがドライバー不足は否めない。(特殊品)
- ・多くのものが値上がりしているが、物流業界への効果が感じられない。(鉱産品)
- ・大型免許取得に多額の費用が必要である一方で収入は多くないため、ドライバーのなり手がいない。抜本的な改革が必要である。(特殊品)

# 付属資料

## 本資料で使用する用語の説明、定義等

### 用語の説明

#### 【拘束時間】

始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間。1日の拘束時間は、原則13時間以内、最大16時間。15時間超16時間以内は1週間に2回まで。1か月の拘束時間は293時間。

#### 【休憩時間】

労働者の権利として労働から離れることを保障されている時間。荷待ち時間は休憩時間には該当しない。

#### 【休息期間】

勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間。勤務終了後、継続8時間以上。

#### 【運転時間】

1日の運転時間は2日平均で1日当たり9時間以内、1週間の運転時間は、2週平均で1週間当たり44時間以内。

#### 【連続運転時間】

1日の運転時間のうち連続して運転できるのは4時間以内。運転の中断には、1回連続10分以上、かつ合計30分以上の運転離脱が必要。

#### 【休日の取得】

毎週少なくとも1日の休日か4週間を通じて4日以上の日を与えなければならない。

#### 【荷待ち時間】

荷物の積卸しの順番待ちなどの時間  
(右記【荷待ち時間の分類】参照)。

#### 【パレット崩し手荷役】

パレットに積み付けられた貨物を、積み込みの際に手荷役で作業を行うこと。

#### 【ロールボックス荷役】

ロールボックスパレット(かご形状のキャスター付きパレット、かご台車)を使って積み込み、荷おろし作業を行うこと[右図参照]。



### 本資料における用語の定義等

#### 【運行単位】

始業時刻から終業時刻までを1運行とする。1運行が24時間を超えるサンプルもある。

#### 【荷待ち時間の分類】

##### ①荷主都合

集荷・配送の際に卸す車両の順番待ち、荷物が整わないための待ち時間、帰り荷までの待ち時間等、荷主の都合で発生する荷待ち時間。

##### ②ドライバーの自主的な行動

指定時間よりも早めに到着したための待ち時間等。

##### ③その他の時間調整等

高速道路の割引時間等に合わせるための調整時間等、その他の調整時間。

#### 【真荷主と元請け荷主】

真荷主とは、自社が元請として直接取引している真の荷主のこと。

元請荷主とは、自社は実運送を行わず委託のみを行う運送事業者のこと。

#### 【走行距離帯区分】

短・中距離 : 走行距離 500 km以下の運行。

長距離 : 走行距離 500 km超の運行。

#### 【品類区分】【地域区分】

次ページ対応表を参照のこと。

品類・品目対応表

品類	対応品目
農水産品	米・麦・穀物 生鮮食品
林産品	原木・材木等の林産品
鉱産品	鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品
金属機械工業品	鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 鋼材・建材などの建築・建設用金属製品 金属部品・金属加工品(半製品) 機械ユニット・半製品 精密機械・生産用機械・業務用機械 家電・民生用機械 完成自動車・オートバイ
化学工業品	セメント・コンクリート・コンクリート製品 ガソリン・軽油など石油石炭製品 合成樹脂・塗料など化学性原料 医薬品 その他の化学製品
軽工業品	加工食品 飲料・酒 紙・パルプ 糸・反物などの繊維素材
雑工業品	衣類・布団などの繊維製品 壁紙・タイルなど住宅用資材 日用品 書籍・印刷物 プラスチック製部品・加工品、ゴム製部品・加工品
排出物	再生資源・スクラップ 廃棄物
特殊品	宅配便・特積み貨物 空容器・返送資材 その他

地域・都道府県対応表

地域	対応都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北陸信越	新潟、長野、富山、石川
中部	福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

## 運送委託者（荷主）調査設問

F1. 貴社の概要をご回答ください。

貴社名			
住所			
電話番号	（任意）		
従業員数			
業種	製造業	卸売業	小売業  その他（ ）
資本金	5千万円以下	5千万円超～1億円以下	
	1億円超～3億円以下	3億円超	
ご記入者名	（任意）	お役職名	（任意）
メールアドレス	（任意）		

運送事業者との取引環境についてご回答ください。

問 1. 貴社では、貨物（原料や商品や製品等）の出荷を運送事業者に依頼することはありますか。

1. ある ➡ つぎの（1）へ  
 2. ない ➡ 問 2 へ

（1）貴社で最も多い取扱品目は何ですか。最も多い品目を1つ選択してください。

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. 米・麦・穀物                   | 2. 生鮮食品               |
| 3. 加工食品                     | 4. 飲料・酒               |
| 5. 原木・材木等の林産品               | 6. 鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品    |
| 7. 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材        | 8. 鋼材・建材などの建築・建設用金属製品 |
| 9. 壁紙・タイルなど住宅用資材            | 10. 金属部品・金属加工品（半製品）   |
| 11. セメント・コンクリート・コンクリート製品    | 12. ガソリン・軽油など石油石炭製品   |
| 13. 合成樹脂・塗料など化学性原料          | 14. 医薬品               |
| 15. その他の化学製品                | 16. 紙・パルプ             |
| 17. 糸・反物などの繊維素材             | 18. 衣類・布団などの繊維製品      |
| 19. 日用品                     | 20. 書類・印刷物            |
| 21. プラスチック製部品・加工品、ゴム製部品・加工品 | 23. 精密機械・生産用機械・業務用機械  |
| 22. 機械ユニット・半製品              | 25. 完成自動車・オートバイ       |
| 24. 家電・民生用機械                | 27. 廃棄物               |
| 26. 再生資源・スクラップ              | 29. 空容器・返送資材          |
| 28. 宅配便・特積み貨物               |                       |
| 30. その他（ ）                  |                       |

（2）運送を依頼している運送事業者との取引関係について、それぞれのおおよその割合をご回答ください。

※複数の営業所をお持ちの場合は合わせて全体でご回答ください。ない場合は0%とし、計が100%となるようにご記入ください。

	自社で直接依頼している 運送事業者	自社以外が依頼している 運送事業者
通常期の割合	%	%

※横の計が100%となるようにご記入ください。

（2）-1 時間指定について（通常期）

	自社で直接依頼している 運送事業者	自社以外が依頼している 運送事業者
1. 時間指定あり	%	%
2. 午前・午後の指定あり	%	%
3. 時間指定なし	%	%

※縦の計が100%または0%となるようにご記入ください。

（2）-2 荷役作業の状況について（通常期）

	自社で直接依頼している 運送事業者	自社以外が依頼している 運送事業者
1. 手荷役	%	%
2. パレット崩し手荷役	%	%
3. フォークリフト荷役<ドライバーが作業>	%	%
4. フォークリフト荷役<荷主側が作業>	%	%
5. ロールボックス荷役	%	%
6. その他	%	%

※縦の計が100%または0%となるようにご記入ください。

（2）-3 荷役作業以外の附帯作業（棚入れ、保管場所までの横待ち運搬、資材・廃材等の回収、商品仕分け、検品、納品場所の整理、ラベル貼り）をドライバーに作業させていますか。（通常期）

	自社で直接依頼している 運送事業者	自社以外が依頼している 運送事業者
1. させている	%	%
2. させていない	%	%

※縦の計が100%または0%となるようにご記入ください。

(2) -4 荷役料金の負担について (通常期)

	自社で直接依頼している 運送事業者	自社以外が依頼している 運送事業者
1. 自社が負担している	%	%
2. 自社は負担していない	%	%

※縦の計が100%または0%となるようにご記入ください

(2) -5 待機時間料 (荷待ち時間の対価) の負担について (通常期)

	自社で直接依頼している 運送事業者	自社以外が依頼している 運送事業者
1. 自社が負担している	%	%
2. 自社は負担していない	%	%

※縦の計が100%または0%となるようにご記入ください

(2) -6 高速道路の料金の負担について (通常期)

	自社で直接依頼している 運送事業者	自社以外が依頼している 運送事業者
1. 自社が全額負担している	%	%
2. 自社は負担していない	%	%
3. 一部負担している	%	%

※縦の計が100%または0%となるようにご記入ください

(2) -7 燃料サーチャージの負担について (通常期)

	自社で直接依頼している 運送事業者	自社以外が依頼している 運送事業者
1. 自社が負担している	%	%
2. 自社は負担していない	%	%

※縦の計が100%または0%となるようにご記入ください

(2) -8 路上駐車発生について (通常期)

	自社で直接依頼している 運送事業者	自社以外が依頼している 運送事業者
1. 発生している	%	%
2. 発生していない	%	%

※縦の計が100%または0%となるようにご記入ください

(3) 出荷時のドライバーの荷待ち時間について把握していますか。

※出荷業務で最も多い品目についてお答えください。

- 発生しているが、時間までは把握していない →(3)-1へ
- 発生しており、時間 (おおよそ含む) を把握している。1台当たり平均何分程度発生していますか (単位: 分)  
→(3)-1へ
- 把握していない →(4)へ
- 発生していない →(4)へ
- その他 ( ) →(4)へ

(3) -1. 荷待ちの理由は何ですか。(複数選択可)

- 出荷体制が整っていないため
- 受付や指定時間が集中する時間帯のため
- スペースや人員の不足等で作業に時間がかかるため
- 入荷作業を優先するため
- 指定する時間よりドライバーが早く来るため
- その他 ( )

(4) 配送先でのドライバーの荷待ち時間について把握していますか。

- 発生しているが、時間までは把握していない →(4)-1へ
- 発生しており、時間 (おおよそ含む) を把握している。1台当たり平均何分程度発生していますか (単位: 分)  
→(4)-1へ
- 把握していない →(5)へ
- 発生していない →(5)へ
- その他 ( ) →(5)へ

(4) -1. 荷待ちの理由は何ですか。(複数選択可)

- 入荷体制が整っていないため
- 受付や指定時間が集中する時間帯のため
- スペースや人員の不足等で作業に時間がかかるため
- 出荷作業を優先するため
- 指定する時間よりドライバーが早く到着するため
- わからない
- その他 ( )

(5) 出荷時に関して、運送事業者との契約は「書面化」をしていますか。

- 1.ほぼすべてと書面化している → (5) -1 へ
- 2.一部書面化している → (5) -1 へ
- 3.書面化はしておらず、口頭で依頼している → 問2 へ
- 4.その他 ( ) → 問2 へ

(5) -1 書面化している内容について、該当するものすべてを選択してください。(複数選択可)

- 1.貨物の品名、重量、個数等
- 2.運送日時(積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所)
- 3.運送の荷種別
- 4.運賃、燃料サーチャージ、料金(積込料及び取卸料、待機時間料、附帯業務料等)、有料道路利用料、立替金その他の費用
- 5.自社及び配送先の連絡先等
- 6.運送状の作成年月日等
- 7.高価品については、貨物の種類及び価格
- 8.積込み又は取卸し作業の委託の有無
- 9.附帯業務の委託
- 10.運送保険加入の委託の有無
- 11.支払方法、支払期日

問2.貴社では、貨物(原料や商品や製品等)の入荷業務はありますか。

- 1.ある → つぎの(1) へ
- 2.ない → 問3 へ

(1) 貴社で最も多い入荷の取扱品目は何ですか。最も多い品目を1つ選択してください。

- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| 1.米・麦・穀物                   | 2.生鮮食品               |
| 3.加工食品                     | 4.飲料・酒               |
| 5.原木・材木等の林産品               | 6.鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品    |
| 7.鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材        | 8.鋼材・建材などの建築・建設用金属製品 |
| 9.壁紙・タイルなど住宅用資材            | 10.金属部品・金属加工品(半製品)   |
| 11.セメント・コンクリート・コンクリート製品    | 12.ガソリン・軽油など石油石炭製品   |
| 13.合成樹脂・塗料など化学性原料          | 14.医薬品               |
| 15.その他の化学製品                | 16.紙・パルプ             |
| 17.糸・反物などの繊維素材             | 18.衣類・布団などの繊維製品      |
| 19.日用品                     | 20.書類・印刷物            |
| 21.プラスチック製部品・加工品、ゴム製部品・加工品 | 23.精密機械・生産用機械・業務用機械  |
| 22.機械ユニット・半製品              | 25.完成自動車・オートバイ       |
| 24.家電・民生用機械                | 27.廃棄物               |
| 26.再生資源・スクラップ              | 29.空容器・返送資材          |
| 28.宅配便・特積み貨物               |                      |
| 30.その他 ( )                 |                      |

(2) 入荷業務に関する運送事業者との取引関係について、それぞれのおおよその割合をご回答ください。

※複数の営業所をお持ちの場合は合わせて全体でご回答ください。ない場合は0%とし、計が100%となるようにご記入ください。

	自社で直接依頼している 運送事業者	仕入れ先等が依頼している 運送事業者
通常期の割合	%	%

※横計が100%となるようにご記入ください。

(2) -1 時間指定について(通常期)

	自社で直接依頼している 運送事業者	仕入れ先等が依頼している 運送事業者
1. 時間指定あり	%	%
2. 午前・午後の指定あり	%	%
3. 時間指定なし	%	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

(2) -2 荷役作業の状況について(通常期)

	自社で直接依頼している 運送事業者	仕入れ先等が依頼している 運送事業者
1. 手荷役	%	%
2. パレット崩し手荷役	%	%
3. フォークリフト荷役 <ドライバーが作業>	%	%
4. フォークリフト荷役 <荷主側が作業>	%	%
5. ロールボックス荷役	%	%
6. その他	%	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

(2) -3 荷役作業以外の附帯作業（棚入れ、保管場所までの横待ち運搬、資材・廃材等の回収、商品仕分け、検品、納品場所の整理、ラベル貼り）をドライバーに作業させていますか。（通常期）

	自社で直接依頼している 運送事業者	仕入れ先等が依頼している 運送事業者
1. させている	%	%
2. させていない	%	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

(2) -4 荷役料金の負担について（通常期）

	自社で直接依頼している 運送事業者	仕入れ先等が依頼している 運送事業者
1. 自社が負担している	%	%
2. 自社は負担していない	%	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

(2) -5 待機時間料（荷待ち時間の対価）の負担について（通常期）

	自社で直接依頼している 運送事業者	仕入れ先等が依頼している 運送事業者
1. 自社が負担している	%	%
2. 自社は負担していない	%	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

(2) -6 高速道路の料金の負担について（通常期）

	自社で直接依頼している 運送事業者	仕入れ先等が依頼している 運送事業者
1. 自社が全額負担している	%	%
2. 自社は負担していない	%	%
3. 一部負担している	%	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

(2) -7 燃料サーチャージの負担について（通常期）

	自社で直接依頼している 運送事業者	仕入れ先等が依頼している 運送事業者
1. 自社が負担している	%	%
2. 自社は負担していない	%	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

(2) -8 路上駐車発生について（通常期）

	自社で直接依頼している 運送事業者	仕入れ先等が依頼している 運送事業者
1. 発生している	%	%
2. 発生していない	%	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

(3) 入荷時のドライバーの荷待ち時間について把握していますか。

- 発生しているが、時間までは把握していない →問(3)-1へ
- 発生しており、時間（おおよそ含む）を把握している。1台当たり平均何分程度発生していますか（単位：分）  
→(3)-1へ
- 把握していない →(4)へ
- 発生していない →(4)へ
- その他（ ） →(4)へ

(3) -1. 荷待ちの理由は何ですか。（複数選択可）

- 入荷体制が整っていないため
- 受付や指定時間が集中する時間帯のため
- スペースや人員の不足等で作業に時間がかかるため
- 出荷作業を優先するため
- 指定する時間よりドライバーが早く到着するため
- その他（ ）

(4) 入荷業務の物流管理は誰が行っていますか。

- 自社の物流担当部署あるいは物流担当者 →(5)へ
- 自社の出荷担当部署、調達担当部署 →(5)へ
- 自社の物流子会社 →(5)へ
- 自社が委託する運送事業者 →(5)へ
- 仕入れ先が指定する運送事業者 →問3へ
- その他（ ） →問3へ



(5) 入荷時に関して、運送事業者との間で運送契約について「書面化」をしていますか。

- 1.ほぼすべてと書面化している →(5)-1 へ
- 2.一部書面化している →(5)-1 へ
- 3.書面化はしておらず、口頭で依頼している →問 3 へ
- 4.その他 ( ) →問 3 へ
- 5.運送契約を行っていない →問 3 へ

(5) -1 書面化している内容について、該当するものすべてを選択してください。(複数選択可)

- 1.貨物の品名、重量、個数等
- 2.運送日時(積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所)
- 3.運送の荷種別
- 4.運賃、燃料サーチャージ、料金(積込料及び取卸料、待機時間料、附帯業務料等)、有料道路利用料、立替金その他の費用
- 5.自社及び仕入れ先の連絡先等
- 6.運送状の作成年月日等
- 7.高価品については、貨物の種類及び価格
- 8.積込み又は取卸し作業の委託の有無
- 9.附帯業務の委託
- 10.運送保険加入の委託の有無
- 11.支払方法、支払期日

標準貨物自動車運送約款の改正内容についてご回答ください。

問 3. 積込料や待機時間料などを「料金」としたことや商法改正に伴って、標準貨物自動車運送約款が平成 29 年 11 月と平成 31 年 4 月に一部が改正されましたが、その内容をご存知ですか。

- 1.改正された約款の詳しい内容を知っている →問 3-1 へ
- 2.改正された約款のおおよその内容を知っている →問 3-1 へ
- 3.改正された約款の存在は知っているが、内容までは知らない →問 3-2 へ
- 4.改正された約款の存在も内容も知らない →問 3-2 へ
- 5.その他 ( ) →問 3-2 へ

問 3-1 改正約款の内容を踏まえ、運送事業者との取引を見直したところがありますか。(複数選択可)

- 1.料金として「積込料」、「取卸料」、「附帯業務料」を具体的に記載した
- 2.料金として「待機時間料」を具体的に記載した
- 3.料金として「高速道路料金やフェリー料金等の実費」について記載した
- 4-1.特に見直しをしていない。理由：すでに改正の内容を実行しているから
- 4-2.特に見直しをしていない。理由：該当する内容がないから
- 4-3.特に見直しをしていない。理由：運送事業者から要望がないから
- 4-4.特に見直しをしていない。理由：その他 ( )

問 3-2 「運賃・料金」の決定・改定にあたり、以下にある運送事業者の原価を考慮していますか。考慮しているものを選択してください。(複数選択可)

- 1.運賃(ドライバー等の人件費や車両費等)
- 2.燃料価格の変動
- 3.高速道路料金やフェリー料金等の実費
- 4.積込・取卸料
- 5.待機時間料
- 6.附帯業務料
- 7.いずれも適正に反映していない

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」についてご回答ください。

問 4 荷主とトラック運送事業者が平等な立場で、運賃・料金交渉ができる適正取引に向けた取組みをまとめた「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の内容をご存知ですか。

- 1.ガイドラインの詳しい内容を知っている →問 4-1 へ
- 2.ガイドラインのおおよその内容を知っている →問 4-1 へ
- 3.ガイドラインの存在は知っているが、内容までは知らない →問 4-2 へ
- 4.ガイドラインの存在も内容も知らない →問 4-2 へ

問 4-1 貴社への入出荷時における輸送において、ガイドラインにある適正取引ができていますか。

- 1.すべてできていると思う
- 2.概ねできていると思う
- 3.できていない項目があると思う
- 4.あまりできていないと思う
- 5.知らない・わからない

問 4-2 貴社が運送事業者と取引する際の支払い手段について、該当するものすべてを選択してください。(複数選択可)

- 1.現金(振込等の手段を問わず、小切手を含む)
- 2.約束手形(支払サイト 60 日以内)
- 3.約束手形(支払サイト 60 日超)
- 4.電子記録債権
- 5.その他 ( )

※支払サイト：取引代金の締切日から支払日までの猶予期間のこと

問 4-3 約束手形により取引する場合、その現金化に係る割引料等のコストについて、受注者である運送事業者には負担させないように、取引額の設定を協議して決定していますか。

- 1.コストを勘案して決定している
- 2.コストを勘案して決定していない
- 3.約束手形による取引はしていない

問 4-4 「令和 8 年に約束手形の廃止」に向けた取り組みが始まったことをご存知ですか。

1. 知っており、既に自社において取り組みを始めている。
2. 知っており、今後自社において取り組みを始める予定
3. 知っているが、自社において取り組みを行う予定はない（理由： ）
4. 知らない
5. 約束手形による取引をしていない

問 4-5 令和 3 年 11 月頃から発生した石油製品価格高騰に際して、燃料価格の上昇分に関して運送事業者との価格交渉に応じましたか。

1. 価格交渉に応じ、運賃等を改定した
2. 価格交渉に応じ、燃料サーチャージによる契約を新たにした
3. 価格交渉に応じ、1.2. 以外の方法で燃料費相当分を支払うこととした
4. 以前より燃料サーチャージが設定されており、それを適用した
5. 以前より燃料サーチャージが設定されているが、適用しなかった（理由： ）
6. 価格交渉には応じたが、改定はしなかった（理由： ）
7. 価格交渉に応じなかった（理由： ）
8. 運送事業者から価格交渉の申し出はなかったが、申し出があれば応じていた
9. 運送事業者から価格交渉の申し出はなく、申し出があっても応じるつもりはない（理由： ）

「改善基準告示」や「生産性向上」についてご回答ください。

問 5-1 輸送を依頼している運送会社は、働き方改革法により、令和 6 年 4 月から運送事業者のドライバーの時間外労働時間の上限が年 960 時間となりますが、運行時間、附帯作業時間、待機時間の削減等の効率的な生産性に向けた改善活動や取り組みを行っていますか。（複数選択可）

1. 改善活動を行っている（内容： ）
2. 運送事業者に対し、交渉をしている（内容： ）
3. 荷役作業を補助している
4. 何もしていない
5. その他（ ）

問 5-2 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準である「改善基準告示」の内容をご存知ですか。

1. 改善基準告示の詳しい内容を知っている → 問 5-3 へ
2. 改善基準告示のおおよその内容を知っている → 問 5-3 へ
3. 改善基準告示の存在は知っているが、内容までは知らない → 問 6-1 へ
4. 改善基準告示の存在も内容も知らない → 問 6-1 へ

問 5-3 貴社への輸送において、輸送を依頼している運送事業者のドライバーは「改善基準告示」を遵守できていると思いますか。

1. すべて遵守できていると思う
2. 概ね遵守できていると思う
3. 遵守できていない項目があると思う
4. あまり守られていないと思う
5. 知らない・分からない

労働時間等の短縮に向けた運送事業者からの要望についてご回答ください。

問 6-1 貴社への輸送を担当する運送事業者から、「荷待ち時間」について改善の要望はありましたか。

1. 要望があり、改善を行った（その内容： ）
2. 要望があり、現在改善を検討している、又は今後改善を検討する予定（その内容： ）
3. 要望があったが、改善は行っておらず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望はない
5. その他（ ）

問 6-2 貴社への輸送を担当する運送事業者から、「荷役作業」について改善の要望はありましたか。

1. 要望があり、改善を行った（その内容： ）
2. 要望があり、現在改善を検討している、又は今後改善を検討する予定（その内容： ）
3. 要望があったが、改善は行っておらず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望はない
5. その他（ ）

問 6-3 貴社への輸送を担当する運送事業者から、「作業の内容や手順、所要時間、集荷場所のレイアウト等」について改善の要望はありましたか。

1. 要望があり、改善を行った（その内容： ）
2. 要望があり、現在改善を検討している、又は今後改善を検討する予定（その内容： ）
3. 要望があったが、改善は行っておらず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望はない
5. その他（ ）

問 6-4 適正な取引や安全運行確保の観点から、原則 2 次下請までに制限する取り組みを行っていますか。

1. 行っている
2. 行っていない

問 6-5 運送事業者と、運賃・料金の設定をはじめ、運送・取引条件について十分な協議を行いましたか。

- 1.協議を行った（その内容： ）
- 2.協議を行い、現在内容を検討している、又は今後協議する予定（その内容： ）
- 3.特に協議はしていない
- 4.その他（ ）

平成 29 年 7 月と令和元年 7 月に一部が改正等された、荷主勧告制度・荷主への働きかけ等の規定の運用についてご回答ください。

問 7. トラック運送事業者が行った過労運転防止違反や過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主體的な関与があった場合に、国土交通省が荷主に対して勧告する「荷主勧告制度」をご存知ですか。

- 1.荷主勧告制度の詳しい内容を知っている →問 7-1 へ
- 2.荷主勧告制度のおおよその内容を知っている →問 7-1 へ
- 3.荷主勧告制度の存在は知っているが、内容までは知らない →問 7-1 へ
- 4.荷主勧告制度の存在も内容も知らない →問 7-2 へ
- 5.その他（ ） →問 7-2 へ

問 7-1 貴社では、荷主勧告とならないために、運送事業者とどのような取り組みをしていますか。（複数選択可）

- 1.荷待ち時間の短縮、削減
- 2.非合理的な到着時間の設定の見直し
- 3.やむを得ない遅延に対するペナルティの見直し
- 4.重量違反等となるような輸送依頼の見直し
- 5.特に取り組みはしていない
- 6.その他（ ）

問 7-2 トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主に対して、厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の 4 省が連携して、荷主の配慮について理解を求める「働きかけ」を行っていることをご存じですか。

- 1.知っている
- 2.知らない

問 7-3 運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、不当に据え置くことは、独占禁止法違反（買いたたき）のおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法による荷主等への働きかけや勧告・公表の対象となることをご存知ですか。

- 1.知っている
- 2.知らない

問 8. 委託先の運送事業者のトラックドライバーの労働時間等の改善や取引先との物流条件の見直し等について、お気づきの点やお考え、ご意見等ございましたら、ご自由にご記入ください。

## 運送事業者調査設問（元請事業者向け）

F0. 貴社の概要をご回答ください。

貴社名	
業務内容	1.一般貨物自動車運送事業 2.貨物軽自動車運送事業（複数選択可）
資本金	5千万円以下 5千万円超～1億円以下 1億円超～3億円以下 3億円超

F1. 貴営業所の概要についてご回答ください。

※以降、貴営業所についてご回答ください。

営業所名	
住所	
従業員数	
電話番号	（任意）
ご記入者名	（任意）
メールアドレス	（任意）
お役職名	（任意）

F2. 貴営業所で最も多い取扱品目は何ですか。最も多い品目を1つ選択してください。

- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| 1.米・麦・穀物                   | 2.生鮮食品               |
| 3.加工食品                     | 4.飲料・酒               |
| 5.原木・材木等の林産品               | 6.鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品    |
| 7.鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材        | 8.鋼材・建材などの建築・建設用金属製品 |
| 9.壁紙・タイルなど住宅用資材            | 10.金属部品・金属加工品（半製品）   |
| 11.セメント・コンクリート・コンクリート製品    | 12.ガソリン・軽油など石油石炭製品   |
| 13.合成樹脂・塗料など化学性原料          | 14.医薬品               |
| 15.その他の化学製品                | 16.紙・パルプ             |
| 17.糸・反物などの繊維素材             | 18.衣類・布団などの繊維製品      |
| 19.日用品                     | 20.書類・印刷物            |
| 21.プラスチック製部品・加工品、ゴム製部品・加工品 |                      |
| 22.機械ユニット・半製品              | 23.精密機械・生産用機械・業務用機械  |
| 24.家電・民生用機械                | 25.完成自動車・オートバイ       |
| 26.再生資源・スクラップ              | 27.廃棄物               |
| 28.宅配便・特積み貨物               | 29.空容器・返送資材          |
| 30.その他（ ）                  |                      |

実運送事業者との取引状況についてご回答ください。

実運送事業者との取引関係について、それぞれのおおよその割合をご回答ください。

※ない場合は0%とし、計が100%となるようにご記入ください。

問 1-1 時間指定について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 時間指定あり	%
2. 午前・午後の指定あり	%
3. 時間指定なし	%

※縦計が100%となるようにご記入ください

問 1-2 荷役作業の状況について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 手荷役	%
2. パレット崩し手荷役	%
3. フォークリフト荷役 <ドライバーが作業>	%
4. フォークリフト荷役 <荷主側が作業>	%
5. ロールボックス荷役	%
6. その他	%

※縦計が100%となるようにご記入ください

問 1-3 荷役作業以外の附帯作業（棚入れ、保管場所までの横待ち運搬、資材・廃材等の回収、商品仕分け、検品、納品場所の整理、ラベル貼り）を実運送事業者のドライバーに作業させていますか。（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. ない	%
2. ある	%

※縦計が100%となるようにご記入ください

問 1-4 荷役料金の負担について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 自社が負担している	%
2. 自社は負担していない	%

※縦計が100%となるようにご記入ください

問 1-5 待機時間料の負担について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 自社が負担している	%
2. 自社は負担していない	%

※縦計が100%となるようにご記入ください

問 1-6 高速道路の料金の負担について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 自社が全額負担している	%
2. 自社は負担していない	%
3. 一部負担している	%

※縦計が100%となるようにご記入ください

問 1-7 燃料サーチャージの負担について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 自社が負担している	%
2. 自社は負担していない	%

※縦計が100%となるようにご記入ください

問 1-8 路上駐車発生について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 発生している	%
2. 発生していない	%

※縦計が100%となるようにご記入ください

問 2. 実運送事業者に依頼している輸送において、繁忙期に労働力不足等によって通常の輸送が困難な場合、どのような対応を取っていますか。（複数選択可）

1. 実運送事業者のドライバーの早出・残業での対応
2. 実運送事業者のドライバーの休日出勤での対応
3. 実運送事業者のドライバーの増員での対応
4. 実運送事業者の事務職・管理職での対応
5. 他の下請・庸車での対応
6. 対応できず輸送を断っている
7. その他（ ）

問 3. 実運送事業者に依頼している輸送において、荷積み・荷卸しの際、荷待ちは発生していますか。

- 1.発生している →問 3-1 へ p.7
- 2.発生していない →問 4 へ p.8
- 3.わからない →問 4 へ p.8

問 3-1. 荷待ちの理由は何ですか。(複数選択可)

- 1.出荷体制・受入れ体制が整っていないため
- 2.受付や指定時間が他社と集中する時間帯のため
- 3.スペースや人員の不足等で作業に時間がかかるため
- 4.入荷作業が優先されるため
- 5.出荷作業が優先されるため
- 6.指定する時間よりドライバーが早く到着してしまうため
- 7.その他 ( )

問 4. 現在、実運送事業者との間で運送契約について「書面化」をしていますか。

- 1.ほぼすべてと書面化している →問 4-1 へ p.9
- 2.一部書面化している →問 4-1 へ p.9
- 3.書面化はしておらず、口頭で依頼している →問 5 へ p.10
- 4.その他 ( ) →問 5 へ p.10

問 4-1 書面化している内容について、該当するものすべてを選択してください。(複数選択可)

- 1.貨物の品名、重量、個数等
- 2.運送日時(積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所)
- 3.運送の荷種別
- 4.運賃、燃料サーチャージ、料金(積込料及び取卸料、待機時間料、附帯業務料等)、有料道路利用料、立替金その他の費用
- 5.荷送人及び荷受人の連絡先等
- 6.運送状の作成年月日等
- 7.高価品については、貨物の種類及び価格
- 8.積込み又は取卸し作業の委託の有無
- 9.附帯業務の委託
- 10.運送保険加入の委託の有無
- 11.支払方法、支払期日

標準貨物自動車運送約款の改正内容についてご回答ください。

問 5. 積込料や待機時間料などを「料金」としたことや商法改正に伴い、標準貨物自動車運送約款が平成 29 年 11 月と平成 31 年 4 月に一部が改正されましたが、その内容をご存知ですか。

- 1.改正された約款の詳しい内容を知っている →問 5-1 へ p.11
- 2.改正された約款のおおよその内容を知っている →問 5-1 へ p.11
- 3.改正された約款の存在は知っているが、内容までは知らない →問 6 へ p.12
- 4.改正された約款の存在も内容も知らない →問 6 へ p.12
- 5.その他 ( ) →問 6 へ p.12

問 5-1 改正約款の内容を踏まえ、実運送事業者との取引を見直したところがありますか。(複数選択可)

- 1.料金として「積込料」、「取卸料」、「附帯業務料」を具体的に記載した
- 2.料金として「待機時間料」を具体的に記載した
- 3.料金として「高速道路料金やフェリー料金等の実費」について記載した
- 4-1.特に見直しをしていない。理由：すでに改正の内容を実行しているから
- 4-2.特に見直しをしていない。理由：該当する内容がないから
- 4-3.特に見直しをしていない。理由：運送事業者から要望がないから
- 4-4.特に見直しをしていない。理由：その他 ( )

問 6. 「運賃・料金」の決定・改定にあたり、以下にある運送事業者の原価を考慮していますか。考慮しているものを選択してください。(複数選択可)

- 1.運賃(ドライバー等の人件費や車両費等)
- 2.燃料価格の変動
- 3.高速道路料金やフェリー料金等の実費
- 4.積込・取卸料
- 5.待機時間料
- 6.附帯業務料
- 7.いずれも適正に反映していない

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」についてご回答ください。

問 7-1 荷主とトラック運送事業者が平等な立場で、運賃・料金交渉ができる適正取引に向けた取組みをまとめた「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の内容をご存知ですか。

- 1.ガイドラインの詳しい内容を知っている →問 7-2 へ p.14
- 2.ガイドラインのおおよその内容を知っている →問 7-2 へ p.14
- 3.ガイドラインの存在は知っているが、内容までは知らない →問 7-3 へ p.15
- 4.ガイドラインの存在も内容も知らない →問 7-3 へ p.15

問 7-2 実運送事業者に依頼している輸送において、ガイドラインにある適正取引ができていると思いますか。

- 1.すべてできていると思う
- 2.概ね、できていると思う
- 3.できていない項目があると思う
- 4.あまりできていないと思う
- 5.知らない・わからない

問 7-3 貴社が荷主と取引する際の支払い手段について、該当するものすべてを選択してください。（複数選択可）

- 1.現金（振込等の手段を問わず、小切手を含む）
- 2.約束手形（支払サイト 60 日以内）
- 3.約束手形（支払サイト 60 日超）
- 4.電子記録債権
- 5.その他（ ）

※支払いサイト：取引代金の締切日から支払日までの猶予期間のこと

問 7-4 貴社が実運送事業者と取引する際の支払い手段について、該当するものすべてを選択してください。（複数選択可）

- 1.現金（振込等の手段を問わず、小切手を含む）
- 2.約束手形（支払サイト 60 日以内）
- 3.約束手形（支払サイト 60 日超）
- 4.電子記録債務
- 5.その他（ ）

問 7-5 荷主と約束手形により取引する場合、その現金化に係る割引料等のコストを負担しないように、取引額の設定を荷主と協議して決定していますか。

- 1.コストを勘案して決定している
- 2.コストを勘案して決定していない
- 3.約束手形による取引はしていない

問 7-6 約束手形により取引する場合、その現金化に係る割引料等のコストについて、実運送事業者に負担させないよう、取引額の設定を実運送事業者と協議して決定していますか。

- 1.コストを勘案して決定している
- 2.コストを勘案して決定していない
- 3.約束手形による取引はしていない

問 7-7 「令和 8 年に約束手形の廃止」に向けた取り組みが始まったことをご存知ですか。

- 1.知っており、既に自社において取り組みを始めている。
- 2.知っており、今後自社において取り組みを始める予定
- 3.知っているが、自社において取り組みを行う予定はない（理由： ）
- 4.知らない
- 5.約束手形による取引をしていない

問 7-8 令和 3 年 11 月頃から発生した石油製品価格高騰に際して、実運送事業者と燃料価格の上昇分について価格交渉に応じましたか。

- 1.価格交渉に応じ、運賃等を改定した
- 2.価格交渉に応じ、燃料サーチャージによる契約を新たにした
- 3.上記 1.2.以外の方法で燃料費相当分を支払うこととした
- 4.以前より燃料サーチャージが設定されており、それを適用した
- 5.価格交渉には応じたが、改定はしなかった（理由： ）
- 6.価格交渉に応じなかった（理由： ）
- 7.以前より燃料サーチャージが設定されているが、適用しなかった（理由： ）
- 8.実運送事業者から価格交渉の申し出はなかったが、申し出があれば応じていた
- 9.実運送事業者から価格交渉の申し出はなく、申し出があっても応じるつもりはない（理由： ）

「改善基準告示」や「生産性向上」についてご回答ください。

問 8-1 輸送を依頼されている運送会社は、働き方改革法により、令和 6 年 4 月から運送事業者のドライバーの時間外労働時間の上限が年 960 時間となりますが、実運送事業者の運行時間、附带作業時間、待機時間の削減等の効率的な生産性に向けた改善活動や取り組みを行っていますか。（複数選択可）

- 1.荷主に対し、交渉をしている（内容： ）
- 2.実運送事業者に対し、交渉をしている（内容： ）
- 3.荷役作業を補助している
- 4.何もしていない
- 5.その他（ ）

問 8-2 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準である「改善基準告示」の内容をご存知ですか。

- 1.改善基準告示の詳しい内容を知っている ➡問 8-3 へ p.18
- 2.改善基準告示のおおよその内容を知っている ➡問 8-3 へ p.18
- 3.改善基準告示の存在は知っているが、内容までは知らない ➡問 9-1 へ p.19
- 4.改善基準告示の存在も内容も知らない ➡問 9-1 へ p.19

問 8-3 実運送事業者に依頼している輸送において、実運送事業者のドライバーは「改善基準告示」を遵守できていると思いますか。

- 1.すべて遵守できていると思う
- 2.概ね遵守できていると思う
- 3.遵守できていない項目があると思う
- 4.あまり守られていないと思う
- 5.知らない・わからない

労働時間等の短縮に向け、実運送事業者からの要望等についてご回答ください。

問 9-1 実運送事業者から「荷待ち時間」について改善の要望はありましたか。

- 1.要望があり、改善した（その内容： ）
- 2.要望があり、現在改善を検討している、又は今後改善を検討する予定（その内容： ）
- 3.要望があったが、改善はしておらず、今後も改善の予定はない
- 4.特に要望はない
- 5.その他（ ）

問 9-2 実運送事業者から「荷役作業」について改善の要望はありましたか。

- 1.要望があり、改善した（その内容： ）
- 2.要望があり、現在改善を検討している、又は今後改善を検討する予定（その内容： ）
- 3.要望があったが、改善はしておらず、今後も改善の予定はない
- 4.特に要望はない
- 5.その他（ ）

問 9-3 実運送事業者から「作業の内容や手順、所要時間、集荷場所のレイアウト等」について改善の要望はありましたか。

- 1.要望があり、改善した（その内容： ）
- 2.要望があり、現在改善を検討している、又は今後改善を検討する予定（その内容： ）
- 3.要望があったが、改善はしておらず、今後も改善の予定はない
- 4.特に要望はない
- 5.その他（ ）

問 9-4 実運送事業者と運賃・料金の設定をはじめ、運送・取引条件について十分な協議を行いましたか。

- 1.協議を行った（その内容： ）
- 2.協議を行い、現在内容を検討している、又は今後協議する予定（その内容： ）
- 3.特に協議はしていない
- 4.その他（ ）

問 9-5 適正な取引や安全運行確保の観点から、原則 2 次下請までに制限する取り組みを行っていますか。

- 1.行っている
- 2.行っていない

平成 29 年 7 月と令和元年 7 月に一部が改正等された、荷主報告制度・荷主への働きかけ等の規定の運用についてご回答ください。

問 10.トラック運送事業者が行った過労運転防止違反や過積載運行等の違反行為について、荷主等（元請、発着荷主）が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が荷主等に対して勧告する「荷主報告制度」をご存知ですか。

- 1.荷主報告制度の詳しい内容を知っている →問 10-1 へ p.21
- 2.荷主報告制度のおおよその内容を知っている →問 10-1 へ p.21
- 3.荷主報告制度の存在は知っているが、内容までは知らない →問 10-1 へ p.21
- 4.荷主報告制度の存在も内容も知らない →問 10-2 へ p.22
- 5.その他（ ） →問 10-2 へ p.22

問 10-1 荷主報告にならないために、実運送事業者とどのような取り組みをしていますか。（複数選択可）

- 1.荷待ち時間の短縮、削減
- 2.非合理的な到着時間の設定の見直し
- 3.やむを得ない遅延に対するペナルティの見直し
- 4.重量違反等となるような輸送依頼の見直し
- 5.特に取り組みはしていない
- 6.その他（ ）

問 10-2 トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主等（元請、発着荷主）に対して、厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の 4 省が連携して、荷主の配慮について理解を求め「働きかけ」を行っていることをご存知ですか。

- 1.知っている
- 2.知らない

10-3 実運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、不当に据え置くことは、独占禁止法違反（買いたたき）のおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法による荷主等（元請、発着荷主）への働きかけ、要請、勧告・公表の対象となることをご存知ですか。

- 1.知っている
- 2.知らない

問 10-4 国土交通省のホームページにて、積込先・配送先での荷主等（元請、発着荷主）のお困りごとについて、匿名でも意見投稿できる窓口が設置されていることを知っていますか。

- 1.知っており、投稿したことがある →問 11 へ p.25
- 2.知っているが、投稿したことがない →問 10-5 へ p.24
- 3.知っているが、投稿したくない →問 10-5 へ p.24
- 4.知らない →問 11 へ p.25
- 5.その他（ ） →問 11 へ p.25



問 10-5 窓口に意見投稿されることがない理由について、お聞かせください。（複数選択可）

- 1.投稿することで、荷主に投稿者が誰であるかを特定されると思っているため
- 2.投稿することで、荷主からの報復のおそれがあると思っているため
- 3.投稿する困りごとがないため
- 4.窓口の設置場所がわからないため
- 5.その他（ ）

問 11.運送を依頼している事業者のトラックドライバーの労働時間等の改善や取引先との物流条件の見直し等について、お気づきの点やお考え、ご意見等ございましたら、ご自由にご記入ください。

--

## 運送事業者調査設問（元請・実運送事業者向け）

F0. 貴社の概要をご回答ください。

貴社名	
業務内容	1.一般貨物自動車運送事業 2.貨物軽自動車運送事業（複数選択可）
資本金	5千万円以下 5千万円超～1億円以下 1億円超～3億円以下 3億円超

F1. 貴営業所の概要についてご回答ください。

※以降、貴営業所についてご回答ください。

営業所名	
住所	
従業員数	
電話番号	（任意）
ご記入者名	（任意）
メールアドレス	（任意）
お役職名	（任意）

F2. 貴営業所の保有している事業用車両台数をご記入ください。

車両総重量	保有車両数
貨物軽自動車	台
普通（車両総重量 3.5t 未満）	台
準中型（車両総重量 3.5t 以上 7.5t 未満）	台
中型（車両総重量 7.5t 以上 11t 未満）	台
大型（車両総重量 11t 以上）	台
トラクタ	台
合計	台

F3. 貴営業所のドライバー数をご回答ください。

F3-1 年齢層別・性別ドライバー数

年齢	男性計	女性計
20歳未満		
20～29歳		
30～39歳		
40～49歳		
50～59歳		
60歳以上		

F3-2 免許区分別・性別ドライバー数

免許区分	男性計	女性計
普通		
準中型		
中型※		
大型		
大型（うちけん引）		

※中型には、8t 限定中型免許を含む。

※複数の免許を保有している場合は、最上位の免許区分としてください（例：大型と中型の場合は「大型」）。

F4. 貴営業所で最も多い取扱品目は何ですか。最も多い品目を1つ選択してください。

- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| 1.米・麦・穀物                   | 2.生鮮食品               |
| 3.加工食品                     | 4.飲料・酒               |
| 5.原木・材木等の林産品               | 6.鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品    |
| 7.鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材        | 8.鋼材・建材などの建築・建設用金属製品 |
| 9.壁紙・タイルなど住宅用資材            | 10.金属部品・金属加工品（半製品）   |
| 11.セメント・コンクリート・コンクリート製品    | 12.ガソリン・軽油など石油石炭製品   |
| 13.合成樹脂・塗料など化学性原料          | 14.医薬品               |
| 15.その他の化学製品                | 16.紙・パルプ             |
| 17.糸・反物などの繊維素材             | 18.衣類・布団などの繊維製品      |
| 19.日用品                     | 20.書類・印刷物            |
| 21.プラスチック製部品・加工品、ゴム製部品・加工品 | 23.精密機械・生産用機械・業務用機械  |
| 22.機械ユニット・半製品              | 25.完成自動車・オートバイ       |
| 24.家電・民生用機械                | 27.廃棄物               |
| 26.再生資源・スクラップ              | 29.空容器・返送回資材         |
| 28.宅配便・特積み貨物               |                      |
| 30.その他（ ）                  |                      |

荷主あるいは実運送事業者との取引状況についてご回答ください。

問 1. 荷主・実運送事業者との取引関係について、それぞれのおおよその割合をご回答ください。

※ない場合は 0%とし、計が 100%となるようにご記入ください。

	自社が輸送	実運送事業者に依頼している輸送
通常期の輸送	%	%
繁忙期の輸送	%	%

※横計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-1 時間指定について（通常期）

	自社が輸送	実運送事業者に依頼している輸送
1. 時間指定あり	%	%
2. 午前・午後の指定あり	%	%
3. 時間指定なし	%	%

※縦計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-2 荷役作業の状況について（通常期）

	自社が輸送	実運送事業者に依頼している輸送
1. 手荷役	%	%
2. パレット崩し手荷役	%	%
3. フォークリフト荷役 <ドライバーが作業>	%	%
4. フォークリフト荷役 <荷主側が作業>	%	%
5. ロールボックス荷役	%	%
6. その他	%	%

※縦計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-3 荷役作業以外の附帯作業（棚入れ、保管場所までの横待ち運搬、資材・廃材等の回収、商品仕分け、検品、納品場所の整理、ラベル貼り）について（通常期）

	自社が輸送	実運送事業者に依頼している輸送
1. ない	%	%
2. ある	%	%

※縦計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-4-1 荷役料金の収受について（通常期）

	自社が輸送
1. 収受している	%
2. 収受していない	%

※縦計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-4-2 荷役料金の負担について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 自社が負担している	%
2. 自社は負担していない	%

※縦計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-5-1 待機時間料の収受について（通常期）

	自社が輸送
1. 収受している	%
2. 収受していない	%

※縦計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-5-2 待機時間料の負担について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 自社が負担している	%
2. 自社は負担していない	%

※縦計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-6-1 高速道路の料金の収受について（通常期）

	自社が輸送
1. 全額収受している	%
2. 収受していない	%
3. 一部収受している	%

※縦計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-6-2 高速道路の料金の負担について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 自社が全額負担している	%
2. 自社は負担していない	%
3. 一部負担している	%

※縦計が 100%となるようにご記入ください。

問 1-7-1 燃料サーチャージの導入について（通常期）

	自社が輸送
1. 導入している	%
2. 導入していない	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

問 1-7-2 燃料サーチャージの負担について（通常期）

	実運送事業者に依頼している輸送
1. 自社が負担している	%
2. 自社は負担していない	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

問 1-8 路上駐車が発生について（通常期）

	自社が輸送	実運送事業者に依頼している輸送
1. 発生している	%	%
2. 発生していない	%	%

※縦計が100%となるようにご記入ください。

問 2. 繁忙期に労働力不足等によって通常の輸送が困難な場合、どのような対応を取っていますか。（複数選択可）

問 2-1. 自社による輸送

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. ドライバーの早出・残業での対応 | 2. ドライバーの休日出勤での対応 |
| 3. 予備のドライバーでの対応    | 4. 事務職・管理職での対応    |
| 5. 下請・庸車での対応       | 6. 対応できず輸送を断っている  |
| 7. その他（ ）          |                   |

問 2-2. 実運送事業者に依頼している輸送

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 1. 実運送事業者のドライバーの早出・残業での対応 | 2. 実運送事業者のドライバーの休日出勤での対応 |
| 3. 実運送事業者のドライバーの増員での対応    | 4. 実運送事業者の事務職・管理職での対応    |
| 5. 他の下請・庸車での対応            | 6. 対応できず輸送を断っている         |
| 7. その他（ ）                 |                          |

問 3-1 自社による輸送において、荷積み・荷卸しの際、荷待ちは発生していますか。

1. 発生している ➡ 問 3-1-1 へ  
2. 発生していない ➡ 問 3-2 へ

問 3-1-1 荷待ちの理由は何ですか。（複数選択可）

1. 出荷体制・受入れ体制が整っていないため
2. 受付や指定時間が他社と集中する時間帯のため
3. スペースや人員の不足等で作業に時間がかかるため
4. 入荷作業が優先されるため
5. 出荷作業が優先されるため
6. 指定する時間よりドライバーが早く到着してしまうため
7. その他（ ）

問 3-2 実運送事業者に依頼している輸送において、荷積み・荷卸しの際、荷待ちは発生していますか。

1. 発生している ➡ 問 3-2-1 へ
2. 発生していない ➡ 問 4-1 へ
3. わからない ➡ 問 4-1 へ

問 3-2-1 荷待ちの理由は何ですか。（複数選択可）

1. 出荷体制・受入れ体制が整っていないため
2. 受付や指定時間が他社と集中する時間帯のため
3. スペースや人員の不足等で作業に時間がかかるため
4. 入荷作業が優先されるため
5. 出荷作業が優先されるため
6. 指定する時間よりドライバーが早く到着してしまうため
7. その他（ ）

問 4-1. 現在、荷主との間で運送契約について「書面化」をしていますか。

1. ほぼすべてと書面化している ➡ 問 4-1-1 へ
2. 一部書面化している ➡ 問 4-1-1 へ
3. 書面化はしておらず、口頭で依頼されている ➡ 問 4-2 へ
4. その他（ ） ➡ 問 4-2 へ

問 4-1-1 書面化している内容について、該当するものすべてを選択してください。（複数選択可）

1. 貨物の品名、重量、個数等
2. 運送日時（積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）
3. 運送の荷種別
4. 運賃、燃料サーチャージ、料金（積込料及び取卸料、待機時間料、附帯業務料等）、有料道路利用料、立替金その他の費用
5. 荷送人及び荷受人の連絡先等
6. 運送状の作成年月日等
7. 高価品については、貨物の種類及び価格
8. 積込み又は取卸し作業の委託の有無
9. 附帯業務の委託
10. 運送保険加入の委託の有無
11. 支払方法、支払期日

問 4-2. 現在、実運送事業者との間で運送契約について「書面化」をしていますか。

- 1. ほぼすべてと書面化している → 問 4-2-1 ハ
- 2. 一部書面化している → 問 4-2-1 ハ
- 3. 書面化はしておらず、口頭で依頼している → 問 5 ハ
- 4. その他 ( ) → 問 5 ハ

問 4-2-1 書面化している内容について、該当するものすべてを選択してください。(複数選択可)

- 1. 貨物の品名、重量、個数等
- 2. 運送日時 (積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所)
- 3. 運送の荷種別
- 4. 運賃、燃料サーチャージ、料金 (積込料及び取卸料、待機時間料、附帯業務料等)、有料道路利用料、立替金その他の費用
- 5. 荷送人及び荷受人の連絡先等
- 6. 運送状の作成年月日等
- 7. 高価品については、貨物の種類及び価格
- 8. 積込み又は取卸し作業の委託の有無
- 9. 附帯業務の委託
- 10. 運送保険加入の委託の有無
- 11. 支払方法、支払期日

標準貨物自動車運送約款の改正内容についてご回答ください。

問 5. 積込料や待機時間料などを「料金」としたことや、商法改正に伴い標準貨物自動車運送約款が平成 29 年 11 月と平成 31 年 4 月に一部が改正されましたが、その内容をご存知ですか。

- 1. 改正された約款の詳しい内容を知っている → 問 5-1 ハ
- 2. 改正された約款のおおよその内容を知っている → 問 5-1 ハ
- 3. 改正された約款の存在は知っているが、内容までは知らない → 問 6-1 ハ
- 4. 改正された約款の存在も内容も知らない → 問 6-1 ハ
- 5. その他 ( ) → 問 6-1 ハ

問 5-1 改正約款の内容を踏まえ、荷主との取引を見直したところがありますか。(複数選択可)

- 1. 料金として「積込料」、「取卸料」、「附帯業務料」を具体的に記載した
- 2. 料金として「待機時間料」を具体的に記載した
- 3. 料金として「高速道路料金やフェリー料金等の実費」について記載した
- 4-1. 特に見直しをしていない。理由：すでに改正の内容を実行しているから
- 4-2. 特に見直しをしていない。理由：該当する内容がないから
- 4-3. 特に見直しをしていない。理由：荷主に対して要望がないから
- 4-4. 特に見直しをしていない。理由：その他 ( )

問 5-2 改正約款の内容を踏まえ、実運送事業者との取引を見直したところがありますか。(複数選択可)

- 1. 料金として「積込料」、「取卸料」、「附帯業務料」を具体的に記載した
- 2. 料金として「待機時間料」を具体的に記載した
- 3. 料金として「高速道路料金やフェリー料金等の実費」について記載した
- 4-1. 特に見直しをしていない。理由：すでに改正の内容を実行しているから
- 4-2. 特に見直しをしていない。理由：該当する内容がないから
- 4-3. 特に見直しをしていない。理由：実運送事業者から要望がないから
- 4-4. 特に見直しをしていない。理由：その他 ( )

問 6-1 自社による輸送において、「運賃・料金」の決定・改定にあたり、以下の原価を反映できましたか。反映しているものを選択してください。(複数選択可)

- 1. 運賃 (ドライバー等の人件費や車両費等)
- 2. 燃料価格の変動
- 3. 高速道路料金やフェリー料金等の実費
- 4. 積込・取卸料
- 5. 待機時間料
- 6. 附帯業務料
- 7. いずれも適正に反映していない

問 6-2 実運送事業者に依頼している輸送において、「運賃・料金」の決定・改定にあたり、以下にある運送事業者の原価を考慮していますか。考慮しているものを選択してください。(複数選択可)

- 1. 運賃 (ドライバー等の人件費や車両費等)
- 2. 燃料価格の変動
- 3. 高速道路料金やフェリー料金等の実費
- 4. 積込・取卸料
- 5. 待機時間料
- 6. 附帯業務料
- 7. いずれも適正に反映していない

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」についてご回答ください。

問 7-1 荷主とトラック運送事業者が平等な立場で、運賃・料金交渉ができる適正取引に向けた取組みをまとめた「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の内容をご存知ですか。

- 1. ガイドラインの詳しい内容を知っている → 問 7-2 ハ
- 2. ガイドラインのおおよその内容を知っている → 問 7-2 ハ
- 3. ガイドラインの存在は知っているが、内容までは知らない → 問 7-4 ハ
- 4. ガイドラインの存在も内容も知らない → 問 7-4 ハ

問 7-2 自社による輸送において、ガイドラインにある適正取引ができていますか。

- 1.すべてできている
- 2.概ね、できている
- 3.できていない項目があると思う
- 4.あまりできていないと思う
- 5.知らない・わからない

問 7-3 実運送事業者に依頼している輸送において、ガイドラインにある適正取引ができていますか。

- 1.すべてできていると思う
- 2.概ね、できていると思う
- 3.できていない項目があると思う
- 4.あまりできていないと思う
- 5.知らない・わからない

問 7-4 貴社が荷主と取引する際の支払い手段について、該当するものすべてを選択してください。（複数選択可）

- 1.現金（振込等の手段を問わず、小切手を含む）
- 2.約束手形（支払サイト 60 日以内）
- 3.約束手形（支払サイト 60 日超）
- 4.電子記録債権
- 5.その他（ ）

※支払サイト：取引代金の締切日から支払日までの猶予期間のこと

問 7-5 貴社が実運送事業者と取引する際の支払い手段について、該当するものすべてを選択してください。（複数選択可）

- 1.現金（振込等の手段を問わず、小切手を含む）
- 2.約束手形（支払サイト 60 日以内）
- 3.約束手形（支払サイト 60 日超）
- 4.電子記録債務
- 5.その他（ ）

問 7-6 荷主と約束手形により取引する場合、その現金化に係る割引料等のコストを負担しないように、取引額の設定を荷主と協議して決定していますか。

- 1.コストを勘案して決定している
- 2.コストを勘案して決定していない
- 3.約束手形による取引はしていない

問 7-7 実運送事業者と約束手形により取引する場合、その現金化に係る割引料等のコストについて、実運送事業者に負担させないように、取引額の設定を実運送事業者と協議して決定していますか。

- 1.コストを勘案して決定している
- 2.コストを勘案して決定していない
- 3.約束手形による取引はしていない

問 7-8 「令和 8 年に約束手形の廃止」に向けた取り組みが始まったことをご存知ですか。

- 1.知っており、既に自社において取り組みを始めている。
- 2.知っており、今後自社において取り組みを始める予定
- 3.知っているが、自社において取り組みを行う予定はない（理由： ）
- 4.知らない
5. 約束手形による取引はしていない

問 7-9 令和 3 年 11 月頃から発生した石油製品価格高騰に際して、荷主に燃料価格の上昇分について価格交渉をしましたか。

- 1.価格交渉し、運賃等を改定した
- 2.価格交渉し、燃料サーチャージを設定した
- 3.上記 1.2.以外の方法で燃料費相当分を受け取ることにした
- 4.以前より燃料サーチャージが設定されており、それを適用した
- 5.価格交渉はしたが、改定してもらえなかった（理由： ）
- 6.価格交渉に応じてくれなかった（理由： ）
- 7.以前より燃料サーチャージが設定されていたが、適用してもらえなかった（理由： ）
- 8.価格交渉の申し出をしなかった（理由： ）

問 7-10 令和 3 年 11 月頃から発生した石油製品価格高騰に際して、実運送事業者と燃料価格の上昇分に関する転嫁についての価格交渉に応じましたか。

- 1.価格交渉に応じ、運賃等を改定した
- 2.価格交渉に応じ、燃料サーチャージによる契約を新たにした
- 3.上記 1.2.以外の方法で燃料費相当分を支払うことにした
- 4.以前より燃料サーチャージが設定されており、それを適用した
- 5.価格交渉には応じたが、改定はしなかった（理由： ）
- 6.価格交渉に応じなかった（理由： ）
- 7.以前より燃料サーチャージが設定されているが、適用しなかった（理由： ）
- 8.実運送事業者から価格交渉の申し出はなかったが、申し出があれば応じていた
- 9.実運送事業者から価格交渉の申し出はなく、申し出があっても応じるつもりはない（理由： ）

「改善基準告示」や「生産性向上」についてご回答ください。

問 8-1 輸送を依頼されている運送会社は、働き方改革法により、令和 6 年 4 月から運送事業者のドライバーの時間外労働時間の上限が年 960 時間となりますが、運行時間、附帯作業時間、待機時間の削減等の効率的な生産性に向けた改善活動や取り組みを行っていますか。（複数選択可）

1. 荷主に対し、交渉をしている（内容： ）
2. 実運送事業者に対し、交渉をしている（内容： ）
3. 荷役作業を補助している
4. 何もしていない
5. その他（ ）

問 8-2. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準である「改善基準告示」の内容をご存知ですか。

1. 改善基準告示の詳しい内容を知っている →問 8-3 へ
2. 改善基準告示のおおよその内容を知っている →問 8-3 へ
3. 改善基準告示の存在は知っているが、内容までは知らない →問 9-1 へ
4. 改善基準告示の存在も内容も知らない →問 9-1 へ

問 8-3 自社による輸送において、貴社のドライバーは「改善基準告示」を遵守できていると思いますか。

1. すべて遵守できている
2. 概ね遵守できている
3. 遵守できていない項目があると思う
4. あまり守られていないと思う
5. 知らない・分からない

問 8-4 実運送事業者に依頼している輸送において、実運送事業者のドライバーは「改善基準告示」を遵守できていると思いますか。

1. すべて遵守できていると思う
2. 概ね遵守できていると思う
3. 遵守できていない項目があると思う
4. あまり守られていないと思う
5. 知らない・分からない

問 8-5 自社による輸送を引き受ける際、「改善基準告示」を遵守することが可能か確認していますか。

1. すべて遵守可能か確認している
2. 概ね遵守可能か確認している
3. あまり確認できていないと思う
4. 確認していない

問 8-6 自社による輸送において、「改善基準告示」を遵守出来ていない実態が確認された場合に、運行時間、附帯作業時間、荷待ち時間等の削減に向けて、主要な荷主へ協議や申し入れを実施していますか。

- 1-1. 協議や申し入れを実施し、改善された
- 1-2. 協議や申し入れを実施し、協議中または改善が検討されている
- 1-3. 協議や申し入れを実施し、改善されていない
2. 協議や申し入れを実施していない
3. 「改善基準告示」を遵守できているので該当しない。
4. その他（ ）

労働時間等の短縮に向け、荷主への要望についてご回答ください。

問 9-1 令和 6 年 4 月からドライバーの時間外労働時間の上限が年 960 時間となりますが、現在の状況についてお聞かせください。

1. 現時点で遵守可能
2. 現時点で遵守できていないが、令和 6 年 4 月までには遵守可能
3. 現時点で遵守できていなく、令和 6 年 4 月までにも遵守は厳しい（理由： ）
4. 遵守するつもりはない
5. その他（ ）

問 9-2 主要な荷主に対して「荷待ち時間」について改善を要望しましたか。

1. 要望し、改善された（その内容： ）
2. 要望し、現在改善が検討されている、又は今後改善が検討される予定（その内容： ）
3. 要望したが、改善はされず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望していない
5. その他（ ）

問 9-3 主要な荷主に対して「荷役作業」について改善を要望しましたか。

1. 要望し、改善された（その内容： ）
2. 要望し、現在改善が検討されている、又は今後改善が検討される予定（その内容： ）
3. 要望したが、改善はされず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望していない
5. その他（ ）

問 9-4 主要な荷主に対して「作業の内容や手順、所要時間、集荷場所のレイアウト等」について改善を要望しましたか。

1. 要望し、改善された（その内容： ）
2. 要望し、現在改善が検討されている、又は今後改善が検討される予定（その内容： ）
3. 要望したが、改善はされず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望していない
5. その他（ ）

労働時間等の短縮に向け、実運送事業者からの要望等についてご回答ください。

問 10-1 主要な実運送事業者から「荷待ち時間」について改善の要望はありましたか。

1. 要望があり、改善した（その内容： ）
2. 要望があり、現在改善を検討している、又は今後改善を検討する予定（その内容： ）
3. 要望があったが、改善はしておらず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望はない
5. その他（ ）

問 10-2 主要な実運送事業者から「荷役作業」について改善の要望はありましたか。

1. 要望があり、改善した（その内容： ）
2. 要望があり、現在改善を検討している、又は今後改善を検討する予定（その内容： ）
3. 要望があったが、改善はしておらず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望はない
5. その他（ ）

問 10-3 主要な実運送事業者から「作業の内容や手順、所要時間、集荷場所のレイアウト等」について改善の要望はありましたか。

1. 要望があり、改善した（その内容： ）
2. 要望があり、現在改善を検討している、又は今後改善を検討する予定（その内容： ）
3. 要望があったが、改善はしておらず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望はない
5. その他（ ）

問 10-4 主要な実運送事業者と、運賃・料金の設定をはじめ、運送・取引条件について十分な協議を行いましたか。

1. 協議を行った（その内容： ）
2. 協議を行い、現在内容を検討している、又は今後協議する予定（その内容： ）
3. 特に協議はしていない
4. その他（ ）

問 10-5 適正な取引や安全運行確保の観点から、原則 2 次下請までに制限する取り組みを行っていますか。

1. 行っている
2. 行っていない

平成 29 年 7 月と令和元年 7 月に一部が改正等された、荷主報告制度・荷主への働きかけ等の規定の運用についてご回答ください。

問 11 トラック運送事業者が行った過労運転防止違反や過積載運行等の違反行為について、荷主等（元請、発着荷主）が指示するなど荷主等の主体的な関与があった場合に、国土交通省が荷主等に対して勧告する「荷主報告制度」をご存知ですか。

1. 荷主報告制度の詳しい内容を知っている → 問 11-1 へ
2. 荷主報告制度のおおよその内容を知っている → 問 11-1 へ
3. 荷主報告制度の存在は知っているが、内容までは知らない → 問 11-1 へ
4. 荷主報告制度の存在も内容も知らない → 問 11-3 へ
5. その他（ ） → 問 11-3 へ

問 11-1 荷主報告にならないために、荷主等とどのような取り組みをしていますか。（複数選択可）

1. 荷待ち時間の短縮、削減
2. 非合理的な到着時間の設定の見直し
3. やむを得ない遅延に対するペナルティの見直し
4. 重量違反等となるような輸送依頼の見直し
5. 特に取り組みはしていない
6. その他（ ）

問 11-2 荷主報告にならないために、実運送事業者とどのような取り組みをしていますか。（複数選択可）

1. 荷待ち時間の短縮、削減
2. 非合理的な到着時間の設定の見直し
3. やむを得ない遅延に対するペナルティの見直し
4. 重量違反等となるような輸送依頼の見直し
5. 特に取り組みはしていない
6. その他（ ）

問 11-3 トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主等（元請、発着荷主）に対して、厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の 4 省が連携して、荷主の配慮について理解を求める「働きかけ」を行っていることをご存じですか。

1. 知っている
2. 知らない



問 11-4 実運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、不当に据え置くことは、独占禁止法違反（買いたたき）のおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法による荷主等（元請、発着荷主）への働きかけ、要請、勧告・公表の対象となることをご存知ですか。

- 1.知っている
- 2.知らない

問 11-5 国土交通省のホームページにて、積込先・配送先での荷主等（元請、発着荷主）のお困りごとについて、匿名でも意見投稿できる窓口が設置されていることを知っていますか。

- 1.知っており、投稿したことがある →問 12 へ
- 2.知っているが、投稿したことがない →問 11-6 へ
- 3.知っているが、投稿したくない →問 11-6 へ
- 4.知らない →問 12 へ
- 5.その他（ ） →問 12 へ

問 11-6 窓口に意見投稿されたことがない理由について、お聞かせください。（複数選択可）

- 1.投稿することで、荷主に投稿者が誰であるかを特定されると思っているため
- 2.投稿することで、荷主からの報復のおそれがあると思っているため
- 3.投稿する困りごとがないため
- 4.窓口の設置場所がわからないため
- 5.その他（ ）

問 12 貴社及び実運送事業者に依頼している事業者のトラックドライバーの労働時間等の改善や取引先との物流条件の見直し等について、お気づきの点やお考え、ご意見等ございましたら、ご自由にご記入ください。

## 運送事業者調査設問（実運送事業者向け）

F0. 貴社の概要をご回答ください。

貴社名	
業務内容	1.一般貨物自動車運送事業 2.貨物軽自動車運送事業（複数選択可）
資本金	5千万円以下 5千万円超～1億円以下 1億円超～3億円以下 3億円超

F1. 貴営業所の概要についてご回答ください。

※以降、貴営業所についてご回答ください。

営業所名	
住所	
従業員数	
電話番号	（任意）
ご記入者名	（任意）
お役職名	（任意）
メールアドレス	（任意）

F2. 貴営業所の保有している事業用車両台数をご記入ください。

車両総重量	保有車両数
貨物軽自動車	台
普通（車両総重量 3.5t 未満）	台
準中型（車両総重量 3.5t 以上 7.5t 未満）	台
中型（車両総重量 7.5t 以上 11t 未満）	台
大型（車両総重量 11t 以上）	台
トラクタ	台
合計	台

F3. 貴営業所のドライバー数をご回答ください。

F3-1 年齢層別・性別ドライバー数

年齢	男性計	女性計
20歳未満		
20～29歳		
30～39歳		
40～49歳		
50～59歳		
60歳以上		

F3-2 免許区分別・性別ドライバー数

免許区分	男性計	女性計
普通		
準中型		
中型※		
大型		
大型（うちけん引）		

※中型には、8t 限定中型免許を含む。

※複数の免許を保有している場合は、最上位の免許区分としてください（例：大型と中型の場合は「大型」）。

F4. 貴営業所で最も多い取扱品目は何ですか。最も多い品目を1つ選択してください。

- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| 1.米・麦・穀物                   | 2.生鮮食品               |
| 3.加工食品                     | 4.飲料・酒               |
| 5.原木・材木等の林産品               | 6.鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品    |
| 7.鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材        | 8.鋼材・建材などの建築・建設用金属製品 |
| 9.壁紙・タイルなど住宅用資材            | 10.金属部品・金属加工品（半製品）   |
| 11.セメント・コンクリート・コンクリート製品    | 12.ガソリン・軽油など石油石炭製品   |
| 13.合成樹脂・塗料など化学性原料          | 14.医薬品               |
| 15.その他の化学製品                | 16.紙・パルプ             |
| 17.糸・反物などの繊維素材             | 18.衣類・布団などの繊維製品      |
| 19.日用品                     | 20.書類・印刷物            |
| 21.プラスチック製部品・加工品、ゴム製部品・加工品 | 23.精密機械・生産用機械・業務用機械  |
| 22.機械ユニット・半製品              | 25.完成自動車・オートバイ       |
| 24.家電・民生用機械                | 27.廃棄物               |
| 26.再生資源・スクラップ              | 29.空容器・返送回資材         |
| 28.宅配便・特積み貨物               |                      |
| 30.その他（ ）                  |                      |

荷主あるいは元請事業者との取引状況についてご回答ください。

問 1. 荷主または元請事業者との取引関係について、それぞれのおおよその割合をご回答ください。

※ない場合は 0%とし、計が 100%となるようにご記入ください。

	荷主からの依頼による輸送	元請からの依頼による輸送
通常期の輸送	%	%
繁忙期の輸送	%	%

※縦計が 1 0 0 または 0%となるようにご記入ください。

問 1-1 時間指定について（通常期）

	荷主からの依頼による輸送	元請からの依頼による輸送
1. 時間指定あり	%	%
2. 午前・午後の指定あり	%	%
3. 時間指定なし	%	%

※縦計が 1 0 0 %または 0%となるようにご記入ください。

問 1-2 荷役作業の状況について（通常期）

	荷主からの依頼による輸送	元請からの依頼による輸送
1. 手荷役	%	%
2. パレット崩し手荷役	%	%
3. フォークリフト荷役 <ドライバーが作業>	%	%
4. フォークリフト荷役 <荷主側が作業>	%	%
5. ロールボックス荷役	%	%
6. その他	%	%

※縦計が 1 0 0 %または 0%となるようにご記入ください。

問 1-3 荷役作業以外の附帯作業（棚入れ、保管場所までの横待ち運搬、資材・廃材等の回収、商品仕分け、検品、納品場所の整理、ラベル貼り）について（通常期）

	荷主からの依頼による輸送	元請からの依頼による輸送
1. ない	%	%
2. ある	%	%

※縦計が 1 0 0 %または 0%となるようにご記入ください。

問 1-4 荷役料金の収受について（通常期）

	荷主からの依頼による輸送	元請からの依頼による輸送
1. 収受している	%	%
2. 収受していない	%	%

※縦計が 1 0 0 %または 0%となるようにご記入ください。

問 1-5 待機時間料の収受について（通常期）

	荷主からの依頼による輸送	元請からの依頼による輸送
1. 収受している	%	%
2. 収受していない	%	%

※縦計が 1 0 0 %または 0%となるようにご記入ください。

問 1-6 高速道路の料金の収受について（通常期）

	荷主からの依頼による輸送	元請からの依頼による輸送
1. 全額収受している	%	%
2. 収受していない	%	%
3. 一部収受している	%	%

※縦計が 1 0 0 %または 0%となるようにご記入ください。

問 1-7 燃料サーチャージの導入について（通常期）

	荷主からの依頼による輸送	元請からの依頼による輸送
1. 導入している	%	%
2. 導入していない	%	%

※縦計が 1 0 0 %または 0%となるようにご記入ください。

問 1-8 路上駐車が発生について（通常期）

	荷主からの依頼による輸送	元請からの依頼による輸送
1. 発生している	%	%
2. 発生していない	%	%

※縦計が 1 0 0 %または 0%となるようにご記入ください。

問 2.繁忙期に労働力不足等によって通常の輸送が困難な場合、どのような対応を取っていますか。(複数選択可)

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1.ドライバーの早出・残業での対応 | 2.ドライバーの休日出勤での対応 |
| 3.予備のドライバーの増員での対応 | 4.事務職・管理職での対応    |
| 5.他の下請・庸車での対応     | 6.対応できず輸送を断っている  |
| 7.その他 ( )         |                  |

問 3. 荷積み・荷卸しの際、荷待ちは発生していますか。

- 1.発生している →問 3-1 へ
- 2.発生していない →問 4 へ

問 3-1. 荷待ちの理由は何ですか。(複数選択可)

- 1.出荷体制・受入れ体制が整っていないため
- 2.受付や指定時間が他社と集中する時間帯のため
- 3.スペースや人員の不足等で作業に時間がかかるため
- 4.入荷作業が優先されるため
- 5.出荷作業が優先されるため
- 6.指定する時間よりドライバーが早く到着してしまうため
- 7.その他 ( )

問 4. 現在、荷主または元請事業者との間で運送契約について「書面化」をしていますか。

- 1.ほぼすべてと書面化している →問 4-1 へ
- 2.一部書面化している →問 4-1 へ
- 3.書面化はしておらず、口頭で依頼されている →問 5 へ
- 4.その他 ( ) →問 5 へ

問 4-1 書面化している内容について、該当するものすべてを選択してください。(複数選択可)

- 1.貨物の品名、重量、個数等
- 2.運送日時(積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所)
- 3.運送の荷種別
- 4.運賃、燃料サーチャージ、料金(積込料及び取卸料、待機時間料、附帯業務料等)、有料道路利用料、立替金その他の費用
- 5.荷送人及び荷受人の連絡先等
- 6.運送状の作成年月日等
- 7.高価品については、貨物の種類及び価格
- 8.積込み又は取卸し作業の委託の有無
- 9.附帯業務の委託
- 10.運送保険加入の委託の有無
- 11.支払方法、支払期日

標準貨物自動車運送約款の改正内容についてご回答ください。

問 5. 積込料や待機時間料などを「料金」としたことや、商法改正に伴い標準貨物自動車運送約款が平成 29 年 11 月と平成 31 年 4 月に一部が改正されましたが、その内容をご存知ですか。

- 1.改正された約款の詳しい内容を知っている →問 5-1 へ
- 2.改正された約款のおおよその内容を知っている →問 5-1 へ
- 3.改正された約款の存在は知っているが、内容までは知らない →問 6 へ
- 4.改正された約款の存在も内容も知らない →問 6 へ
- 5.その他 ( ) →問 6 へ

問 5-1 改正約款の内容を踏まえ、荷主または元請事業者との取引を見直したところがありますか。(複数選択可)

- 1.料金として「積込料」、「取卸料」、「附帯業務料」を具体的に記載した
- 2.料金として「待機時間料」を具体的に記載した
- 3.料金として「高速道路料金やフェリー料金等の実費」について記載した
- 4-1.特に見直しをしていない。理由：すでに改正の内容を実行しているから
- 4-2.特に見直しをしていない。理由：該当する内容がないから
- 4-3.特に見直しをしていない。理由：荷主または元請事業者に対して要望がないから
- 4-4.特に見直しをしていない。理由：その他 ( )

問 6. 「運賃・料金」の決定・改定にあたり、以下を原価反映できましたか。反映しているものを選択してください。(複数選択可)

- 1.運賃(ドライバー等の人件費や車両費等)
- 2.燃料価格の変動
- 3.高速道路料金やフェリー料金等の実費
- 4.積込・取卸料
- 5.待機時間料
- 6.附帯業務料
- 7.いずれも適正に反映していない

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」についてご回答ください。

問 7-1 荷主とトラック運送事業者が平等な立場で、運賃・料金交渉ができる適正取引に向けた取組みをまとめた「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の内容をご存知ですか。

- 1.ガイドラインの詳しい内容を知っている →問 7-2 へ
- 2.ガイドラインのおおよその内容を知っている →問 7-2 へ
- 3.ガイドラインの存在は知っているが、内容までは知らない →問 7-3 へ
- 4.ガイドラインの存在も内容も知らない →問 7-3 へ

問 7-2 荷主または元請事業者からの依頼による輸送において、ガイドラインにある適正取引ができていますか。

- 1.すべてできている
- 2.概ね、できている
- 3.できていない項目があると思う
- 4.あまりできていないと思う
- 5.知らない・わからない

問 7-3 貴社が荷主または元請事業者と取引する際の受け取り手段について、該当するものすべてを選択してください。(複数選択可)

- 1.現金（振込等の手段を問わず、小切手を含む）
- 2.約束手形（支払サイト 60 日以内）
- 3.約束手形（支払サイト 60 日超）
- 4.電子記録債権
- 5.その他（ ）

※支払サイト：取引代金の締切日から支払日までの猶予期間のこと

問 7-4 約束手形により取引する場合、その現金化に係る割引料等のコストを負担しないように、取引額の設定を荷主または元請事業者と協議して決定していますか。

- 1.コストを勘案して決定している
- 2.コストを勘案して決定していない
- 3.約束手形による取引はしていない

問 7-5 「令和 8 年に約束手形の廃止」に向けた取り組みが始まったことをご存知ですか。

- 1.知っており、既に自社において取引の見直しを始めている。
- 2.知っており、今後自社において取引の見直しを始める予定
- 3.知っているが、自社において取引の見直しを行う予定はない（理由： ）
- 4.知らない
- 5.約束手形による取引をしていない

問 7-6 令和 3 年 11 月頃から発生した石油製品価格高騰に際して、荷主または元請事業者と燃料価格の上昇分に関する転嫁についての価格交渉をしましたか。

- 1.価格交渉し、運賃等を改定した
- 2.価格交渉し、燃料サーチャージを設定した
- 3.上記 1,2.以外の方法で燃料費相当分を受け取ることとした
- 4.以前より燃料サーチャージが設定されており、それを適用した
- 5.価格交渉はしたが、改定してもらえなかった（理由： ）
- 6.価格交渉に応じてくれなかった（理由： ）
- 7.以前より燃料サーチャージが設定されていたが、適用してもらえなかった（理由： ）
- 8.価格交渉の申し出をしなかった（理由： ）

「改善基準告示」についてご回答ください。

問 8 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準である「改善基準告示」の内容をご存知ですか。

- 1.改善基準告示の詳しい内容を知っている →問 8-1 へ
- 2.改善基準告示のおおよその内容を知っている →問 8-1 へ
- 3.改善基準告示の存在は知っているが、内容までは知らない →問 9-1 へ
- 4.改善基準告示の存在も内容も知らない →問 9-1 へ

問 8-1 荷主または元請事業者からの運送において、貴社のドライバーは「改善基準告示」を遵守できていると思いますか。

- 1.すべて遵守できている
- 2.概ね遵守できている
- 3.遵守できていない項目があると思う
- 4.あまり守られていないと思う
- 5.知らない・わからない

問 8-2 荷主または元請事業者からの依頼を引き受ける際、「改善基準告示」を遵守することが可能か確認していますか。

- 1.すべて遵守可能か確認している
- 2.概ね遵守可能か確認している
- 3.あまり確認できていないと思う
- 4.確認していない

問 8-3 「改善基準告示」を遵守できていない実態が確認された場合に、運行時間、附帯作業時間、荷待ち時間等の削減に向けて、荷主または元請事業者へ協議や申し入れを実施していますか。

- 1-1.協議や申し入れを実施し、改善された
- 1-2.協議や申し入れを実施し、協議中または改善が検討されている
- 1-3.協議や申し入れを実施し、改善されていない
- 2.協議や申し入れを実施していない。
- 3.「改善基準告示」を遵守できているので該当しない。
- 4.その他（ ）

労働時間等の短縮に向け、荷主または元請事業者への要望についてご回答ください。

問 9-1 令和 6 年 4 月からドライバーの時間外労働時間の上限が年 960 時間となりますが、現在の状況についてお聞かせください。

- 1.現時点でも遵守可能
- 2.現時点で遵守できていないが、令和 6 年 4 月までに遵守可能
- 3 現時点では遵守できていない、令和 6 年 4 月までも遵守は厳しい（理由： ）
- 4.遵守するつもりはない
- 5.その他（ ）

問 9-2 主要な荷主または元請事業者に対して「荷待ち時間」について改善を要望しましたか。

1. 要望し、改善された（その内容： ）
2. 要望し、現在改善が検討されている、又は今後改善が検討される予定（その内容： ）
3. 要望したが、改善はされず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望していない
5. その他（ ）

問 9-3 主要な荷主または元請事業者に対して「荷役作業」について改善を要望しましたか。

1. 要望し、改善された（その内容： ）
2. 要望し、現在改善が検討されている、又は今後改善が検討される予定（その内容： ）
3. 要望したが、改善はされず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望していない
5. その他（ ）

問 9-4 主要な荷主または元請事業者に対して「作業の内容や手順、所要時間、集荷場所のレイアウト等」について改善を要望しましたか。

1. 要望し、改善された（その内容： ）
2. 要望し、現在改善が検討されている、又は今後改善が検討される予定（その内容： ）
3. 要望したが、改善はされず、今後も改善の予定はない
4. 特に要望していない
5. その他

平成 29 年 7 月と令和元年 7 月に一部が改正等された、荷主勧告制度・荷主への働きかけ等の規定の運用についてご回答ください。

問 10 トラック運送事業者が行った過労運転防止違反や過積載運行等の違反行為について、荷主等（元請、発着荷主）が指示するなど荷主等の主体的な関与があった場合に、国土交通省が荷主等に対して勧告する「荷主勧告制度」をご存知ですか。

1. 荷主勧告制度の詳しい内容を知っている →問 10-1 へ
2. 荷主勧告制度のおおよその内容を知っている →問 10-1 へ
3. 荷主勧告制度の存在は知っているが、内容までは知らない →問 10-1 へ
4. 荷主勧告制度の存在も内容も知らない →問 10-2 へ
5. その他（ ） →問 10-2 へ

問 10-1 荷主または元請事業者が荷主勧告とならないように荷主または元請事業者とどのような取り組みをしていますか。（複数選択可）

1. 荷待ち時間の短縮、削減
2. 非合理的な到着時間の設定の見直し
3. やむを得ない遅延に対するペナルティの見直し
4. 重量違反等となるような輸送依頼の見直し
5. 特に取り組みはしていない
6. その他（ ）

問 10-2 トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主等（元請、発着荷主）に対して、厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の 4 省が連携して、荷主の配慮について理解を求める「働きかけ」を行っていることをご存じですか。

1. 知っている
2. 知らない

問 10-3 燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを荷主または元請事業者に求めたにもかかわらず、荷主または元請事業者が不当に据え置くことは、独占禁止法違反（買いたたき）のおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法による荷主等（元請、発着荷主）への働きかけ、勧告・公表の対象となることをご存知ですか。

1. 知っている
2. 知らない

問 10-4 国土交通省のホームページにて、積込先・配送先での荷主・元請事業者のお困りごとについて、匿名でも意見投稿できる窓口が設置されていることを知っていますか。

1. 知っており、投稿したことがある →問 11 へ
2. 知っているが、投稿したことがない →問 10-5 へ
3. 知っているが、投稿したくない →問 10-5 へ
4. 知らない →問 11 へ
5. その他（ ） →問 11 へ

問 10-5 窓口に意見投稿されたことがない理由について、お聞かせください。（複数選択可）

1. 投稿することで、荷主に投稿者が誰であるかを特定されると思っているため
2. 投稿することで、荷主からの報復のおそれがあると思っているため
3. 投稿する困りごとがないため
4. 窓口の設置場所がわからないため
5. その他（ ）

問 11 トラックドライバーの労働時間等の改善や取引先との物流条件の見直し等について、お気づきの点やお考え、ご意見等ございましたら、ご自由にご記入ください。